

ずるに止まるが、被裏書人が代理権を行使するには裏書の連続を要する。

(一) 裏書によつて手形上の権利は移轉せず——この被裏書人は單なる代理人で、裏書人が依然として手形上の権利者である。故に取立委任裏書をした後でも、委任を解除して自ら取立をなし得るのは勿論で、この場合には取立委任裏書を抹消するのが普通だが、これを抹消せずに自ら権利を行ひ得る(大審明三九、明四一)。

(一) 被裏書人の権限

(1) 取立委任の被裏書人の代理権の範圍は、手形上の権利を行使するために必要な裁判上裁判外の一切の権限を有する(手一八一木)。即ち手形を呈示して引受又は支拂を求め、引受又は支拂拒絶證書を作成させ、前者に對して遡求権を行使し、償還を受け得るは勿論、手形請求訴訟を起し、その判決の執行

をなすこともその権限に屬する。

(2) 取立委任の被裏書人は、通常の裏書によつて手形を譲渡し得ないが、「代理ノ爲」の裏書即ち取立委任の目的を以てする裏書をなす権限を有する(手一八一但)。この場合には、その者は自己の権限を他人に譲渡し、權限行使の資格を失ふもので、この點は代理人が復代理人を選任した場合に代理権を失はないのと異なる(民一〇四、一〇五)。

(一) 被裏書人の代理権の消滅

(1) 被裏書人の代理権は、取立委任裏書の抹消及び被裏書人が更に代理のため裏書をなすことによつて終了するが、代理のための裏書による委任は、これを任意に撤回するを得ず、當事者間に代理権の基礎たる委任契約を解除しても、その効果は當事者間に止り、代理権の消滅を以て善意の第三者に對抗し得ない。

(2) 又裏書人の死亡又はその者が無能力となつたことによつては終了しない(手一八三)。これは手形取引では證券面の記載が絶対的の標準となるからだ。

(三) 債務者の抗辯權——取立委任裏書は、單に代理權附與の效力を生ずるに止まり、裏書人は依然として手形上の權利者だから、債務者は裏書人に對する人的抗辯を以て被裏書人に對抗し得る(手一八三)が、この抗辯は、債務者と取立委任裏書人との間に生じた事由に限り、その被裏書人、即ち取立委任を受けた者との間に生じた事由を抗辯とすることはできぬ。

(乙) 内部關係——取立委任裏書の裏書人と被裏書人の關係は一般民事的の關係で、當事者間の定により、委任に關する規定が適用される。

(一) 故に被裏書人は、受任者として善良な管理者の注意を以て、手形上の

權利の行使並に保全に關する行爲をなすことを要し、委任者に對し、費用の償還、特約に依る報酬の請求をなすことができる。

(一) 以上の如く、取立委任裏書に於ては、裏書人は手形上の權利を譲渡するものでないから、被裏書人に對し擔保義務を負ふことなく、裏書禁止手形に於ても、取立委任裏書はなし得るのである。

(二) 隠れたる取立委任裏書(信託裏書)——とは、單に取立委任の目的で形式上は通常の譲渡裏書の方法でなした裏書をいふ。

(一) この裏書の效用——は、取立委任裏書は満期でなければ取立ができなから、満期到來前、その手形を通常の裏書の方法によつて對價を取得して手形を譲渡し(手形割引)、以て取立をなしたと同一の經濟上の目的を達す

るにある。この裏書は、形式上は通常の裏書だが、その實質は取立委任にあるから、隠れたる取立委任裏書といはれる。

(一) この裏書の性質——この裏書は虚偽の裏書として無効とされたこともあるが、現在では有効なことは争なく唯その有効とする理論に付ては争があるが、信託裏書説を正當とする。即ち(1) 手形は文言證券で、その効力は専らその文言によつて定められるが、この裏書には取立委任の附記なく、外觀上通常の裏書であり、従つて手形法則によつて手形上の權利は被裏書人に移轉し、唯裏書人と被裏書人との内部關係に於て、被裏書人は一定の目的を超えて權利を行使し得べからざる義務を負ふに過ぎない。

(2) 若し被裏書人がその義務に違反しその手形を第三者に譲渡した場合には

その譲渡は固より有効であり、被裏書人は裏書人に對して損害賠償の義務を負ふことになる。

(一) 惡意の抗辯——隠れたる取立委任裏書が、普通の裏書としての效力を有する以上は、手形債務者は、惡意の抗辯の成立する以外は裏書人に對する人的抗辯を以て被裏書人に對抗し得ない譯だが、この裏書が單に裏書人のために取立をなすにあり、この裏書によつて人的抗辯を回避せんとすることに協力することが信義誠實の原則に反する點から見れば、この場合債務者は、惡意の抗辯を以て被裏書人に對抗し得るものと云はねばならない。

(三) 取立委任裏書は固有の裏書としての效力を生ずる——から、裏書人は無擔保文句を記載しない限り、擔保義務を負ふのは當然だが、その裏書の被裏書人に對しては、裏書が取立委任に

あることの抗辯を以て對抗できる。

質入裏書

(一) 質入裏書とは——所持人が債権を擔保する目的で手形に質権を設定するため、その旨を附記してなす裏書をいふ。質入裏書は、實際上餘り利用されなかつた爲め、舊法は之を削除したが、新法では之が規定を設けた。その實益は、取立委任裏書によると被裏書人の地位が薄弱であり、信託的讓渡裏書では、裏書人に不安を與へるため擔保の目的を達し得ないが、この制度によると、これ等のことなく擔保の目的に適切だからである。

質入裏書は手形に質権を設定するに止まり、被裏書人に手形上の権利が移轉するものでないから、質入裏書のためには、裏書に「擔保ノ爲」「質入ノ爲」その他質権の設定を示す質入文句を附

記することを要する(手一九九前)。この附記をしないと、質入の目的でなされても、ここに質入裏書としての取扱を受けない。

正式質入裏書

裏書ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也
× 附記 質入ノ爲
昭和廿年參月廿日
乙 野 次 郎

白地式質入裏書

裏書ノ金額
其指圖人へ御支拂相成度候也
× 附記 擔保ノ爲
昭和 年 月 日
乙 野 次 郎

(二) 質入裏書の効力——質入裏書の被裏書人も、一般の場合と同様、裏書の連続によつて権利行使の形式的資格を取得する。

(一) 被裏書人の権限——質入裏書に

より裏書交付を受けた被裏書人は、手形より生ずる一切の権利を裁判上裁判外行使し得る(手一九一木)。併し所持人はその手形を裏書によつて讓渡することはできぬ。裏書してもそれは代理の爲の裏書、即ち取立委任裏書としての効力があるにすぎない(手一九一但)。

(一) 被裏書人に對する抗辯——被裏書人は手形より生ずる一切の権利を行使し得るが、手形上の権利の移轉を生ぜず、質権の作用として権利行使の権限を有するにすぎないが、その権利は取立委任の被裏書人の如く代理權に基くものでなく、自己固有の権利(質権)に基くものだから、債務者は所持人が債務者を害することを知つて手形を取得したとの惡意の抗辯を除いては、裏書人に對する人的抗辯を以て被裏書人に對抗し得ない(手一九五)。この點は取立委任裏書の被裏書人の地位とは大に

異なる所だ。質入裏書についても即時取得の原則(手一六五)の適用がある。

(一) 質權實行の方法——については別段の規定はないから、一般原則(手一九一木、民三六七)によるの外はない。

(四) 裏書人の地位——質入裏書人は裏書後も手形上の権利者だから、後日質權者から手形の返還を受ければ、自己の裏書を抹消し又は抹消せずに手形上の權利を行使し、又は之を裏書讓渡し得ることは、取立委任裏書の場合と同様である。

(五) 質入裏書人は引受及び支拂の擔保義務を負ふや——については議論があるが、質入裏書は既存の權利の質入と解すべきだから、擔保義務を負はないと解する。

(六) 主たる債權と手形上の權利との關係——は、裏書人たる債務者と債權者との原因關係によつて決せられる。

(三) 隠れたる質入裏書——とは、債權擔保の目的を以てせらるゝ形式上固有の讓渡裏書をなすことをいふ。これも隠れたる取立委任裏書と同様、信託讓渡裏書で、その裏書は完全な讓渡裏書としての効力を生じ、裏書人と被裏書人との内部關係に於て、權利の讓渡が擔保の目的のために制限されてゐるにすぎない(五五五頁以下)。

期限後裏書

(一) 期限後裏書とは——後裏書とも云ひ、支拂拒絶證書作成後又は支拂拒絶證書作成期間經過後の裏書をいふ(手二〇一)。

(二) 手形は時間の經過に従つて、満期に於ける支拂の目標に向つて發展流通し、振出人、裏書人等の擔保義務も主としてこの満期に於ける支拂を擔保するにある。

(一) 所が豫期に反して満期に於ける支拂なく、手形が不渡となつたときはその後は手形は償還請求に向つて進展するから、既に満期を過ぎ、支拂拒絶證書の作成あり、又はその作成期間を徒過した後は、満期前の手形本來の流通力と同一の保護を與へる必要なく法は流通性は認めるが、その裏書の效力を制限した。

期限後裏書の限界

(一) 新法は、期限後裏書の限界を拒絶證書の作成の時、又はその作成期間(手四四三)に置いたから、満期後の裏書でも、拒絶證書の作成期間前までその作成のない間になされた裏書は、満期前の裏書と同一の效力を有し、期限後裏書ではない(手二〇一木)。それは拒絶證書作成期間經過前で、まだその作成がない限り、まだ手形の不渡は確定的のものでなく、尙ほ完全な

流通性を有するからだ。

(一) 裏書が期限後裏書なりや否やは事實裏書のされた時を標準として決定され、裏書日附の記載があれば、一應その日附によつて裏書日の推定を受ける日附の記載のないときは問題だが、法は支拂拒絶證書作成期間経過前に爲したものと推定した(手二〇二)。推定だから反證を以て覆し得るのは當然だ。

(二) 白地裏書ある手形を、裏書によらず單純引渡により取得した場合は規定はないが、その取得が拒絶證書作成期間経過後の場合は、期限後裏書と同様の効果を生ずる(大審六一五)。

(三) 期限後裏書の效力

(甲) 移轉的效力

(一) 效力の制限——拒絶證書の作成あり、又はその作成期間経過後でも自由に裏書譲渡し得るが、その裏書の效力は制限され、單に指名債權譲渡の効

力のみを有し(手二〇二但)、裏書人は擔保義務を負はず、手形上の權利移轉に付ても、一般裏書の如く人的抗辯遮斷の效力なく、債務者はその裏書人に對抗し得べかりし一切の人的抗辯を以て被裏書人に對抗し得るから(大審六二二)、數個の後裏書があるときは、所持人たる最後の被裏書人はすべての後裏書人に對する抗辯の全部を以て對抗される。即ち一般債權譲渡の場合と同様、前者に對する抗辯全部を承繼する。

(二) 期限後裏書と即時取得——期限後裏書の裏書人が無權利者であつた場合に、その被裏書人は即時取得の規定(手一六二)により、手形上の權利を取得するやに付ては議論があるが、法は期限後裏書は指名債權譲渡の效力しか有しないものとしてゐるから、權利を取得せずと解する外はない(大審六一五)。

(三) 期限後裏書と虚偽の意思表示——

虚偽の手形行爲は、その當事者及び惡意の取得者間では無効であり(民九四)この場合、相手方若は惡意の取得者から後裏書を受けた善意の被裏書人は、裏書人に對する抗辯の對抗を受けて權利を取得し得ざるやについても議論があるが、後裏書は指名債權譲渡の效力を有し、前記の通謀虚偽の意思表示の無効は、善意の第三者に對抗し得ないから(民九四二)、この場合善意の被裏書人に無効を以て對抗し得ないものと解すべきである。

(四) 期限後裏書に於て裏書人が既に拒絶證書を作成させてゐる場合——は被裏書人の前者に對する遡求權は保全されてゐるが、之を作成させてゐないときは、被裏書人は前者に對する權利を取得せず、爲替手形では引受人、約手では振出人に對してのみ權利を有するにすぎず、爲替手形に引受人のない

ときは、何人に對しても權利を有しないことになる。

(乙) 擔保的效力——期限後裏書人は手形上全然擔保責任を負はない。その裏書が指名債權譲渡の效力しか有しない當然の結果だ。併し裏書人は原因關係に於て擔保責任を負擔することは差支ない。

(丙) 資格附與的效力——については通常裏書と同様で、被裏書人は、裏書の連續ある手形を所持する限り形式的資格を有し、實質的資格の證明を要せずして、權利を行ふことができる(手一六一前)。

45. 引 受

概 説

引受とは

爲替手形の支拂人が手形金額支拂の債務負擔を目的とする附屬的手形行爲をいふ。之を分説すると、

- (一) 引受は爲替手形にのみ存する——約束手形では振出人が初から手形金額の支拂義務を負ひ、引受人たる地位も兼ねて居り、小切手では支拂人はあるが引受をなすものではなく、支拂保證は引受ではない。爲替手形についてはその種類に拘らず引受ができる。
- (二) 引受は支拂人のみなし得る——支拂人以外の者が引受の旨を記載、署

名しても、引受としては無効である。

(三) 手形金額支拂の債務負擔を目的とする——爲替手形の支拂人は、振出人の單なる一方的指定によつて當然に手形上の債務者となることなく、引受があるまでは手形金支拂債權は假設的のもので、振出人及び裏書人の擔保責任があるに止まるが、支拂人の引受によつて茲に確定的債務者を生じ、支拂人は引受人として手形關係に加入するこの引受は、手形金額支拂の債務を負擔することを目的とする手形行爲である。

(四) 引受行爲は單獨行爲である——引受は通常所持人の引受呈示によつてなされる。これは呈示がなければ引受の機會がないからだ、この呈示は引受の要件でなく、たとへ所持人の意思に反して引受がされても、所持人が無能力者無權利者でも、その引受は有效

で、引受人はその責任を免れ得ない。又引受は支拂人が振出人の委託に應じてなすものでない。支拂の委託は形式的のものであり、假に偽造手形又は振出人が無能力者の場合でも、之になした引受は有効だ。

要するに引受は對人的のものでなく、その手形取得者に對し手形金額支拂の債務負擔を目的とする單獨行爲である。(五) 附屬的手形行爲である——手形行爲だから、引受は法定事項を記載し手形に署名して爲さるゝことを要する附屬的手形行爲だから、有効な基本手形たる振出の存在を前提とする。基本振出行爲が要件欠缺その他によつて無効のときは、之になした引受が無効となるのは當然だ。(六) 引受のない爲替手形——は信用が薄く、事實流通上支障を來すから、消費貸借又は割引目的のための手形は

流通に置かれる前に引受のされることが多いが、爲替手形には必ずしも引受あることを要せず、引受がなくとも手形支拂はなされる。

引受の成立と抹消

(一) 引受の成立——は、支拂人が手形に法定事項を記載して署名し、之を所持人に返還するによつて完成する。従つて引受が效力を發生する時期は、引受の署名の時ではなく、手形を所持人に返還した時と解すべきだ。

(二) 引受の抹消

(一) 抹消し得る時期——引受は、引受署名をして手形を返還するによつて效力を發生するから、支拂人は、所持人に手形を返還するまでは、一旦引受をした後でも自由に引受を抹消し得るが、手形返還後は抹消し得ない。之を抹消すると變造となる。

(1) 何時返還があつたものと見るべきかはその手形が引受人、手形所持人何れの事實上支配に屬するやによつて定まる。例へば手形に引受をして郵送したが、郵便局より返還された如き場合は、まだ引受人の支配下にある。

(2) 引受の抹消が何時なされたかについて疑が生じたときは、證券の返還前に爲したものと推定される(手二九一後)。

(三) 抹消の効果——適法な抹消のあつたときは、引受は拒絶されたものと看做されるが(手二九一前)。

(1) 支拂人が一旦書面を以て所持人又は手形の署名者(多くは引受のため手形を送附した裏書人)に引受の通知をした場合には、被通知人は之を信じ、殊に引受呈示期間の遵守の保全手續を怠り勝だから、その保護のため、たとへ支拂人が手形の返還前に引受を抹消しても、之等の被通知人に對しては引

受の文言によつて責任を負はねばならぬ(手二九一)。

(2) だが之がため適法に抹消された引受自體を復活するものでないから、右の通知を受けた所持人は、支拂人に對し引受文言による手形責任を問ひ得ると共に、他面引受拒絶のあつたものとして、保全手續を経て満期前に遡求を行使し得る。

(四) 引受通知による責任

(1) 支拂人が引受通知によつて引受責任を負ふのは、書面通知をした場合に限り、口頭の場合にはこの責任なく、且つ被通知人に對してのみ責任を負ふ(2) 通知は發したるを以て足るか、到達を要するかは疑問だが、到達を要するものと解する。その通知は抹消の前後を問はない。

引受の效力

手形金額支拂義務

支拂人は、引受により満期に於て手形金額の支拂をなすべき義務を負ひ(手二八一)、支拂人は、引受によつて手形關係の主たる債務者たる地位に立つ。その義務は、手形行爲によつて不要因的に生ずる。従つて一旦引受をした以上は、資金關係の如何に拘らず、引受の文言に従つて義務を負はねばならぬ。

償還義務

引受人が支拂をしない結果、振出人又は裏書人が所持人の請求によつて償還をした場合には、所持人に對する代りに、之等の者に對して償還金額支拂の

責に任じ、たとへ振出人でも、手形を受戻したときは引受人に對して支拂を求め得る(手二八一後)。

(一) 併し引受人は、振出人に對しては、資金關係より抗辯を有することがある。

(二) 引受人は、手形所持人に對し、所持人が他の償還義務者に對する如く權利保全手續の不適法又は手形期間の經過によつて消滅時効の完成しない限り、手形上の責任を免れることはできぬ(手五三二但)。

(三) 引受人が、満期に適法の支拂呈示を受けながら支拂をしないときは、手形金額は勿論、満期後の法定利息、拒絶證書作成、遡求通知等、保全手續に要した一切の費用を支拂はねばならぬ(手二八一前)。

利得償還義務

所持人の手形上の権利が、時効又は手続の欠缺に依つて消滅した場合には、引受人は資金関係上の利得を償還せねばならない(四八六頁)。

引受呈示

引受呈示の意義

(一) 爲替手形の引受は、振出人自ら支拂人に引受をさせ、引受済手形として受取人に交付することもあれば、白地引受をした後振出人がその手形を流通に置く場合もあるが、通常は所持人が手形を呈示して引受を求め、これに支拂人が引受をするものである。この支拂人に引受を求めため手形を呈示することを、引受呈示又は引受のための呈示といふ。

(二) 引受の呈示は、支拂人は自己宛

に振出された手形の存在を知るために必要であると共に、一覽後定期拂手形に於ては、満期を確定するため呈示が必要である(手二二、二五五)。

引受呈示の當事者

(一) 引受呈示をなし得る者は原則として所持人だが、手形の單なる占有者もなし得る(手二二)。引受は手形に付てなされ、その呈示者の何人なりやは、引受をなさんとする支拂人にとつては重要ではなく、所持人側に於ては、代理人使者等をして呈示せしむる場合にその資格を證明することは煩雜困難な場合があるから、便宜のため單なる占有者にも呈示権を與へたのである。

(二) 引受をなし得る者は支拂人に限るから、呈示を受ける者も支拂人に限らるべきは當然である(手二二)。併し支拂人の代理権を有する者が、支拂人の

ために引受呈示を受け得るのは勿論だ

呈示の場所

引受呈示は、支拂人の住所に於てなすことを要し(手二二)、第三者方拂の記載のある場合でも、引受呈示は支拂人の住所でなすことを要する。ここに住所とは、嚴格な意味ではなく、主たる營業所をも含む意味で、若し支拂人の承諾があれば、他の場所で呈示しても差支ない。

呈示の方法

引受呈示は、被呈示者が手形を一覽し引受を記載し得る状態に置くを以て足り、必ずしもその手形を支拂人に交付して置く事を要せず(手二四)、支拂人が現に手形を一覽したことも要しない(一) 故に呈示の場所に手形を持参した以上は、支拂人が不在その他の事由

で面會ができなかつた場合でも、適法の呈示のあつたものとして引受拒絶と看なして差支ない(拒絶令二二)。

(二) 尙ほ支拂人が死亡し、その相続人が曠缺し、又は未確定のときに、支拂人が無能力者で法定代理人が未定のとき、支拂人が假設人の場合等も同様だ。

呈示期間

引受呈示は、一覽後定期拂手形は日附後一年内(三三)、その他の手形は満期に至るまでになすことを要する(手二二)満期に至るまでとは、満期の前日の意味で、満期後は支拂呈示をなすべく引受呈示の必要はない。

(一) 振出人は右法定の呈示期間を任意に短縮又は伸長し得、又裏書人は右の法定期間及び振出人の定めた任意期間を短縮し得るから(手二二、二三)、

これ等の任意の呈示期間の記載があるときは、所持人はその期間内に引受呈示をなすことを要し、この期間を徒過すると前者に對する遡求権を失ふ(手五三I本)。

(二) そして呈示は休日にはなし得ず(手七二後)、法令又は慣習による取引時間のあるときは、取引時間外ではなし得ない。

(1) 引受呈示期間を満期前に限つたのは、引受は満期に於ける手形支拂義務を負ふ意思表示だから、既に満期が到來した以上、所持人は支拂のための呈示をなし得るからだ。

(2) 故に呈示期間經過後は、引受呈示をなすことを得ず、その呈示によつて假に引受があつても、前者に對する遡求権保全の要件とはならない。所持人の前者に對する遡求権は、引受呈示期間の徒過によつて當然消滅し、期間後

の呈示によつて遡求権は復活しないからだ。

(三) 引受呈示期間後の引受の効力——に付ては議論があるが、引受人に對する關係では有効で、引受人は時効期間内は義務を負担するものと解する。

引受呈示の自由と制限

(一) 引受呈示自由の原則——支拂呈示に先だつて引受呈示をなすや否やは所持人の自由で、これをしないために何等の不利を被らないのが原則だ。

(二) 自由の制限——右の原則に對して次の制限がある。

(I) 引受呈示の義務——振出人及び裏書人は手形の種類を問はず、手形に期間を定め又は定めずして、引受呈示を要する旨(引受呈示必要文句)を記載することができ(手二二I)。この場合には、手形の所持人は、法定期間内

又は指定の期間内に引受のため呈示をなすことを要する。

(1) 呈示期間の定めるとき——は、所持人は振出人が記載した所定期間内に引受呈示を要し、若し引受呈示をせず

引受呈示命令ノ書キ方

(一) 期間ノ定アルトキ

(1) 振出人ノ書ク場合

昭和廿年参月参日

甲 野 一 郎

丙 野 三 郎

×此手形ハ昭和廿年四月拾日迄ニ引受ノ爲支拂人ニ呈示スルコトヲ要ス

(2) 裏書人ノ書ク場合

裏記ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也

昭和廿年参月廿日

乙 野 次 郎

×此手形ハ昭和廿年四月拾日迄ニ引受ノ爲支拂人ニ呈示スルコトヲ要ス

又は呈示してもこれを證する引受拒絶證書を作成しないときは、前者全員に對する満期日前並に満期日後の一切の遡求權を失ふ(手五三三本)。但し振出人が引受呈示期間徒過の場合に、引受擔保義務のみを免れんとするの趣旨が手形面上明なときは、所持人は呈示期間を徒過しても引受拒絶による遡求權を失ふに止り、支拂拒絶による遡求權は失はない(同條三但)。

引受呈示禁止ノ書キ方

(一) 期間ノ定ナキトキ

(1) 振出人ノ書ク場合

昭和廿年参月参日

甲 野 一 郎

丙 野 三 郎

×此手形ハ引受ノ爲支拂人ニ呈示スルコトヲ要ス

(2) 裏書人ノ書ク場合

裏書ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也

昭和廿年参月廿日

乙 野 次 郎

×此手形ハ引受ノ爲支拂人ニ呈示スルコトヲ要ス

得(手二二)、満期到来までに引受呈示をせねばならぬ。これを徒過すると、前者に對する一切の遡求權を失ふ(五三三本)。

(一) 一覽後定期拂手形——は、その日附より一年内に引受呈示をなすことを要し、振出人はこれを伸縮し得、又裏書人は、右の法定期間又は裏書人の定めた任意期間を短縮し得るが(手二三)伸長はできぬ。

所持人がこの法定又は指定期間を徒過したときは、前者に對する一切の遡求權を失ふ(手五三三)。

呈示期間ノ伸縮ノ書キ方

(一) 振出人ノ書ク伸長又ハ短縮

一金貳千圓也

支拂期日 一覽後参拾日ヲ經過シタル日

支拂地 東京市

支拂場所 株式会社安田銀行

振出地 東京市

右金額乙野次郎殿又ハ其指圖人へ此爲替手形引換ニ御支拂相成度候也

昭和廿年参月参日

甲 野 一 郎

丙 野 三 郎

×此手形ノ引受ノ爲ノ呈示期間ヲ壹年貳ヶ月ニ伸長ス(又ハ六ヶ月ニ短縮ス)

(二) 裏書人ノ書ク短縮

裏書ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也

昭和廿年参月廿日

乙 野 次 郎

×當裏書人ハ此手形ノ引受ノ爲ノ呈示期間ヲ六ヶ月ニ短縮ス

引受呈示の禁止

(一) 振出人は第三者方拂手形、他地拂手形、一覽後定期拂手形を除き、引受呈示を絶対に禁ずる旨の記載をなし得る(手二二五)。又振出人は、如何なる手形に付ても、一定の期日前には引受呈示を禁ずる旨を記載することができ

引受呈示禁止ノ書キ方

(一) 絶対禁止ノ場合

昭和廿年参月参日

甲 野 一 郎

丙 野 三 郎

×此手形ハ引受ノ爲ノ呈示ヲ爲スコトヲ禁ズ

(二) 一定期日前禁止ノ場合

昭和廿年参月参日

甲 野 一 郎

丙 野 三 郎

×此手形ハ昭和廿年四月拾日迄引受ノ爲メ呈示ヲ爲スコトヲ禁ズ

る(同條三)。(二) この場合には、手形の所持人は絶対に指定期日前には引受呈示をなし得ず、たとへ呈示をして引受を拒絶されても、前者に對して遡求權を行使することはできぬ。

引受考慮期間

舊法は、支拂人の引受呈示に對して即時に引受をしないときは、所持人は再度の呈示を要せず、直ちに拒絶證書を作成し前者に對し遡求權を行使し得るものとしてゐたが(即時引受の原則)、新法はこの場合支拂人は第一の呈示の翌日に、第二の呈示をなすべきことを請求し得るものとし(手二四一前)、引受をなすや否やに付て支拂人に對して一日の猶豫期間を與へた。これは振出人に照合をした上、引受の諾否をなし得るの便宜を與へ、手形不渡を防止せんと

したので。

(一) 支拂人が第一の呈示に對して諾否を與へない場合は、引受が得られなかつたのだから、一應拒絶證書を作成せしめ得るは勿論で、第二の呈示の請求のない場合及び第一呈示で引受拒絶のあつた場合は、引受拒絶證書を作成せしめ、直ちに遡求權を行使し得る。

(二) 若し支拂人より第二の呈示の請求があつたときは、所持人は更に翌日再度の呈示をなすことを要し、第二の呈示に對し引受を拒絶された場合でなければ遡求權を行使し得ない。この場合、第二の拒絶證書は別通に作成するを要せず、第一の拒絶證書に作成せしめればよいことになつて居る(拒絶令六)。

(三) 所持人は、考慮期間中引受のために呈示した手形を支拂人に交付することを要しない(手二四一)。これは支拂人がその手形を留置し得るものとする

と危険が伴ふからだ。

(四) 支拂人が第二呈示の請求をしたかどうか、第二呈示があつたかどうかは、満期前の遡求權行使の前提条件だから、拒絶證書によつて明にせねばならぬ。利害關係人は、第二呈示の請求が拒絶證書に記載されなかつた場合はこれに應ずる呈示があつたことを主張し得ない(手二四一)。従つて支拂人が第二呈示の請求をなしたときは、所持人が拒絶證書を第一呈示の日に作成すると翌日第二呈示をなした上で作成するとを問はず、引受拒絶證書に第二呈示の請求のあつた旨を記載せねばならぬ(拒絶令二)。

引受の方式

引受は、爲替手形自體に引受その他これと同一の意義を有する文字を以て表

示して支拂人が署名し、又は手形の表面に支拂人の單なる署名をなすことに依つてなされる(手二五一)。

引受は、裏書保證等の如く、謄本又は補箋にはなし得ないが、手形面であれば表面たると裏面たるとを問はない。但し署名のみを以てなす略式引受のみは、白地裏書と混同の虞れがあるから手形表面になすを要する(手二五二後)。

引受の態様

引受には正式引受と略式引受とがある

(一) 正式引受——引受は原則として手形面に引受その他これと同一意義を有する文字を以て記載し、支拂人がこれに署名してする。この方法による引受を正式引受又は完全引受といふ。

(1) 支拂人の署名は、振出に於ける支拂人の記載と連絡を保つやうに記載すべきで、例へば商號を以て支拂人に指

定された者の引受は、その商號で引受をするか、又はその商號を附記した氏名を以て署名すべきである。

引受ノ書キ方

(一) 正式引受テ全部引受ノ場合

昭和廿年參月參日	甲野 一郎 印
丙野 三 郎 殿	
引 受	昭和廿年參月拾日
支拂場所	株式会社安田銀行
支拂人兼引受人	丙野 三 郎 印

(二) 支拂人ト引受人ノ表示ガ異ル場合

昭和廿年參月參日	甲野 一郎 印
東京市 區町 番地	
丙野 商 會 殿	
引 受	昭和廿年參月廿日
支拂場所	株式会社安田銀行
支拂人兼引受人	東京市 區町 番地 丙野商會 丙野三郎 印

この手形は丙野商會は丙野三郎の商號なること従つて同一人たることは明かだから有効だ。若し引受が單に「丙野三郎」とあれば同一人と認め得ないから無効となる。

(三) 支拂人ヲ引受欄ニ支拂人兼引受人ト書イタ場合

昭和廿年參月參日	甲野 一郎 印
昭和廿年參月廿日	
支拂場所	株式会社安田銀行
支拂人兼引受人	丙野 三 郎 印
引 受	

この手形は丙野三郎が支拂人たることは明かだから有効だ。

を、正式引受到對し略式引受といふ。

(四) 略式引受ノ場合

昭和廿年參月參日	甲野 一郎 印
丙野 三 郎 殿	
引 受	
支拂場所	
支拂人兼引受人	丙野 三 郎 印

任意的記載事項

(一) 日附の記載

(I) 原則——として日附の記載は引受の要件でなく、日附の記載がなくても引受は有効だ。

(II) 日附の記載を要する手形——併し日附は、一覽後定期拂手形及び引受呈示を命ずる記載ある手形は満期の基準となり、又は遡求權行使の條件たる呈示期間内に於ける呈示の有無決定標準となるから、この二つの手形の引受には、特に日附の記載を要する(手二五二前)。日附は原則として引受をなした日

(2) この場合、外觀上同一性を缺く場合でも、事實引受人が同一人であれば引受の無効を來すことなく、引受責任を問はんとする者に於て立證すること、を要するに過ぎない(反對説あり)。

(二) 略式引受——引受は必ずしも引受の趣旨を記載するを要せず、支拂人は手形の表面に單に署名するのみでなし得る(手二五二末)。この方法による引受

の日附を記載すべきだが、所持人が呈示の日の日附の記載を請求したときには、これを記載することを要する（同條五前）。

所持人が特に呈示日附の記載を請求する必要は、呈示期間の末日に第一呈示をなし、支拂人の請求により翌日第二呈示をして、引受のなされた場合に、期間内に呈示したことを証明するため第一呈示の日附の記載を必要とするのだ。

(一) 引受に日附の記載のないとき——は呈示期間内に呈示がなされたかどうか不明だから、所持人は遡求権保全のため、呈示期間内に作成させた拒絶證書（日附拒絶證書）によつて、日附の記載のなかつたことを立證せねばならぬ（手二五五後）。これを怠ると遡求権を失ふ（手五三一）。

(二) 第三者方拂（支拂場所）文句——

振出人が、支拂人の住所地と異なる支拂地を手形に記載した場合に、第三者方拂（支拂場所）を定めなかつたときは、支拂人は引受をなすに當つて、その第三者を定めることができる（手二七一前）。これを定めなかつたときは、引受人は支拂地で自ら支拂をなすことを要する（同條一後）。この場合の支拂擔當者の意義、記載の効力に付ては先に述べた（五二二頁以下）。

(三) 支拂場所の記載のないとき——振出人が第三者の住所を支拂場所として記載しなかつたときは、その手形の支拂は支拂人の住所でなすべきものだが併し手形が支拂人の住所で支拂すべきものであるときは、支拂人は引受に當り、支拂地内に於ける支拂場所を定めることができる（手四、二七五）。

(四) 不單純引受——引受は單純なることを要する（手二六一本）。引受の單純と

は、基本手形の文言を、そのまゝ無條件に、何等の條件、何等の制限をも加へず引受をすること、これを單純引受といひ、手形文言に變更を加へ、或は條件又は制限を附けてなした引受を不單純引受といふ。引受は單純なることを要するのが原則だが、不單純引受でも全然無効ではなく、法がその効力を認める場合がある。

(五) 一部引受——引受は單純なることを要するのが原則だが、支拂人は手形金額の一部について引受をすることができる（手二六一但）。この場合には、所持人は引受のない部分に付てのみ引

Table with 2 columns: 引 (Payee) and 受 (Payor). Entry 1: 昭和廿年參月參日, 甲野一郎, 丙野三郎. Entry 2: 此手形金額千圓ニ限り引受候也, 昭和廿年參月拾日, 丙野三郎.

受の拒絶があつたものとして、償還請求をなし得る。一部引受は支拂人の權利で、所持人はこれを拒むことを得ない。

(六) 狹義の不單純引受——とは、一部引受の場合を除き、手形文言に變更を加へ又は條件を附けてなす引受である。引受は單純なることを要する結果狹義の不單純引受は、引受の拒絶たる効力を有する（手二六一本）。併し引受が全然無効となるのではなく、引受人はその引受の文言に從つて責任を負ふ（同條一後）。

即ち不單純引受の場合には、所持人は引受拒絶のあつたものとして遡求権を行使し得るが、この場合引受の責任を認めることは所持人に何等の不利はないから、引受人の責任を認めただ。

不單純引受の主たる場合は次の通り。
(一) 條件附引受——に於て、引受人

の責任が將來不確實な事實の到来に繋る場合は、その効力に付て争があるがこれは手形行爲の本質に反するから、引受を無効と解する。
(一) 裏書禁止引受——は、引受人が裏書を禁止した引受で、引受人はその文言に從つて責任を負ふ。この引受は手形の裏書性を奪ふものでなく、引受人が所持人への後者に對し、所持人に對すると同一の抗辯を以て對抗し得る効力を有する。

裏書禁止引受

Table with 2 columns: 引 (Payee) and 受 (Payor). Entry 1: 昭和廿年參月參日, 甲野一郎. Entry 2: 丙野三郎. Entry 3: 昭和廿年參月拾日, 丙野三郎. Entry 4: X此手形へ裏書ヲ爲スコトヲ禁ス.

(二) 満期變更引受——には、振出人の定めた満期の外に、引受人の定めた

満期を生ずるが、支拂呈示期間、所持人の前者に對する償還請求、時効等は振出人の記載した満期に從ふべく、引受人は不單純引受の文言に從つて責任を負ふ。

満期變更引受

Table with 2 columns: 引 (Payee) and 受 (Payor). Entry 1: 昭和廿年參月參日, 甲野一郎. Entry 2: 丙野三郎. Entry 3: 昭和廿年參月拾日, 丙野三郎. Entry 4: X支拂期日, 昭和廿年五月拾日, 丙野三郎.

(三) 支拂地變更引受——も不單純引受で、これによつては手形の支拂地は變更されることなく、又前者に對する遡求も當初の支拂地が標準となる。

(四) 超過引受——とは、引受人が手形金額以上の金額に付て引受をした場合で、引受人は手形金額の範圍内で責を負ひ、その超過分に付ては引受の効

力を生じない。

引受の無効な實例

(1) 會社名のみでした引受——引受人は手形に署名を要するから無効だ。

昭和廿年參月五日	甲野一郎
株式会社海商店	
引	昭和廿年四月五日
受	株式会社海商店

(2) 附箋になした引受——引受は手形自體にせねばならぬから無効である。

昭和廿年參月五日	甲野一郎	本手形引受
丙野三郎	候也	昭和廿年四月五日
引	丁野四郎	
受		

(3) 引受が會社出張所主任名義の場合——は、その主任は會社の代表者とは見られないが、代理人として引受をしたものと解されるから有効。

昭和廿年參月五日	甲野一郎
株式会社海商店	
東京出張所	
引	昭和廿年四月五日
受	株式会社海商店
	東京出張所主任 丁野四郎

(4) 引受日附が振出日附より前の場合——引受日附は引受要件でないから、この場合引受の日附は記載のないものと解され、引受は有効となる。

×昭和廿年參月五日	甲野一郎
丙野三郎	
引	×昭和廿年參月參日
受	丁野四郎

46・保証

手形保証の意義

手形保証とは

手形債權の擔保を目的とする従たる附屬的手形行爲を云ふ。以下之を分説する。

(一) 手形保証は附屬的手形行爲である——手形債權は、手形外に於て物的又は人的擔保に依つて保証し得る所でそれは必ずしも書面に依るを要しないが、これは手形上の保証ではない。手形保証は手形行爲だから、手形上に署名をなすことによつてのみ行はれる要式行爲である。

(二) 手形保証は手形債權の擔保を目

的とする——手形保証は、民法上の保証と同様、他人の債務を擔保する行爲だが、手形行爲たる性質上、その保証の趣旨は手形面に明かにされることを要し、たとへ保証の目的で手形に署名しても、保証の形式を備へない場合には手形保証とはならない。

手形保証は手形上の債務を擔保するから、手形の信用を増大する筈だが、事實は却つて反對で、債務者の不信用を暴露する所から、この正式の保証を回避し、保証の目的を以て振出裏書引受又は参加引受等をなす所謂隠れたる保証が屢々行はれるが、この振出、引受裏書等をなした者が、保證人としての責任を負担するものでなく、手形面に現はれた振出人、引受人、裏書人等としての責任を負担する。公然の保証か隠れたる保証かは、一々その手形上の形式によつて判断する。

(三) 手形保証は主たる手形行爲に従たる手形行爲である

(1) 故に手形保証は、主たる手形債權即ち振出、引受、裏書等の存在を前提とし、これ等の主たる手形債權に従たる債務だから、主たる債務が不存在又は無効な場合には、手形保証は成立しない。

(2) 併し主たる手形行爲は形式的に有效なれば足り、方式上の瑕疵の場合を除き、他の如何なる事由によつて無効な場合でも、手形保証は獨立して効力を生ずる(手三二二)。之は手形行爲獨立の原則から来る。

(3) 要するに手形保証は、従たる附屬的手形行爲なる結果、基本的手形行爲の有効を前提とし、被保證手形行爲の有効を前提とし、更に被保證手形行爲が手形債權を負担するものたることを前提とするものである。

(四) 手形保証は單獨行爲であり不要因行爲である——手形保証は、主たる債務者との準資金關係に基いてなされるのが通常だが、手形保証行爲自體は單獨行爲で、相手方の承諾を要せず、一方的になし得るのであり、一旦なした手形保証の効力は、準資金關係如何によつて左右されない。

手形保証の當事者

(一) 保證人——の資格には制限なく手形に無關係の第三者でも、既に手形債務者たる者でも差支ない(手三〇三)。だが手形關係では、前者は後者の義務者たる地位にあるから、前者が後者のために手形保証をなすことは無意味だ。

(二) 被保證人——たり得る者は、手形債務者たることを要するは勿論で、振出人、裏書人、引受人、参加引受人

その何れたるを問はない。併し手形債務者でない所の引受をなさない支拂人支拂擔當者、無擔保裏書人、期限後裏書人、取立委任裏書人、質入裏書人の爲にする保証は無効である。

手形保証の方式

概説

手形保証は、手形、謄本又は補箋に記載し、保証人が署名することを要する(手三〇一、六七三)。手形の外、謄本又は補箋になすことを認められたのは、裏書が謄本又は補箋にされることがあり、保証が裏書人のためになされることがあるからだ。

(1) 謄本又は補箋上の保証は、その謄本又は補箋上の裏書人のために保証する場合に限られるかについては疑があるからだ。

得る(手三一五三)。
(1) この場合署名のみを以てなす保証は、手形の表面になすことを要する。裏面の單なる署名は白地式裏書と看なされるからだ(手三一五)。

(2) 手形の表面になした單なる署名はそれが振出署名又は引受署名でない限り保証と看なされる(手三一五)。

(3) 略式保証が被保証人を指定せずになされた場合は、何人のための保証だか不明だが、法はこの場合振出人の爲の保証と看做した(手三一五)。

従つて振出人自身の單なる署名は保証と看なされることなく、支拂人の手形表面になした單なる署名は、引受と看做されるから保証とは看做されない(手二五二後、三二五但)。

(三) 一部保証——手形保証は、手形金額の全部については勿論、一部についてもなし得る(手三〇一)。一部保証の

るが、何等の制限規定はないから、かくの如く狭く解する必要はないから。
(2) 別證書による保証は、手形外の一般保証契約としては有効だが、手形保証とは認め得ない。手形行爲は手形上に表示されることを要するからだ(大審昭三)。

手形保証の方式

には、正式保証と略式保証とがある。

(一) 正式保証——とは、保証の原則的方式で、完全保証も云ひ、「保証」その他之と同一の意義を有する文字を手形保証ノ書キ方

(一) 振出人ノ爲ノ保証

受引	昭和廿年参月参日	甲野一 郎
	×右保證人	甲野十 蔵
	丙野三 郎	丙野三 郎

(二) 裏書人ノ爲ノ保証

裏書ノ金額丁野四郎股又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也

昭和廿年参月拾日

乙野次 郎
乙野百 蔵
×右保證人

記載し、被保証人を表示し、保証人が署名することを要する(手三一五三)。正式保証は手形の表面又は裏面何れの部分へもなし得る(大審昭二)。

(二) 略式保証——は、正式保証以外の方式による保証で、被保証人を指定せずに單に保証の趣旨を記載し、又は之をも記載せずに署名のみを以てなし

(三) 振出人ノ爲ノ略式保証

昭和廿年参月参日

受引	甲野一 郎
×	丙野三 郎
	甲野十 蔵

場合には、その保証する金額を手形に表示せねばならない。この表示がないと全部保証になる。

一部保証ノ書キ方

(振出人ノ爲ノ保証)

昭和廿年参月参日

受引	甲野一 郎
	×手形金額壹千圓ニ限リ右振出人ノ爲ニ保証候也
	甲野十 蔵
	丙野三 郎

(裏書人ノ爲ノ保証モ之ニ準ス)

(四) 不單純保証——とは、一部保証以外の手形文言に變更又は制限を加へてなした保証をいふ。不單純保証は法は認めない。

この場合保証に條件又は制限を附記した場合は、保証自體を無効とすべきか附記のみを無効として單純な保証と解すべきかは疑があるが、附記のみを無効とし、單純無條件の保証なりとする

ことは、甚しく保証人の意思に反し、過重な責任を負擔させる結果となり妥當でないから、寧ろ保証自體を無効と解すべきだ。

任意的記載事項

保証人が保証に當り任意に記載し得べき事項は、前記の一部保証の記載の外拒絶證書の作成免除(無費用償還文句——手四六一) 保証人の宛所(手四五三)、豫備支拂人の指定(手五五一)である。

手形保証の無効な實例

(1) 會社名だけで書いた場合——手形保証は署名を要し、會社の署名は代表

昭和廿年参月廿日

受引	甲野一 郎
	右保證人
	株式會社總商店
	丙野三 郎

者がすべきものだから無効だ。

(2) 手形受取人でない者が裏書欄に署名のみをなし、別に「振出人保証ノ目的」と記載した場合——は、裏書と見れば連續を缺いて無効であるが、その附記及び保証は手形裏面にもなし得る點から、振出人の保証として有効である(大審昭二)。

表書ノ金額 股又ハ其指圖人へ御支拂
相成度候也
附記 振出人保証ノ目的 戊野五郎

(3) 手形引受欄に引受人の署名捺印と並んで署名捺印した場合——下圖の場合に、丁野の署名は参加引受の旨の記載なく、且つ支拂人丙野の引受後になされたものだから、参加引受でなく、支拂人以外の手形表面への署名だから、振出人のための略式保証と解するを相當とする(大審昭一〇)。

引	昭和廿年參月廿日	丙野三郎	甲野一郎
受	丁野四郎	丙野三郎	乙野次郎

(4) 裏書人兼保証人として署名した場合——は裏書讓渡と共に振出人の債務(被保証人の指定がないから)に付て保証をしたもので、手形裏書と手形保証とを一個の署名でなしたものである(東控明四〇)。

表書ノ金額丁野四郎股又ハ其指圖人へ御支拂
相成度候也
昭和廿年參月五日
裏書人兼保証人 乙野次郎

保証の效力

保証人の責任

手形保証は、主たる債務者が手形金額の全部又は一部の支拂をなすことを擔保することを目的とするから、その效力として保証人は次の責任を負ふ。

(一) 責任の從屬性——保証債務は主たる債務に從屬するから、保証人は被保証人と同一の責任を負ふ(手三三I)。

(I) その責任の範圍態様——は、被保証人の地位によつて定まる。即ち

(i) 引受人の保証人は、引受人と同一の主たる手形債務を負ひ、裏書人の保証人は、その裏書人と同一の償還義務を負ひ、

(2) 一部引受人、引受無擔保手形振出人、裏書禁止裏書人の保証人は、夫々之等の被保証人が負ふべき責任の範圍内に於て、保証責任を負ふのである。

(II) 保証人に對する權利保全手續——も主たる債務者に對すると同一の法則に従ふべきだが、保証人の義務は、

手形上の責任に限られる。故に主たる債務者が手形上の權利消滅後負擔する利得償還義務は手形外のものだから、手形保証人は責任を負はない。

(I) 手形保証が從屬性を有する結果

(1) 主たる債務が方式上の瑕疵により無効なとき、主たる債務が存在のとき(無擔保裏書、期限後裏書等)、それが手形上明かな場合は手形保証は無効だ。

(2) 主たる債務者が支拂によつて手形を受戻し、主たる債務が時効によつて消滅したときは、保証債務は消滅する

(3) 主たる債務者が、遡求權保全手續の欠缺(手五三)又は参加(手五六II、六三II)により、義務を免れる場合は、保証人も免れる。

(4) 所持人が主たる債務者に對して爲した權利保全手續の効力は、當然保証人に及ぶ。

(二) 保証責任の獨立性——保証人の責任が被保証人の責任と同一だと、手形外觀上の被保証人の債務に付て云へること、被保証人の債務が實質上の有効だか無効だか、或ひは又制限の有無如何等の事由のある場合でも、保証人の責任は左右されることはない。

獨立責任の理由は

(1) 手形保証人は、自己固有の法律原因、即ち手形行爲によつて債務を負擔したものであり、たとへ保証によつて擔保した債務が如何なる事由に因つて無効なときでも有効である(手三三II)。

(2) だが、保証の從屬性から、被保証債務が方式の瑕疵によつて無効な場合のみは、保証も無効となる(同條II)。

(三) 手形保証の特質——手形保証は手形の特質から、民法上の保証とは次の如く著しい特色をもつ。

(1) 主たる債務に付て、方式の瑕疵以外の如何なる無効原因があつても保証は有効(手三三II)。

(2) 所持人が、主たる債務者に對し引受拒絶又は支拂拒絶の通知をしても、保証人にも通知をしなければ、所持人は、保証人に對し損害賠償の責を免れ得ない(手四五II)。

(3) 主たる債務者の記載した拒絶證書不要文句は、振出人が記載した場合の外は、保証人に効力はない(手四六II)。

(4) 主たる債務者に生じた時効中斷事由は、保証人に効力はない(手七二)。

(5) 主たる債務者の有する人的抗辯を、保証人は援用し得ない。

(6) 手形保証人は、民法上の保証人の如く、先訴の抗辯、檢索の抗辯、分割の利益(民四五二、四五三、四五六)を有しない。故に所持人は、主たる債務者、保証人何れに請求するも自由で、先づ

主債務者に請求するを要しない。

(7) 一主債務者に数人の保證人があるときは、各保證人は、各自の手形行爲によつて手形金額全部について責任を負担するから、所持人はその一人乃至全員に對し、同時若は順次に全額の請求をなし得る。

(8) 併し數個の保證は一の目的のために存するから、一人の全部の辨濟によつて、他の保證人の債務が消滅するは當然である。主たる債務者保證人間、保證人間の關係が連帶債務でないことは先に述べた。

手形保證人の權利

(一) 權利の内容——保證人は保證人として權利を有しないが、保證人が手形の支拂をしたときは、被保證人及びその前者並に引受人に對し、手形より生ずる權利を取得する(手三三三)。

- (1) 故にある裏書人の保證人が手形の支拂をし、手形を受戻したときは、その裏書人及びその前者たる裏書人及び主たる債務者に對し、後者の有したと同一の償還請求權を取得し、引受人の裏書人は引受人に對する手形上の權利のみを取得する。
- (2) 即ち保證人は、主たる債務者と、主たる債務者に對する手形上の債務者に對しても、亦主たる債務者の權利と同一の權利を取得するのだ。
- (二) 保證人の權利の性質——保證人が取得する主たる債務者、及び主たる債務者の債務者に對する手形上の權利は、手形法上原始的に取得するもので決して所持人又は主たる債務者の權利を承繼するものではない。
- (1) 故に主たる債務者又は主たる債務者の債務者は、所持人又は主たる債務者に對する人的抗辯を以て保證人に對

- 抗し得ない。
- (2) 保證人は主たる債務者に對し、右の如く手形上の權利を取得するが、この手形上の保證が準資金關係に基くときは、保證人は手形上の償還請求權の外に、民法上の求償權(民四五九、四六二)も取得し、兩者を選擇行使し得る。
- (3) 手形上の一債務に對する共同保證人中の一人が支拂をしたときは、その保證人は、他の共同保證人に對して民法上の求償權を行使し得る(民四六五、四四二)。

47. 満期

満期の意義

満期とは

支拂期日ともいひ、基本手形の所で述べたやうに、支拂人が手形金額を支拂ふべき日をいふ。満期が休日(手七一)に當るときは、満期に次ぐ第一の取引日まで支拂を請求し得ないから(手七二)、この場合には、満期と支拂日は一致しない法が支拂をなすべき日といふ文句を用ゐてゐるのは(手三八I、四四II)、この不一致の場合があるからだ。

拂呈示期間(手三八I)、遡求權保全要件たる引受拒絶證書及び支拂拒絶證書の作成期間(手四四II)等を定める標準となる。

満期の種類

満期は、一手形については一個に限りその種類は、一覽拂、一覽後定期拂、日附後定期拂、確定日拂の四種に限るこの以外の満期の記載は、手形自體が無効となる。

各種の満期

一覽拂

(一) 満期は引受呈示期間(手二二)、支

(一) 一覽拂と満期——一覽拂は、要求拂又は呈示拂ともいひ、所持人が手形を呈示して支拂を求めた日を満期とするもの(手三四I段)だが、一覽拂手形の満期は不確定で、所持人の支拂呈示によつて初めて確定する。故にこの不確定の情態は永續せしむべきでないから、法は、所持人は振出日附の日より一年内に支拂呈示をなすことを要するものとした(手三四I2段)。

(二) 呈示期間の伸縮——(1)振出人は右の法定呈示期間を短縮し、又は伸長し任意に呈示期間を定め得る。(2)裏書人は、振出人が任意期間を定めなかつたときは右の法定期間を、又定めたとときはその任意期間を短縮し、更に任意期間を定め得るが、伸長することはできない(手三四I34段—五八六頁)。

(三) 呈示期間の徒過——所持人が法定又は振出人指定の呈示期間を經過し

たときは、引受人を除く總ての遡求義務者に對する遡求權を失ふ(手三五三)。裏書人指定の呈示期間を経過すると、その裏書人に對する遡求權を失ふ(同條五)。

(四) 呈示の自由と制限

(1) 呈示期間内は、所持人は何時でも支拂呈示をなし、支拂を求め得るのを原則とする。

(2) だが振出人は、手形に一定期日前には一覽拂のため支拂呈示を禁ずる旨を記載し得る(手三四二前—五六六頁参照)。

(3) 呈示禁止期間は、日附後一ヶ月といふ如く期間を以て定める場合(一定期間後一覽拂)と、何年月日の如く確定日を以て定める場合(確定日後一覽拂)とがある。この禁止期間内は支拂呈示はできない。この場合には、前記の呈示期間は振出日附より計算せずに、禁止期日より起算する(同條五後)。

一覽後定期拂

とは、所持人が支拂人に引受を求めため、手形を呈示した日から一定期間を経過した日を満期とする手形をいふのである。

(一) 満期算定の基準——一覽後定期拂手形の満期算定の基準は、引受の日附のあるときは之により、引受のない場合又は引受があつても日附のない場合は、拒絶證書の日附によつて定める(手三五二)。即ち、

- (1) 引受に日附のない場合は、日附拒絶證書を作成させ(手二五二後)、引受拒絶の場合には引受拒絶證書を作成させ(手四四二)、その拒絶證書の日附より一定期間を経過した日を満期とする。
- (2) もし引受があるも日附なく、且つ日附拒絶證書を作成しなかつたときは引受人に關する限り、引受呈示期間の

末日に呈示をなしたものと看なされ(手三五二)、その末日を基準として満期を定めるが、前者に對する遡求權保全のためには、日附拒絶證書の作成は絶對に必要である(手二五二後)。

(二) 呈示期間——一覽後定期拂手形

も、満期の不確定なことは一覽拂手形と同様で、これが確定のため呈示期間の限定を要するから、法は

- (1) 振出日附より一年内に引受呈示をなすべきものとし、
- (2) 振出人はこの法定期間を伸縮して任意に引受呈示期間を定め得、
- (3) 裏書人は右の法定又は振出人の任意の指定期間を短縮し得るものとした(手二二)。
- (4) 所持人がこの期間を徒過した場合の効果は、一覽拂の場合と同様である。

(三) 期間計算法——一覽後定期拂手形は、右の如く、引受又は拒絶證書の

作成日附又は引受期間の末日を基準とし、この時から手形所定の期間經過によつて満期が到來する。その所定期間は次の如く計算する。

(1) 日を以て期間を定めたとき——は初日は算入しない(手七三)。例へば一覽後二十日拂手形は、引受日附が一日のときは、二日から計算して二十日後即ち二十一日が満期となる。

(2) 週を以て定めたとき——一覽後二週間又は三週間と定めたときは、十四日又は二十一日と計算すべきは當然だが、八日又は十五日とは、佛國に於て慣用される如く、一週又は二週ではなく、満八日又は満十五日をいふ(手三六三)。

(3) 月を以て定めたとき——半月とは十五日の期間をいふ(手三六四)。一覽後一月又は數月拂の手形は、支拂をなすべき月に於ける應當日を満期とする。

若し應當日がないときは、その月の末日を満期とする(同條一)。例へば應當日が三十一日となる場合に、最終日が小の月又は二月のときは、三十日又は二十八日が満期となる。

(4) 一覽後一月半又は數月半拂のときは、先づその最後の月の末日の應當日を(3)の方法によつて確定し、半月を十五日として加算した日を満期とする(同條二)。

(5) 右の應當日の決定は、引受日附又は之に代る日を基準として、之に對應する日を満期とするか、或は初日不算入の原則により、引受日附の翌日に對應する日を満期とするかに付ては疑があるが、法は期間の終日を満期としてゐる(同條一)から、この場合は初日不算入の原則を適用すべきでなく、引受日附の應當日を満期とすべきだ。故に例へば一覽後三月拂手形で、四月十日

が引受日附のときは、七月十日が満期となる。

日附後定期拂

とは、振出の日附から一定期間經過の日を満期とするものである(五六六頁)。満期算定の基準は振出日附だが、振出日附は手形の記載要件でその記載があるから(手一七)、一覽後定期拂と違つて起算日は明確だ。期間の計算方法は、一覽後定期拂手形と全く同様(手三六)。

確定日拂

とは、昭和二十年三月三十日の如く、特定の指定日を満期とするもので、定日拂とも云ひ、満期は手形而上明確で満期確定の必要はない。通常最も多く用ひられる方法だ。確定日の指定方法は、年月日を記載せず、昭和何年紀元節等の如き記載も、

紀元節が二月十一日のことは公知の事實だから、確定日の記載と云へる。昭和何年何月の始、央、終の如き記載による満期の指定は、その適否に付て疑が生ずるから、法は始、央、終の文字は、夫々一日、十五日、末日と看なした(手三六Ⅷ)。

満期の不完全記載

年號のみの記載で月日の記載のないとき、月日のみの記載で年號の記載のないときは満期の記載として不完全だ。法は満期の記載のない手形は一覽拂のものとなすが(手二Ⅱ)、この場合は、全然記載がない場合に該當しないから一覽拂の手形とも一概に解し得ず、疑問が生ずる。判例に、なるべく有効に解釋する態度を取り、次の如く云つて居る。

判例

- 一、一定の年月日を記載すべき満期日に付單に大正九年とのみ記載し其月日を明記しない場合は其の期日を確定するに由なきもの從て一定の満期日の記載なきものと解するを妥當とし、一覽拂のものとして解す(札幌控大一一、大審明三七)。
- 二、手形に支拂の年月を記入し日の記入を缺くときは、其年月は何等の効用を生ぜず、全く満期日の記載のない手形と解すべく、從つて一覽拂手形である(大阪控明三四)。
- 三、満期日として月日のみ記載し年號を記載しない場合は元來手形の満期は短期なるを通例とするから、その月日は授出の年又は之に最も近い將來の月日なりと解すべく満期日の記載を缺くものでないから有効である(東控明四〇)。
- 四、手形面上満期日を記載すべき場所として設けられた部分(大正 年 月 日)に何等の捺印副印を施さず單に空白にした儘の手形は白地手形と解すべく、満期日の記載なき一覽拂手形とすべきでない(大審大一一四)。
- 五、振出人が満期日として單に年號のみ記入し月日の記入をしなかつたときは、満期日の記載のない手形と解するよりは後日手形取得者をして満期日を補充させる意思の下に白地振出をしたものと推定するを相當とし、かかる手形の取得者は手形の取得と同時にその補充権を取得するから、その補充権に基き満期日を一覽の日と記入したのとは反證なき限り適法だ(東地大一一五)。
- 六、商四五一條(手二Ⅱ)の「満期日ヲ記載セザ

リシトキ」とは、手形に全然満期日の記載を缺くか若は之と同視すべき場合に限るもので、不適法の記載ある場合は包含しない。本件の「二月据置三日前通知拂」の文句は満期日の表示としては不適法なれば、一覽拂手形と認め得ざると同時に満期日の適法な記載を缺くから手形が無効である(大審昭六)。

準據曆

現在用ひられてゐる曆は、新太陽曆(グレゴリア曆)舊太陽曆(ジュリアン曆)と太陰曆とあり、文明國の多くは新太陽曆によつてゐる。舊太陽曆は新太陽曆より約十三日遅れてゐる。太陽曆と太陰曆とは年月の計算方法を異にする。之等曆を異にする兩地間に手形の振出支拂が行はれる場合、何れの曆によつて満期を決すべきかの問題が生

48 支拂

概説

支拂の意義

(一) 手形は満期に於ける支拂を目的として輾轉流通し、各種の手形行爲はこの目的のために爲される。手形の支拂は、廣い意味ではすべての手形債務者による支拂を指すが、狭い意味では第一次の手形債務者たる支拂人(引受人を含む)及び支拂擔當者による支拂のみをいふ。

(二) 狹義の支拂は、手形の目的を完全に實現したこととなり、その手形について生じた一切の手形上の權利は消滅し、手形債務者全員の責任を免れし

支拂資格者

は、支拂人、引受人、支拂擔當者である。

(一) 引受をした支拂人——は、確定

するから、法は之に付て規定を設けた(手三七)。

(一) 確定日定期拂手形の満期——は支拂地の曆によつて定められたものと看なす(同條一)。

(二) 日附後定期拂手形の満期——は振出地曆による振出日附を支拂地曆に換算した應當日を基準とし、支拂地曆により所定期間を計算して定める(同條三)。

(三) 手形の引受呈示及び支拂呈示の期間——は、(二)の方法により、支拂地の曆に従つて計算する(同條三)。

(四) 以上の(一)(二)(三)は解釋規定だから、手形文言により何れの曆によるかが明記されてゐる場合は勿論、その明記がなくとも、證券の單なる記載(例へば年號)により準據曆を推測し得べきときはそれによる(同條三)。

的第一次の手形債務者だから、所持人は之に對し支拂を強制し得る。

(二) 引受をしなない支拂人及び支拂擔當者——は、單に手形金額の支拂をなすべき者として指定されたに止まり、手形上の確定的債務者でないから、之に對し支拂を強制し得ない。併し

(三) 手形に引受のない場合——は必ず之等の者に支拂を求めしことを要しその支拂があつたときは、狹義の支拂があつたもので、一切の手形上の權利は消滅する。

所持人の資格調査

(一) 支拂と免責——支拂は、手形の適法な所持人にせねば債務者は免責を得ないわけだが、もし實質的權利者たる所持人に對する支拂でなければ無効だとすれば、著しく手形の流通を阻害する。故に法は、滿期に於て支拂をな

す者は悪意又は重大な過失のない限りその責を免れるとし(手四〇五前)、善意の支拂者を保護したが、無權利者だと知り乍ら支拂ひ、又は知らざるにつき重過失ある者は保護に値しないから、之等の者の支拂は免責事由とならない。

(二) 重過失の有無の決定——には、債務者が支拂に當り、支拂を受けんとする者につき如何なる程度の調査を要するか問題となる。法は支拂をなす者は、裏書の連續の整合を調査する義務あるも、裏書人の署名を調査する義務なしとし(手四〇五後)、形式的資格調査義務のみを負はせた。

要するに、支拂者が免責を得るには、(1)手形の裏書の連續整合の形式的資格を調査すること (2)手形上の權利者に善意無過失に支拂をなすこと——を要する。即ち

(甲) 形式的資格者に對する支拂——ここに悪意とは——所持人又はその代理人として手形を呈示した者が、眞の權利者又は權利行使の權限のないことを知り、且つその無權利無權限を容易に立證し得べきことを知るを云ひ、重大な過失とは、無權利無權限の事實を知らないが、知らないに付て重大な過失のあることをいふ。

(2) 悪意については、實質的權利者を詐害する意思のあることを要しない。これは法が悪意を重過失と同一に取扱つてゐる點から明かだ。

(3) 茲にいふ手形支拂の場合の悪意は手形取得の場合の悪意(手一六五但)と用語は同一だが、手形支拂者は、調査義務の範圍が形式的資格調査に限られ、實質的資格並に所持人の同一性は、僅に支拂者の危險に於て調査する外なく無權利と知つても、立證が附かねば支

支拂をなす者は、裏書の連續の整合を調査する義務を負ふが、裏書人の署名を調査する義務を負はない(手四〇五後)。

(1) 裏書連續整合の調査とは——呈示された手形の裏書が連續を缺いてゐないか、即ち手形呈示者が手形上被裏書人となつてゐるかの調査で、裏書が連續する場合には、所持人は適法の權利者と推定される(手一六一)から、この者に對する支拂を有効とすべきは當然だが、たとへ手形所持人でも、裏書の連續を缺く者に對する支拂は免責の効果を生じない。

(2) 裏書人の署名の調査義務なしとは——最後又は中間の裏書が、實質的資格者なりや否やの調査をする必要なしとの意味だ。併し自らの危險に於て實質的資格を調査することは妨げない。

(3) 所持人の同一性——所持人が支拂を受ける者と同一なりや人違なりやの拂ふ外はないから、その間大に意義を異にする。

これは支拂者の免責を可及的に廣く認めることが、手形不渡による法律關係の錯雜を防止し、手形の信用を維持する所以だから、眞の權利者より手形取得者をより厚く保護する必要に基く。

(丙) 免責要件の適用範圍——善意支拂者の免責につき、法は「滿期ニ於テ」としてゐるが、これは前項(手四〇五)の滿期前の支拂に對する關係上かく云つたもので、その支拂は滿期に限る趣旨でなく、支拂時期に於ける一切の支拂に適用すべきであり、又狹義の支拂のみならず、廣義の支拂についても適用すべきものだ。

偽造手形の支拂

がなされたときは、支拂人と振出人と何れが損害を負擔するか。之について

調査義務はない。現に手形を占有し、

且つ自己のために權利を行使する者は債權の準占有者で、適法の所持人たる推定を受け(民二〇五、一八八)、又裏書の連續による權利證明者は、適法の所持人と看なされ(手一六一段)、人的同一性の立證がなくとも、適法の所持人たる推定を受けるからだ。

(乙) 善意無過失の支拂——手形の支拂者は、以上の如く、實質的資格及び所持人の同一性に付ての調査義務を負はず、裏書の連續した手形に於てその呈示者に支拂をなした以上、たとへその者に實質的權利なく又は人違であつた場合でも、責任を免れる。

(1) だが法が無權利者に對する支拂を有効としたのは、善意の支拂者保護、手形が流通證券なる特質上設けた例外規定だから、支拂をするに付て悪意又は重大な過失のあつた者は、保護され

相反する兩説がある。

(一) 支拂人負擔説——は、偽造手形は振出人の關知しない所で、特約のない限りその支拂に基く損失を負擔する理由はないから、その支拂に惡意又は重過失のないときでも、支拂人が負擔する外はないとする。

(二) 振出人負擔説——は、支拂人は振出人名義を信じて支拂をなす者だから、之に損失を負擔させるのは過酷であり、支拂人の支拂は振出人との間の資金關係に基くのが通例であり、この場合、偽造手形は債權の準占有(民四七八)に比すべきものである。損失は、之が防止に付き最も容易な立場にある者に負擔させるのが公平な觀念に合するが、偽造は多く振出人の側近者によつて行はれるといふにある。
振出人負擔説が多數説である。尙ほ變造手形の場合についても同様のこと

云へるであらう。

支拂呈示

支拂呈示とは

支拂のための呈示とも云ひ、支拂人、引受人又は支拂擔當者等、第一次支拂者に對し、手形金額の支拂を求めたるため手形を呈示するをいふ。

引受呈示をする否とは所持人の自由だが、支拂呈示はそれがあるまで支拂人は所持人が何人なりやを知らず、且つ支拂請求者の形式的資格調査のため絶對的に必要で、呈示を爲さない限り支拂を受けられない許りでなく、呈示期間内に呈示をしないと、原則として前者に對するすべての遡求權を失ふ。

支拂呈示の方法

(一) 遡求權保全——所持人は支拂拒絶の場合には、裏書人、振出人その他の債務者に對して遡求權を行ひ得るが、そのためには、支拂呈示期間内に手形を呈示することを要し、之を怠ると、原則として(例外手五四)、引受人以外の前者に對する遡求權を失ふ(手五三一)。

つまり前者は所持人が必要な手續を踐んで尙且つ支拂をしない場合に限り、第二次的に償還を要するからだ。

(二) 履行遲滞——手形は原則として當然の指圖證券だから、裏書によつて讓渡される。

(1) この場合、振出人が裏書禁止文句を記載した手形は指名債權となり、満期の到来によつて引受人は當然遲滞の責に任ずるが、

(2) その他の場合には、満期到来し手形を呈示の上、支拂を請求して初めて債務者は遲滞の責に任ずる(商五一七)。

呈示は被呈示者をして一覽し、即時に手形と引換に支拂を爲し得る状態に置くを以て足り、必ずしも現實に一覽させることを要しない。

(一) 呈示は手形と引換に支拂をなし得る情態に置けば足る——から、不在その他の理由で、被呈示者に面會ができなくとも、呈示場所に手形を持参すれば呈示の效力を生じ(大審明三九)、支拂拒絶證書を作成せしめ得る(拒絶令二一)。唯支拂場所が銀行の場合は、銀行の營業時間のみ有効に呈示をなし得その時間後に呈示して拒絶證書を作つてもそれは無効である(大審明六八)。

(二) 所持人の住所又は營業所が呈示場所の場合——は、被呈示者が出頭して呈示を受くべきものだから、被呈示者が來會しなくても、所持人は其處へ手形を所持すれば、呈示と同一の效果を生ずる(大審明六、昭七)。

(四) 時效中斷——も、所持人が支拂呈示の上支拂の請求をした時から效力を生ずる(商五七七參照、大審大三、昭七)。裁判上の請求については、手形の呈示を要せず、訴狀又は支拂命令送達の時より遲滞又は時效中斷の效力を生ずる(大審昭二、東控明四四)。

呈示の證明方法

(一) 支拂呈示のあつたことの證明方法——は呈示事實を主張する目的によつて異なるが、償還請求權保全の條件としての支拂呈示は、手形に特有な支拂拒絶證書(六二九頁以下)によつてのみ證明することを要する(手四四一)。但し拒絶證書の作成が免除されてゐる場合は作成の必要はない(手四六)。

(二) 附遲滞又は時效中斷のための支拂呈示に關する證明方法——に付ては規定はないが、執達吏又は公證人に支

(三) 白地手形の呈示——受取人の記載のない白地手形は、之を補充して初めて完全な手形と云へるから、呈示前に補充するを要し、未補充のままの呈示は適法な呈示ではない(大審昭七、東控六一四)。白地未補充のまま、訴を起し、その後白地を補充して口頭辯論でその手形を證據として提出したときは、その時呈示と同一の效力を生じ(大審昭一〇)、その日から損害金の請求ができる。

(四) 裁判上の請求——には、判例は手形の呈示を要せず、訴狀が被告に送達された時、手形の呈示があつたと同一の效力を生ずるとしてゐる(大審大六昭二)。

支拂呈示の必要な場合

法が手形上の權利行使に付て支拂呈示を必要とする場合は次の通り。

(一) 支拂請求のため(手三八一)。

拂呈示をさせ、調書を作成させて置く方法が最善だ。

呈示の當事者

- (一) 支拂呈示をなし得る者——は手形の所持人に限る(手三八一)。
- (1) ここに所持人とは、手形の所有者取立委任裏書又は質入裏書の被裏書人等手形上の権利を行使し得べき者をいふ。之等の者の代理人も呈示し得るが引受呈示の場合の如く單なる占有者ではないかぬ。
- (2) 所持人から支拂呈示の委任を受けた執達吏及び公證人は、所持人の代理人である(大審六一〇)。
- (二) 被呈示者——は第一次の支拂當事者たる支拂人、引受人又はその代理人だ。第三者方拂手形(手四、二七)の呈示は、支拂擔當者又はその代理人に呈示することを要する。

呈示の期間

は、一覽拂手形とその他の手形とによつて異なる。

- (一) 一覽拂手形の支拂呈示期間——は振出日附より一年内だが(手三四一、二段)。
- (1) 振出人はこの法定期間を短縮し、又は伸長して任意期間を定め得、裏書人は更に振出人の任意期間を短縮して任意の呈示期間を定めることができる(同條一三四段)。この場合の呈示期間の

受引	昭和廿年參月參日	甲野一郎
	丙野三郎	●
	×此手形ノ支拂ノ爲ノ呈示期間ヲ壹年貳ヶ月ニ伸長(又ハ六ヶ月ニ短縮)ス	

支拂呈示期間伸縮ノ書キ方

- (一) 振出人ノ書ク伸長又ハ短縮

受引	昭和廿年參月參日	甲野一郎
	丙野三郎	●
	×此手形ハ昭和廿年五月五日迄支拂ノ爲ノ呈示ヲ禁ス	

- (二) 裏書人ノ書ク短縮
- 裏書ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也
昭和廿年參月拾日
乙野次郎
×此手形ノ支拂ノ爲ノ呈示期間ヲ六ヶ月ニ短縮ス
- 計算は振出日附より計算する。
(2) 振出人は、一定期日前には一覽拂のため爲替手形を支拂呈示し得ない旨を定め得る。この場合の呈示期間はその期日から起算する(手三四二)。

なし得る(手四四V)。

- (四) 不可抗力と支拂呈示期間——不可抗力により法定期間内の支拂呈示が妨げられたときは、その期間は伸張される(手五四—六〇一頁以下)。

呈示の日時

支拂呈示は、呈示期間内でも取引日に於てのみ爲し得、休日にはなし得ないのは勿論(手七一)、取引日でも、法令又は慣習により取引時間の定のあるときは、その取引時間内に限りなし得る(商五二〇)。

支拂呈示の場所

- (一) 手形に支拂場所の記載あるとき——は、支拂呈示はその場所で行ふことを要し(東商昭一三)、それ以外の場所に呈示しても效力を生じない。
- (1) 第三者方拂手形(手四、二七)は、支

- 拂擔當者指定の場合も、支拂場所指定の場合も、常に第三者方に呈示するを要し、支拂人又は振出人の住所又は營業所に呈示すべきものでない。
- (2) 他地拂即ち支拂人の營業所又は住所以外で支拂はるべき手形でも、呈示並に支拂拒絶證書の作成は、常に支拂地をなすことを要する(東地六一)。
- (3) 支拂呈示期間後の引受人に對する請求の呈示は、引受人の住所又は營業所になすべきで、第三者方になすべきではない。それは手形は満期によつて本來の活動を失ふからだ。
- (4) 手形に記載した支拂場所は、確定不動のものだから、たとへ後に營業所又は住所を移轉し又は建物が消滅しても、當然に支拂場所變更の效力を生ぜず、従つて呈示は尙ほ手形記載の場所にすべきものとされる(大審明三六)。
- (二) 支拂場所の定めなきとき——は

支拂人又は引受人の現時の營業所、營業所のないときは、住所に呈示せねばならぬ(商五一六)。

(1) 現時のとは支拂呈示の時の意味だから、手形の振出後、營業所又は住所に變更のあつたときは、その變更先に呈示せねばならない。

(2) 營業所又は住所の知れないときは執達吏又は公證人に支拂拒絶證書を作成させる外はないが、之については後述する(六三一頁以下)。

(三) 被呈示者の承諾あるとき——は右(一)(二)以外の場所に支拂呈示しても差支なく、この場合拒絶證書を作るには、法定場所外の呈示承諾の旨を拒絶證書に記載せねばならぬ(拒絶令二七五、七一但)。

(四) 手形交換所に於ける呈示——は支拂呈示たる效力を生ずる(手三八三)。手形交換所は司法大臣により(手八三)、

全國主要都市に四十七ヶ所指定されてゐる。

(1) 手形の交換は、手形交換所で所定時間内に加入銀行相互間に行ふが、支拂呈示は被呈示銀行に對してなすもので、交換所になすものではないから、手形交換所は一の支拂呈示場所となる(2) 手形交換所に於ける呈示をなすには、手形が銀行を支拂場所又は支拂擔當者に指定してある第三者方拂手形に限られ、それ以外の手形は、手形交換所に呈示されることはない。

支拂の時期

満期の支拂

(一) 満期に於て適法な支拂呈示があつたときは、支拂當事者は即時に支拂をなすことを要する。即時に支拂がな

いと、支拂當事者の意思如何に拘らず支拂拒絶となり、所持人は支拂拒絶證書を作成させて遡求權を行使し得る。(二) 恩恵日は法の認めない所で(手七四)、所持人が特約を以て支拂を猶豫するの自由だが、場合によつては遡求權保全手續の時期を失する危険があり、一に所持人の危険に於てなさるべきものだ。

満期前の支拂

所持人は満期前には原則として支拂を求むる權利はないから(手三八一)、たとへ支拂呈示があつても支拂ふ必要なく又支拂人又は引受人は、満期前には支拂をなす權利なく、所持人に對してその受領を強いることはできぬ(手四〇一)。(1) 民法によれば、期限は債務者の利益のために存するものと推定され、債務者は自由に之を抛棄し得るを原則と

するが(民一三六)、手形は満期までは所持人は之を流通に置く權利を有するから、右の原則に従はないものとした。(2) 但し所持人の同意を得たときは、満期前でも支拂をなし得るが、支拂人は自己の危険に於て支拂をなすことを要する(手四〇一)。

自己の危険に於てとは、所持人が無權利者の場合には悪意又は重過失がなくとも免責を得ず(同條三)、又振出人と支拂人間の委託が取消された場合にも、補償を請求し得ない如き場合が生ずるをいふ。

満期後の支拂

所持人は、満期後でも支拂拒絶證書作成期間経過前には支拂を求め得、支拂人は有効に支拂をなし得るのは勿論であり、支拂拒絶證書作成期間経過後の支拂でも、引受人によつて支拂がなさ

れる場合は問題なく、引受をしない支拂人又は支拂擔保者は、支拂呈示期間内且つ支拂拒絶證書作成期間前のみ手形上支拂をなし得るにすぎず、その後は手形上の資格に於ては支拂をなし得ないから、事實支拂をしたときは、民法上の第三者の辨濟としての效力を有するに止まる。

支拂延期又は猶豫

には、當事者の特約による場合と法令による場合とがある。

(一) 特約に基づく場合——手形満期より後に支拂を延期する方法としては、(1) 所持人が受取人の場合は、振出人との合意によつて満期を變更することによつてなし得られ、(2) 所持人が被裏書人の場合は、その前者全員の同意によつて満期を變更し得るが、

(3) 通常は従前と同一の手形を作成し満期日だけ延期する所謂延期手形が作成され、この場合は満期の變更でなく新し手形の發行だが、實質上は満期の變更だ。イ、故に實質關係では同一手形の延長として扱はれ、償還請求に於ては舊手形の基本關係について定められる(大審四四)。

口、又舊手形は手形たる特質より切替によつて當然無効となるのでなく、舊手形を善意の第三者が取得したときは手形債務者はその責任を免れ得ない(大審四四、六九、六三)から、切替の場合には必ず舊手形を受戻さねばならぬ。(二) 支拂猶豫——とは、満期は全然變更せず、支拂のみを延期することをいふ。

(1) 當事者の特約——によつて支拂を猶豫し得ることは勿論だが、之を手形

に記載しても手形上效力なく、單に當事者間の人的抗辯を成立せざるに過ぎない。その當事者以外の善意の取得者に對しては、猶豫の抗辯を以つて對抗し得ない。

(2) 法令による場合——は、天災事變等により、全國的又は地方的に法令を以てされる一般的支拂の猶豫だ。モラトリアムとも云はれる。

わが國では大正十二年九月の關東大震災直後及び昭和二年の財界恐慌の際、緊急勅令で支拂延期令が發せられたことがある。この延期令は、支拂のみならず、手形上の權利保全手續に關する期間をも包含した。この延期期間中は支拂を要せず、支拂呈示があつても遲滞に附せられない。延期令に拘らずこの期間中にした支拂は、満期前の支拂とは解し得られない。

支拂の方法と金額

支拂の方法

(一) 全部支拂——手形は受戻證券だから、手形と引換でなければ支拂をなすを要しない。即ち支拂人は、支拂をするに當り、所持人に對して手形に受取を證する記載を爲して之を交付すべきことを請求し得る(手三九一)。この受戻を必要とするのは、二重拂の危険に備へるためであり、受取の記入は、支拂事實を明かにして後日の證據とする

受取書ノ書キ方

(一) 全額受取ノ場合

表書ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也
昭和廿年參月廿日

乙野次郎

ためだ。

受取文句の記載方式は制限されてゐないが、普通手形用紙の裏書欄の末尾に前記の如く記載するのが例だ。

(二) 一部支拂——支拂は手形金額の一部でもなし得るから、所持人は一部支拂を拒むことを得ない(手三九二)。一部支拂によつて所持人を害することはないからだ。

(1) 支拂人が一部支拂を適法になし得るのは、支拂拒絶證書作成前に限られその作成後には支拂拒絶は確定するから、所持人は一部支拂を拒み得る。

(2) 一部支拂の場合には、所持人は殘額請求のため手形が必要だから、支拂人は手形の交付を請求し得ず、手形に

×表書ノ金額正ニ受取候也
昭和廿年五月五日

丁野四郎

代へて支拂のあつた旨の記載を手形になし、且つ受取證書の交付を請求することができる(手三九三)。

(二) 一部受取ノ場合

×表書ノ金額ノ内金壹千圓也正ニ受取候也
昭和廿年五月五日

丁野四郎

受取證書

一金壹千圓也

右ハ左記爲替手形ノ内金トシテ正ニ受取候也

昭和廿年五月五日

丁野四郎

丙野三郎殿
爲替手形ノ表示

- 一、手形金額 金貳千圓也
- 一、支拂期日 昭和廿年五月五日
- 一、振出地 東京市
- 一、支拂場所 東京市神田區神保町三丁目三番地丙野三郎方
- 一、拂出年月日 昭和廿年參月五日
- 一、振出人 甲野一郎
- 一、受取人 乙野次郎
- 一、支拂人 丙野三郎

支拂貨幣

は、その種類が指定されてゐる場合と指定されてゐない場合とがある。

(一) 貨幣の種類が指定がない場合——手形金額は如何なる國の通貨でも記載し得るが

(I) 手形金額が内國貨幣で指定されてある場合——に、支拂をなすべき通貨の種類が定められてゐないときは、支拂者の選擇に従ひ如何なる通貨を以て支拂つても差支ない(民四〇二二木)。

(II) 外國貨幣で手形金額が記載されてゐる場合——でも、満期の日に於ける價格により、内國通貨を以て支拂ふことができる(手四一前)。

(1) 債務者が支拂を怠つたときは、所持人はその選擇により満期の日又は支拂の日の相場に従つて、内國通貨を以て手形金を支拂ふべきことを請求し得

る(同様I後)。これは支拂遲延による貨幣相場の變動による損害防止のためだ

(2) この場合、外貨の相場は支拂地の慣習即ち爲替相場によつて定めるのが原則だが、振出人が手形に換算率を定め、之によつて支拂金額を計算すべき旨の記載があるときはそれによる(手四二二)。

(二) 貨幣の種類が指定がある場合——手形に特種の通貨を以て支拂ふべき旨即ち外國通貨現實支拂文句の記載があるときは、支拂者はその指定通貨を以て支拂ふことを要し、所持人は内國通貨を以ての受取を強要されない(手四二三)。

(三) 二國以上の國に同名異貨が通用してゐる場合——例へば米國とメキシコに於ける弗貨、佛國と瑞西に於けるフラン貨、スカンデナビア三國のクロネ貨の如き場合で、それが何れの國

の通貨を以て定められた不明の場合は、支拂地の通貨によつて定められたものと推定される(手四一三)。

支拂金額

(一) 満期の支拂金額——は手形金額を限度とする。

(二) 満期後の支拂金額

(一) 手形所持人——は、手形の主たる債務者たる引受人が満期に支拂をしないときは引受人に對し、

(1) 手形金額及び利息の記載あるときはその利息

(2) 満期以後の年六分の率による利息

(3) 拒絶證書作成費用、通知費用及びその他の費用の合計額を請求し得る

(手二八二、四八一)。

(一) 後者に償還をし手形を受戻した者——は引受人に對し

(1) 後者に支拂つた總金額

(2) 之に對する年六分の割合に依る支拂日以後の利息

(3) 支拂した費用合計額を請求し得る(手四九)。

支拂以外の債務消滅

引受人の債務消滅原因には、支拂、時効、手續の欠缺等があるが、その外に供託並に一般原則による消滅がある。

供託

手形債務者は、所持人に満期前には支拂の受領を強要し得ないと共に、満期には必ず支拂を要する。満期に支拂をなすことは、義務たると共に權利とも云へるから、支拂呈示期間内に支拂呈示のないときは、各債務者(引受人、各償還義務者)は所持人の費用及び危険に於て、手形金額を支拂地の所轄官

署即ち供託局に供託し債務を免れ得る(手四二、民四九五)。この供託による免責は、外貨支拂手形について、爲替相場の變動による不利益を避けることのできる利益がある。

その他の場合

手形債務は、以上の外、免除、相殺、更改等によつても消滅するが、手形は受戻證券であり、手形を回收せねば絶對的の効力を生じないから、之等の原因による消滅は、當事者間の人的抗辯を成立させるに止まる。戻裏書による混同によつて手形債務が消滅しないことについては先に述べた。

49. 遡求(償還請求)

概説

遡求とは

手形は一定金額の支拂を目的とし、帳轉流通する間に多數の關係者が加入して来る。

(一) 之等の關係者の内、支拂人(引受人を含む)を第一次の主たる債務者とし、それ以外の振出人、裏書人等すべての者は、第二次的債務者として相當義務を負ひ、之等の者の保證人はそれと被保證人と同一の地位に立ち、参加人は被参加人と同一の責任を負ふ。

そして擔保義務者の間では、上流の者は常に下流の者に對する債務者たる地位にある。

(一) 手形が満期に支拂人によつて支拂はれたときは、手形は本來の目的達成によつて、總ての手形關係者の權利義務は消滅し、擔保義務は發動しないが、引受又は支拂が拒絶され、その他之と同視すべき場合には、所持人は手形本來の目的を達し得られないから、茲に擔保義務の發動を促すことになるこの擔保義務を、手形關係に於ける後者が前者に對し請求することを、遡求又は償還請求といふ。

遡求制度

には、所持人に償還請求権のみを與へる一權主義と、償還請求權及び之を確保するため、引受拒絶の場合に前者をして供與せしめる擔保請求權の二權を

認める主義、所持人に擔保請求權又は償還請求權何れかを選択行使させる選擇主義とある。舊法は二權主義を採用してゐたが、新法は一權主義に改めた。

遡求權の讓渡

手形所持人が前者に對して有する遡求權は手形債權だから、手形の裏書交付によつて讓渡し得るが、この裏書交付は讓渡の對抗要件ではない。その所持人は裏書の連續によつて正當な所持人との推定を受ける。

併し遡求權の讓渡は、裏書によらず指名債權讓渡の方法によつてなし得るから、讓渡人が之を債務者に通知したときはその讓渡を對抗し得る(大審昭七)

遡求の當事者

(一) 遡求義務者——即ち遡求を受けらる者は、手形所持人の前者である。爲

替手形では振出人も含むが、約束手形では、振出人は主たる債務者であつて前者ではない。

(1) 手形関係では、所持人の前者は常に所持人に對して責任を負担し、引受人は主たる債務者として更に之等擔保義務者に責任を負ふから、結局振出人引受人、裏書人及び之等の者の保證人は、所持人に對して合同して責任を負ふことになる(手四七I)。

(2) そしてその責任は、上流にある者は下流全部の者に對して責任を負ふから、上流者程責任が重いわけで、所持人は前下流にあるから何等の義務を負はない。

次に各義務者に付て述べよう。

(I) 振出人——は、振出行爲の効果として引受及び支拂を擔保する(手九I)から、引受又は支拂拒絶の場合には償還義務を負はねばならぬ(手四三I)。但

し振出人が引受無擔保文句を手形に記載したときは、引受拒絶を理由とする満期前の遡求については責任を負はない(手九I)。

(II) 裏書人——も引受及び支拂について擔保義務を負ふ(手一五I)。但し無擔保裏書、期限後裏書、取立委任裏書質入裏書をした裏書人はこの責任を負はない(手一五I、二〇I)。裏書禁止裏書をした裏書人は、自己の被裏書人即ち直接の後者に對しては責任を負ふが、その他の後者に對しては責任を負はない(手一五I)。

(III) 保證人——振出人又は裏書人の保證人は、被保證人と同一の地位に立ち、その者と同一順位の責任を負ふ(手三二I)。

(IV) 參加引受人——は、被參加人と同一順位で後者に償還義務を負ふが(手五八I)、満期前に於ける償還義務に

ついでには責任はない。

(2) 遡求権を行ふ者——は、手形の所持人又は後者に償還をして手形を受戻した者も遡求権者だ(手四七I)。遡求権者は、遡求権の外に常に引受人に對する権利をも取得する(手二八I)。

(I) 所持人の第一次遡求——遡求原因の發生した當時の所持人は、第一次の遡求権者として遡求権を行ひ得るがその権利を行はずに手形を譲渡したときは、遡求権の存する限り譲受人が行使し得る。

(II) 再遡求——裏書人、後者に償還をして手形を受戻した裏書人は、自己の前者全員に對して遡求権を行使し得振出人に至つて止る。無擔保裏書、期限後裏書の裏書人は擔保義務なく、従つて手形を受戻す機會がないから、遡求権を取得することはない。

(III) 保證人——振出人又は裏書人の

保證人が、償還をして手形を受戻したときは、被保證人及び被保證人の債務者に對して再遡求をなし得る(手三三I)引受人の保證人は、引受人に對してのみ権利を取得するにすぎない。

るからだ。
(2) 一旦ある債務者に請求しても、更に他の者に請求し得るのは勿論、既に請求を受けた者の後者に對して請求することも自由である(手四七I)。この遡求の相手方を變更して請求することを變更権といふ。

遡求権行使の順序

遡求の要件

(1) 遡求権者は、自己の前者全員に對して遡求権を行ひ得るが、その行使は極めて自由で、債務を負つた順序、即ち裏書の順序によることを要せず、任意に何れの債務者に對しても請求し得るのであり、又その請求は、各別に請求するも義務者全部に共同に請求するも差支ない(手四七I)。併し二人以上から支拂を受けることはできぬ。一人の履行によつて権利行使の目的を達す

は、遡求原因如何によつて異なる。遡求原因は満期に支拂人から支拂を受けられない場合、及び満期前に支拂の可能性が薄弱となつた場合である。以下満期前の遡求と満期後の遡求とに分つて説明する。

満期前の遡求要件

は之を實質的要件と形式的要件とに分ける。

甲、實質的要件——は、支拂者に一定事實の發生したことに關する。

(1) 支拂人の引受拒絶の場合——所持人が引受呈示期間内に引受呈示を適法にしたのに、手形金額の全部又は一部について引受が拒絶された場合で、豫備支拂人があるときは、その者も引受拒絶をしたことを要する(手五六I)。引受が單純でない場合、又は手形返還前に引受が抹消された場合は、共に引受拒絶であり、一部引受の場合は、引受のない部分に付てのみ満期前の遡求をなし得る(手二六I但、四三I、五一I)。

(2) 支拂人の破産、支拂停止、その財産に對する強制執行が效を奏しない場合——ここに支拂人は引受をなしたると否とを問はない(手四三I)。

(1) 破産——は、宣告されたことを以て足り確定するを要せず、又和議開始決定の場合も破産に準ずべきものと解

する(和議法二)。

(2) 支拂停止——は破産法上のそれと同意義で、支拂不能、債務超過を含まず、債務者が繼續的支拂資力の缺乏によつて、金錢債務を一般に支拂ひ得ないとの明示又は黙示になした表示と解する。

(3) 強制執行の不奏效——は、手形所持人が行つた強制執行たると、他の債権者がなしたとを問はない。

支拂人に手形振出後これ等無資力情態が発生したときは、満期に於ける支拂は期待し得られないから、引受拒絶の場合と同様に見て、満期前の遡求を認められたのだ。但しこの場合、豫備支拂人があれば、参加引受を求め、引受拒絶のあつたことを要する(手五六)。

(三) 引受の爲の呈示を禁じた手形振出人の破産の場合——引受呈示禁止手形(手三三)の信用は、一に振出人の

資力に係るから、満期前遡求を認めただ。豫備支拂人の記載がある場合は之に對して参加引受を求め、その拒絶のあつたことを要することは前記の通りだ。

乙、形式的要件

(一) 拒絶證書の作成——支拂人の引受の拒絶があつたときは、特に拒絶證書の作成が免除されてゐない限り(手四六)、所持人は引受拒絶證書によつてのみ之を證明することを要する(手四四I)。

(1) 引受拒絶證書は、引受呈示期間の定ある手形は、その期間内に作らせることを要し、その他の手形は、満期前に作成すればよい(手四四II、五三、二二)既に引受拒絶證書が作成されてあるときは、満期到来後、遡求権を行ふ場合でも支拂呈示及び支拂拒絶證書の作成を要しない(手四四四)。

満期後の遡求要件

(2) 支拂人(引受人を含む)が支拂停止をし、又はその財産に對する強制執行が效を奏しない場合には、所持人は満期前でも一應支拂人に對し、手形の支拂呈示をなし、且つ支拂拒絶證書を作らせた後でなければ遡求権を行ひ得ない(手四四V)。

(二) 破産決定書の提出——支拂人(引受人を含む)が破産の宣告を受けた場合、又は引受呈示禁止手形の振出人が破産の宣告を受けた場合には、その事實は公表され、公に證明されるから、所持人が遡求権を行ふには、支拂呈示及び拒絶證書の作成を要せず、破産決定書を提出するを以て足る(手四四VI)。和議開始決定の場合には、その開始決定書の提出を以て足ると解する。

所持人は満期又は之に次ぐ二取引日内

拒絶證書の作成だ。

(I) 支拂の爲にする呈示——前記の實質的要件即ち支拂拒絶が要件を備へるためには、その前提たる支拂呈示が適法になされたことが必要だ。

(1) 支拂呈示期間——は、
イ、確定日拂手形、日附後定期拂手形、一覽後定期拂手形は支拂をなすべき日又はこれに次ぐ二取引日内であり(手三八I、四四前)

ロ、一覽拂手形は、原則として振出後一年で(手三四)

ハ、振出人又は裏書人が特に呈示期間を指定したときはその期間である(四四四後)。

(2) 支拂呈示は、拒絶證書の作成と共に遡求権保全の要件だから、たとへ支拂人が支拂拒絶を言明した場合でも、これを呈示することを要する。併し既に引受拒絶證書を作成した場合には支

拂呈示を要しない(手四四III)。

(3) 又呈示は一般的に免除をなし得ずこれを手形上に記載しても效力を生じない。

(4) 振出人が特定債務者に對して呈示義務を免除した場合には、當事者間の人的抗辯とはなるが、支拂呈示は遡求権保全の要件だから、この呈示をしないと、不可抗力の場合を除き所持人はその前者に對する遡求権を失ふ(手五三)

(5) 以上の如く、支拂呈示は如何なる場合でも必要だが、支拂人の所在不明その他に依り呈示不能の場合には、呈示場所到手形を持参したときは、呈示があつたと同一の效力を生ずる(拒絶令二二)。

(6) 支拂地に住所を有する参加人によつて引受がなされたとき、又は支拂地に住所を有する者が豫備支拂人として手形に記載されてあるときは、所持人

甲、狭義の所持人の場合
(一) 實質的要件——は、満期に支拂のないことである(手四三)。支拂拒絶は拒絶の意思表示のあつた場合は勿論、支拂人の所在不明その他の理由によつて、支拂を得ないすべての場合で、若し手形金額の一部支拂があつた場合には、その残部に付て遡求権を行使することができる。

(二) 形式的要件——は、支拂呈示と

はこれ等の者全員に手形を呈示せねばならぬ(手六〇I)。

(I) 拒絶證書の作成——支拂の拒絶は、公正證書たる支拂拒絶證書によつて證明することを要し(手四四I)、その他の方法では證明し得ない。

(1) 支拂拒絶證書の作成期間——支拂拒絶證書は、

イ、確定日拂手形、日附後定期拂手形、一覽後定期拂手形に付ては、支拂をなすべき日又はこれに次ぐ二取引日内に作らせることを要し、

ロ、一覽拂手形にあつては、支拂拒絶證書は、一ヶ年の呈示期間内に作らせることが原則だが、呈示期間の末日に支拂呈示をしたときは、その翌日にも作らせることができる(手四四I後)。

ハ、尙ほ呈示期間中は、何時でも支拂呈示をなし得、従つてこの期間中は、何時でも支拂拒絶證書を作成し得る。

(2) 参加支拂拒絶證書の作成——手形の支拂地に参加引受人又は豫備支拂人があるとき——は所持人は、前記の支拂拒絶證書作成期間の翌日までに参加支拂を求め、参加支拂拒絶證書を作成させることを要する(手六〇I)。

乙、償還をした裏書人
が遡求権を行ふには、後者に對して償還をなし、手形を受戻したことが要件である(手四九)。手形を受戻した裏書人は、手形と共に再び手形上の権利を取得し、自己の前者に對して遡求をなし得る(手四九)。

(一) 償還した裏書人の地位——裏書によつて、裏書人の有した手形上の一切の権利は被裏書人に移轉し、その裏書人は、手形上何等の権利をも有しなくなるが、

(1) 償還によつて手形を受戻したときは、手形上の権利を回復し、前者に對

する遡求権を取得すると共に、引受のある場合には、引受人に對する権利をも取得する。

(2) この場合の裏書人の地位は、裏書前の地位を回復したものと解すべきで償還をした債権者の地位を承継するものではない。

(3) 従つて、その債権者に對して存する抗辯の對抗を受けないと同時に、その裏書人に對しては、たとへ裏書前のものであつても人的抗辯を主張することができない。

(二) 遡求義務者の権利——遡求義務者は、支拂と引換に、拒絶證書、受取を證する記載をなした計算書及び手形の交付を請求し得るのであり(手五〇I)所持人がこの請求に應じないと、債権者遲滞を生ずる。

(1) 手形を受戻した裏書人は、その裏書前の地位の回復を手形上明白にし、

その後の裏書の濫用を防止するため、自己の裏書及後者の裏書を抹消することができない(手五〇I)。

(2) 併しこの場合、裏書を抹消せず、そのまま遡求権を行使しても差支ない。この場合には、適法に手形を受戻した事實は、手形拒絶證書及び受取を證する記載ある計算書の所持によりその資格を立證し得るからだ(手五〇I)。

拒絶證書の作成免除

(無費用償還)

意義

(一) 拒絶證書作成の原則——拒絶證書の作成は、満期前の遡求たると満期後の遡求たるとを問はず、破産の場合を除き、遡求権行使には、それ〴〵引受又は支拂の拒絶證書の作成を要する

所がこの原則に對し、拒絶證書作成免除の例外がある。

(二) 作成免除制度の實益——本来拒絶證書は、手形取引の安全のために作成するものでなく、引受又は支拂の拒絶の事實を確かめるために作成するが(1) 拒絶證書の作成には費用と手数を要し

(2) その費用は遡求義務者が負擔すべきものであり
(3) 拒絶證書の作成によつて手形の不信用が公表され、手形債務者の不名譽となる。

故に、拒絶證書の作成がなくても遡求に應ずる旨を手形に明示した場合には強いて拒絶證書を作らせる必要はないから、法は手形上に拒絶證書の作成免除の記載を認めた。かゝる記載を拒絶證書作成免除文句又は無費用償還文句といふ。

拒絶證書作成免除をなし得る者

は、遡求義務者たる振出人、裏書人、これ等の者の保証人及び参加引受人である。

(1) 法は参加引受人に付ては規定してないが、この者も遡求義務者だから、この記載をなし得ると解する。
(2) 引受人は拒絶證書の作成を要せずして手形上の義務を負ふ者だから、この記載をなし得ず、たとへ記載しても無効だ。

拒絶證書作成免除の方式

は、「無費用償還」「拒絶證書不要」「拒絶證書ノ作成ヲ免除ス」又はこれと同趣旨の文句を手形面に記載し、且つ免除者がこれに署名することを要する(手四六I)。

拒絶證書作成免除ノ書キ方

(一) 振出人ガ書ク場合

右金額乙野次郎殿又ハ其指圖人(此爲替手形引換ニ御支拂相成度候也
昭和廿年參月參日

甲	野一 郎
丙	野三 郎殿

×拒絶證書不要

甲	野一 郎
---	------

(二) 保證人ガ書ク場合

昭和廿年參月參日

甲	野一 郎
乙	野十 郎

×右保證人

甲	野一 郎
丙	野三 郎殿

×無費用償還 甲野十郎

(三) 裏書人ガ書ク場合

裏書ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人(御支拂相成度候也
昭和廿年參月拾日

乙	野次 郎
乙	野次 郎

×拒絶證書ノ作成ヲ免除ス

乙	野次 郎
---	------

一、引受拒絶證書又は支拂拒絶證書何れか一方の作成を免除する場合は「引受(又ハ支拂)拒絶證書不要(又ハ作成ヲ免除ス)」と書くこと。
二、單に拒絶證書不要とか、免除スとか書くこと引受及び支拂の各拒絶證書の作成免除となる。

(1) 併し裏書保證が手形の謄本又は補箋になされるときは、その者のなす免除文句の記載は、謄本又は補箋上にもなし得るものと解する。

(2) 免除文句の記載は、拒絶證書の作成を免除すべき拒絶證書の種類を引受拒絶證書又は支拂拒絶證書の何れかに限定し得るが(手四六一)、その限定のないときは、引受及支拂の兩拒絶證書の作成を共に免除する趣旨と解すべきだ
(3) 裏書人が、裏書欄の目的又は附記欄とある項目の下部に空白を設けてその印章を押したときは、その後の所持人に拒絶證書作成免除の記入補充を許したものと認められる(大坂控大六、東地六一五)。

だがこの補充権は、拒絶證書作成期間内に行使用することを要し、期間經過後に補充してもその效力を生じない(大審昭五)。

手形以外による免除の效力

拒絶證書不要文句は、右の如く手形面に記載し且つ記載者の署名を要するが手形以外の書面又は口頭によつて免除をした場合には、手形法上の拒絶證書作成免除としての效力はないが、免除の當事者間では必ずしも手形に記載を要せず、免除の特約は有効で、拒絶證書を作らなくても償還請求権を失はない(大審六一五、昭一〇)。

免除の效力

は、拒絶證書作成免除の効果のみを生ずるのが原則だが、免除者の如何に依り免除効果の範圍が異なる。

(一) 振出人が免除文句を記載した場合——は、一切の手形署名者(遡求義務者)に對して效力を生じ(手四六一段)、所持人は何人に對しても拒絶證書を要せずして遡求權を行使することができる。故にこの免除文句があるに拘らず拒絶證書を作成したときは、その費用は所持人が負擔することになる(同條三四段)。

(二) 裏書人、保證人が記載した場合——はその裏書人又は保證人に對してのみ效力を生じ(手四六五段)、所持人はその記載者に對しては拒絶證書を要しないが、その他の遡求義務者に對しては拒絶證書を作成せねばならぬ。故にかゝる場合に拒絶證書を作成させたときは、一切の署名者即ち免除の記載をなした裏書人又は保證人に對してもその費用を請求することができる(同條五末)。

(三) 拒絶證書作成免除文句の效力の限界——は、拒絶證書の作成免除に止り、支拂のためにする呈示又は遡求通知義務を免除する效力を有しない(手四六五前)。

併し拒絶證書は唯一の呈示證明方法だが、拒絶證書作成免除の場合には、拒絶證書がないから、所持人は適法の期間内に呈示をしたものとの推定を受け適法な期間内に呈示がなかつたとの理由で争はんとする者は、その事實を立證する責任がある(同條五後)。

不可抗力に因る呈示期間の伸長

呈示期間伸長の必要

(一) 呈示又は拒絶證書の作成は、一定期間内になさなければならぬ。所

がこの期間内に不可抗力の事實が發生し、呈示期間内に呈示をなし得なかつた場合には如何にすべきや、の問題が生ずる。

(一) 新法の規定——新法は債務者危険負擔主義を採り、法定の期間内に避くべからざる障碍(法令による禁制その他の不可抗力)に因り、手形の呈示又は拒絶證書の作成が妨げられたときは、右の手續期間は伸長せられ(手五四一)、所持人は法定期間内に手續をしなくても遡求權を失ふことなく、不可抗力の事實が止んだ後、遲滞なく引受又は支拂のため手形を呈示し、且つ必要あるときは拒絶證書を作らせることに依り、遡求權を行使することができる(手五四三)。

不可抗力の意義

こゝに不可抗力とは、避くべからざる

る障碍をいひ、法は法令に依る禁制その他の不可抗力としてゐるが、

(一) 法令に依る禁制——とは法令に依り一時的に手形の呈示又は拒絶證書の作成を禁ずるモラトリアムの場合で
(二) その他の不可抗力——とは戦争事變、洪水、震災等の天災地變交通遮斷等の如き場合をいひ、
要するに外部的妨害事故により、普通の方法努力を以てしては、手形の呈示又は拒絶證書の作成をなし得られないことをいふ。

(三) 果して避けることを得ざる障碍なりや否や——は、具體の場合に付て判断する外はないが、所持人又は所持人が手形の呈示若しくは拒絶證書の作成を委任する者に付ての單純な人的事由は不可抗力を構成するものとは認められない(手五四Ⅴ)。

所持人の通知義務

(一) 不可抗力の発生したとき——は所持人は自己の裏書人に對し遅滞なくその不可抗力を通知し、且つ手形又は補箋にその通知を記載し、日附を附してこれに署名せねばならぬ(手五四Ⅱ前)。この不可抗力の通知は、所持人が保全手續をなし得ない事情を前者に知らせ期間經過後に於ても尙ほ遡求權の行使のあるべきことを知らせると共に、不可抗力の存在が必ずしも公知のものとは限らないから、前者に反證を擧げる機會を與へるためだ。
この通知を受けた者は、手形法四五條によつて、更にその前者に通知するを要し、順次遡求義務者に通知されねばならぬ。

(二) 不可抗力によつてこの通知自體が妨げられたとき——は、通知可能の

情態となつた後、遅滞なく通知すればよい。その通知を怠つた者は、權利を失ふことはないが、因つて生じた損害を手形金額の範圍内で賠償せねばならぬ(手五四Ⅱ後、四五Ⅴ)。

不可抗力通知書

左記爲替手形ハ昭和廿年五月五日ノ大火災ノ爲法定期間内ニ支拂ノ爲ノ呈示ヲ爲スコト能ハサルニ付此段及御通知候也
昭和廿年五月七日

所持人 中村 竹吉

裏書人 上村松吉殿

爲替手形ノ表示

手形金額 金貳千圓也
支拂期日 昭和廿年五月五日
支拂地 東京市
支拂場所 株式會社安田銀行
振出地 東京市
振出年月日 昭和廿年參月五日
振出人 住所 甲野一郎
受取人 住所 乙野次郎
支拂人 住所 丙野三郎
裏書人 住所 乙野次郎
第二裏書人 住所 上村松吉

(三) 期間の伸長——不可抗力が満期より三十日を超えて繼續するときは、

手形への不可抗力通知ノ書キ方

裏書ノ金額 上村松吉殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也 昭和廿年參月拾日 東京市豊町區豊町二丁目二番地 乙野次郎	裏書ノ金額 中村竹吉殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也 昭和廿年參月拾日 東京市四谷區新宿三丁目三番地 上村松吉	裏書ノ金額 殿又ハ其指圖人へ御支拂相成度候也 昭和 年 月 日	裏書ノ金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日
--	--	------------------------------------	-------------------------

に遡求權を行ふことができる(同條Ⅴ)。

(一) 三十日の期間の計算——は、確定日拂又は日附後定期拂手形は満期を起算點とし、一覽拂手形及び一覽後定期拂手形は、豫め定まつた満期がなく所持人は原則として一ケ年の呈示期間内は何時でも呈示をなし得るが、不可抗力に依つてその期日を確定することが妨げられて居るから、呈示期間の經過前でも、所持人が不可抗力の通知をなした日から起算する(同條Ⅴ前)。

(二) 一覽拂手形は、通知の日から三十日經過すれば遡求をなし得るが、一覽後定期拂手形は、三十日の期間に手形に記載した一覽後の期間を加算し、その期間經過後遡求をなすことができる(手五四Ⅴ)。

遡求通知の必要

引受又は支拂の拒絶のあつたときは、所持人は前者に對して通知し、後者より通知を受けた者は、更に自己の前者に對して通知をせねばならない。これを遡求の通知又は拒絶の通知といふ。これは引受拒絶又は支拂拒絶等による遡求原因が発生しても、遡求義務者はこれを知らないのが普通であり、然もこれを知るに付て重大な利害關係を有するから、所持人に速に遡求原因の發生を知らせ、遡求義務者に償還の準備をさせるためだ。
元來所持人は何等の義務を負担しないのが原則だが、この場合は遡求義務者の利益のため唯一の例外を設けた。

通知の當事者

(一) 通知義務者——は、第一次には

手形の呈示又は拒絶證書の作成をせず

爲替手形(49) 遡求(償還請求)

引受又は支拂拒絶を受けた當時の所持人で、第二次には後者より通知を受けた各裏書人である(手四五I)。

破産に因る遡求原因発生の場合にも、所持人は通知の義務を負ふかは別に規定はないが、破産の宣告は公告されるものだから(破産一四三)、通知を要しないものと解する。

(二) 通知を受くべきもの——第一次遡求の通知は、所持人からその直接の前者及び振出人に對してなすことを要し、第二次の遡求通知は、後者より通知を受けた裏書人がその直接の前者になし、かくして順次振出人に及ぶのである(手四五I)。

(1) 第一次通知たると第二次通知たるとを問はず、通知を受くべき前者に保證人があるときは、その保證人にも通知せねばならない(同條II)。

(2) 併し直接の前者たる裏書人がその

宛所を記載せず、又はその記載が読み難き場合には、その裏書人には通知をせず、これを飛越えてその裏書人の直接の前者に通知すればよい(同條III)。

通知期間

(一) 通知期間

(I) 所持人——が通知をなす場合には、拒絶證書作成日(拒絶證書作成免除があれば呈示の日)に次ぐ四取引日内になすこと(手四五I段)

(II) 後者より通知を受けた裏書人——は、その通知を受けた日又はこれに次ぐ二取引日内になすことを要する(同條I2段)。

以上の期間には休日不算入しない。各

裏書人の通知期間は、後者より通知を受けた時より進行する(同條I3段)から、裏書人は通知を受けた日に通知しても差支ない。

(I) 被裏書人に保證人があるとき——は、被通知者に對すると同一期間内に之にも同一の通知を要する(同條II)。

(二) 期間内通知の立證——右期間内に通知をなしたことは、通知義務者に於て立證を要するが、

(I) 適法の期間内に通知をなす書面を郵便に付した場合——には、その期間を守つたものと看なされ(手四五V)るから、通知義務者は書面を郵便に付したことを立證(内容證明でするのが確實)すれば足り、右期間内に書面が到達したと否とに拘らず、適法の期間内に通知をなしたものと看なされる。

(II) 郵便以外の方法による場合——に付ては規定はないが、適法期間内に

手形記載の宛所に通知を發したことを立證すれば、通知義務者はたとへ期間内に到達しなくても、責任を負はないものと解する(到達を要するとの説あり)。

通知の方法

には、別に制限なく、必ずしも書面によるを要せず、口頭又はその他如何なる方法によつてもなし得、單に手形を返付(返還)することのみによつてもなし得る(手四五II)。

(一) 遡求の通知は、引受又は支拂拒絶のあつたことを遡求義務者に知らせるためだから、第一次の遡求通知は單にその旨を通知すればよいが、

(二) 第二次以後の遡求通知は、單に自己が後者から受けた通知を繰返すに止まらず、前の通知者全員の名稱及び宛所(住所等)をも合せて通知することを要する(手四五I2段)。これは遡求義務

務者をして手形所持人を知らしめ、その償還に便宜を與へるためだ。

引受拒絶通知書(一)

(所持人ヨリノ通知)

左記爲替手形ハ昭和廿年四月廿日引受ノ爲支拂人
丙野三郎ニ呈示候處引受ヲ拒絶セラレタルニ付此
段及通知候也
昭和廿年四月廿一日
所持人 中村竹吉
裏書人 上村松吉殿
爲替手形ノ表示
手形金額 金貳千圓也
支拂期日 昭和廿年五月五日
支拂地 東京市
支拂場所 株式会社安田銀行
振出地 東京市
振出年月日 昭和廿年參月五日
振出人 住所 甲野一郎
受取人 住所 乙野次郎
支拂人 住所 丙野三郎
裏書人 住所 乙野次郎
第二裏書人 住所 上村松吉
引受拒絶通知書(二)
(被通知人ヨリ其前者ヘノ通知)
左記爲替手形ハ所持人中村竹吉ヨリ支拂人丙野三
郎ニ對シ引受ノ爲ノ呈示相成候處引受ヲ拒絶セラ
レタル旨本日通知ニ接シ候ニ付此段及御通知候也

昭和廿年四月廿二日
第二裏書人 上村松吉
裏書人 乙野次郎殿
爲替手形ノ表示
手形金額 金貳千圓也
支拂期日 昭和廿年五月五日
支拂地 東京市
支拂場所 株式会社安田銀行
振出地 東京市
振出年月日 昭和廿年參月五日
振出人 住所 甲野一郎
受取人 住所 乙野次郎
支拂人 住所 丙野三郎
裏書人 住所 乙野次郎
第二裏書人 住所 上村松吉
支拂拒絶通知書(一)
(所持人ヨリ其前者ニ爲ス通知)
左記爲替手形ハ昭和廿年五月五日支拂場所ニ於テ
支拂ノ爲ノ呈示ヲ爲シタルモ支拂ヲ拒絶セラレタ
ルニ付此段及御通知候也
昭和廿年五月六日
所持人 中村竹吉
裏書人 上村松吉殿
爲替手形ノ表示(略)
支拂拒絶通知書(二)
(被通知人ヨリ其前者ニ爲ス通知)
左記爲替手形ハ所持人中村竹吉ヨリ支拂場所ニ於

テ支拂ノ爲ノ呈示ヲ爲シタルモ支拂ヲ拒絶セラレタル旨本日通知ニ接シ候ニ付此段及御通知候也
昭和廿年五月七日

第二裏書人 上村 松吉
裏書人 乙野次郎殿
爲替手形ノ表示(略)

通知義務違反の効果

通知義務者が、通知義務に違反して全然通知をせず、適法期間内に又は法定の順序に従つて通知をしなかつた場合でも、そのため遡求権自体を失ふことはない(手四五〇本)。

(一) 唯適法な通知をしなかつたことが過失に基き、その結果損害が生じたときは、その損害を受けた者に對し、手形金額を超えない範圍内で賠償の責に任ずる(手四五〇)。

(二) その賠償を要するのは、通知懈怠に基く損害に限り、この損害は手形上の権利ではないから、損害賠償の範

圍時効等は民法規定によつて定める。

遡求金額

法が遡求権を認めるのは、所持人が満期に支拂を受けなかつたのを救済する趣旨だから、償還金額は、満期に於ける手形金額の支拂を受けたと同様の結果を得しむることを要し、且つその受けた一切の損害の賠償をも與ふべきは當然だが、その賠償額を個別的に決定することは、徒らに事の煩雜を來たし手形が流通證券たる性質にも合致しないから、法は之を括一的に定めた。

所持人の第一次遡求金額

は、手形金額、利息、費用の合計額である(手四八)。

(一) 引受又は支拂のなかつた手形金額及び利息の記載のあるときはその利

息——全部拒絶の場合は全額について一部引受又は一部支拂の場合はその残額に付て請求し得る。

(1) 又一覽拂又は一覽後定期拂手形に利息の附記のあるとき(手五)は、満期までのその利息を請求し得る。

(2) 満期前に遡求権を行ふ場合は、満期までの中間利息に相當する部分は、所持人が不當に利得する結果になるから、この部分は割引によつて手形金額を減ずる。割引率は、所持人の住所地に於ける遡求の日の公定割引率(内地では日本銀行)によつて計算する(手四八二)。

(3) 利息附手形では、償還の日から満期までの利息を附けないに止まり、銀行率による割引の問題は生じない。

(二) 年六分の率に依る満期以後の利息——(一)の手形金額(利息附手形は満期迄の利息を加算したもの)が手形金額となる)に對する満期後の利息を

指すが、之は遅延利息に似てはるものの遅延利息ではないから、不可抗力又は呈示の時期如何、債務者遲滞の有無に拘らず、満期日の翌日からの分を請求ができる。

不可抗力によつて手形の呈示を妨げられ、且つその情態が永續するときは、

(1) 一覽拂手形は、不可抗力の通知を發した日より三十日を經過した日

(2) 一覽後定期拂手形は、不可抗力の通知を發した日より三十日と手形所定の期間を合計した日の翌日から、

夫々利息を附すべきだ。

(三) 拒絶證書作成費用、通知費用、その他の費用

(1) 拒絶證書作成費用——は、執達吏規則又は公證人手數料規則で定められてゐる。拒絶證書作成免除文句の記載ある場合に、拒絶證書を作成させた場合の費用負擔については既に述べた。

爲替手形(49) 遡求(償還請求)

引受拒絶證書の作成があれば、支拂拒絶證書の作成を要しないのに(手四四)之を作成させたときは、所持人がその費用を負擔すべきものと解する(手四六三)。

(2) 通知の費用——とは遡求通知に要した費用で、

(3) その他の費用——とは、遡求権の行使に必要な費用で、請求書、計算書證明書の作成費用、郵送料、請求費用等だが、訴訟費用は含まない。

請求書(一)(所持人ヨリノ遡求)

左記爲替手形へ支拂(又ハ引受)ヲ拒絶セラレタルニ付別紙計算書ノ金額直ニ御支拂相成度此段及請求候也

昭和廿年五月廿日
所持人 中村 竹吉
裏書人 上村松吉殿
爲替手形ノ表示
手形金額 金貳千圓也
支拂期日 昭和廿年五月五日
支拂地 東京市
支拂場所 株式會社安田銀行

振出地 東京市
振出年月日 昭和廿年參月五日
振出人 住所 甲野一郎
受取人 住所 乙野次郎
支拂人 住所 丙野三郎
裏書人 住所 乙野次郎
第二裏書人 住所 上村松吉

計算書
一金貳千圓也 支拂アラザリシ手形金額
一金四圓九拾參錢也 自昭和廿年五月六日至同年同月廿日迄右元本ニ對スル年六分ノ割合ニ依ル利息
一金參圓五拾錢也 支拂拒絶證書作成費用
一金六拾四錢也 拒絶通知費用
合計金額 金貳千九圓七錢也 以上
右金額正ニ受取候也
昭和 年 月 日 受取人 殿

(備考)
一、本様式ハ満期後遡求ノ場合ニテ、支拂アラザリシ金額ハ一部支拂ヲ受ケタルトキハ其ノ残額ヲ記入ノコト、拒絶證書作成免除ノ場合ハ拒絶證書作成費用ノ記載ヲセザルコト
二、引受拒絶ニ因リ満期前ニ本請求ヲ爲ス場合ハ(1) 支拂アラザリシ金額ヨリ請求ノ翌日ヨリ満期迄ノ公定割引率ニ依ル金額ヲ控除スルコト
(2) 從テ支拂呈示後ノ利息ノ記載ヲセザルコト
(3) 支拂拒絶證書作成費用トアルヲ引受拒絶證

書作成費用トスルコト
但シ拒絶證書作成免除ノ場合ハ記載セザルコト

裏書人の請求金額

(一) 償還によつて手形を受戻した裏書人が前者に請求し得る金額——は次の通り(手四九)。

- (1) その支拂つた總金額
- (2) 右金額に對し年六分の率に依り計算した支拂の日以後の利息
- (3) その支出した費用

請求書(二)

(償還シタル裏書人ヨリノ遡求)

左記手形ハ支拂拒絶ニ基キ昭和廿年五月廿日所持人中村竹吉ヨリ拙者ニ對シテ償還ノ請求有之同日拙者ニ於テ償還致候ニ付別紙計算書ノ金額直ニ御支拂相成度此段及請求候也
昭和廿年五月廿五日

第二裏書人 上村 松 吉
振出人 甲野一郎殿
爲替手形ノ表示(略同前)

計算書
一金貳千九圓七錢也 所持人中村竹吉へ支拂ヒタル金額

内 支拂アラザリシ手形金額
金貳千圓 自昭和廿年五月六日至同年同月廿日迄右元本ニ對スル年六分ノ割合ニ依ル利息

金四圓九拾參錢 支拂拒絶證書作成費用

金參圓五拾錢 支拂拒絶證書作成費用

金六拾四錢 前記金額ニ對スル自昭和廿年五月廿一日至同年同月廿五日迄年六分ノ割合ニ依ル利息

一金壹圓六拾五錢也 拒絶通知ノ費用

一金拾貳錢也 拒絶通知ノ費用

合計金額千拾壹圓四錢也 以上

右金額正ニ受取候也 昭和 年 月 日 受取人 殿

償還の方法

償還の態様

償還は必ずしも現金支拂を要するので

(二) 戻手形發行の場合の償還金額の計算——に付ては後述(六一〇頁)。

(2) 拒絶證書は、遡求原因立證のため且遡求權行使の要件として作成されたもので、若し之を滅失したときは、その謄本を以つて之に代へ得るから(拒絶令八五)、謄本と引換に償還を請求し得る。

(3) 計算書は、遡求權者が作成し、償還金額の内容を明細に記載し、受取を證する記入即ち「前記ノ金額正ニ領收候也」の如き記載をし、受領者が署名又は記名捺印をなした書面である。

(4) 償還の請求を受けた者は、償還と引換に右の書面の交付を請求し得るから、若し交換的に之等の書面を交付しないときは支拂を要しない。又遡求義務者は、請求を俟たず自ら進んで償還をなし得る。この場合にも、前記の書類の交付を請求し得るのは勿論だ。
(二) 再遡求の場合——償還をして手形を受戻した者は、更に自己の前者に

遡求をなし得るが、この手續は前記と同様だ。唯計算書のみは、その者の請求金額を明確にするためだから新に作成すること。

(三) 一部引受の場合の償還——一部引受のあつたときは、引受のなかつた金額に付て遡求をなし得るが、この場合は手形を受戻し得ないから、

(1) 償還をなす者は、所持人に支拂のあつた旨を手形に記載すべきこと、及びその受取證書の交付を請求し得る(手五一前—書式前掲)外、

(2) その償還者が再遡求をなすため、手形の證明謄本及拒絶證書の交付を請求し得る(同條後)。ここに證明謄本は、引受拒絶證書を作成した公證人又は執達吏の作つた謄本である(拒絶令五五)。
(四) 償還者の裏書抹消——償還によつて手形を受戻した者は、償還者たる立場に於て、

はなく、相殺、更改、代物辨濟によつてなすことも差支ない。一部の償還は請求者は之を受けざることを強要されるものでないが(手三九五)、受けても差支ない。法が特に認めた遡求方法に、戻手形による償還請求の方法がある。

償還手續

遡求義務者が償還をなすには一定の手續を要する。

(一) 第一次遡求の場合——遡求義務者は、支拂と引換に手形、拒絶證書、受取を證する記載をした計算書の交付を請求し得る(手五〇一)。

(1) 手形を受戻させるのは、二重請求や償還後の流通の防止と、更に前者に遡求をなす必要のためだ。手形が消滅し、除權判決に基いて遡求があつた場合は、手形の交付を請求し得ないことは勿論だ。

(1) 引受ある場合には引受人に對する權利及び前者に對する遡求權を取得し引受のない場合は、前者に對する遡求權を取得するから、必ずしも手形面上に自己が所持人たることを整備する必要はないが、手形面上形式的資格を缺くと、權利行使上不便であり、更に直接遡求權を行はず裏書(期限後裏書)によつて手形を譲渡せんとする場合に、裏書の連續を缺くと譲渡し得ないことになる。
(2) そこで法は、手形を受戻した裏書人は、自己及び後者の裏書を抹消し得ることを認め(手五〇二)、この不便を除いた。

戻手形の發行

(一) 戻手形とは——遡求權者が遡求權行使のために遡求義務者の一人に宛て振出した一覽拂且つその者の住所を

支拂地とする新手形をいひ(手五二I)、この手形の基本となつた手形を本手形といふ。

(二) 戻手形による遡求の實益——この手形による遡求は、支拂地又は遡求権者の住所地又は營業所所在地と、遡求義務者の住所又は營業所在地とが異り、兩者間に爲替相場の關係がある場合に實益がある。併し之によつて遡求の目的を達し得れば、極めて便宜な方法だが餘り活用されてゐない。

戻手形は、償還金取立のため、前者の一人に宛て、振出されるから戻手形の名があるが、手形としては別に變つた性質を有するものでないから、一般手形としての要件を備へねばならない。だが、特殊の目的を有するから、手形要件記載事項に一定の制限がある。

(三) 戻手形の記載要件の制限——戻手形は、手形面に振出禁止の旨の記載

のない場合に限り振出すことが出来る(手五二I)。

戻手形禁止手形

昭和廿年參月參日	甲野一 郎
丙野三 郎殿	
× 此手形ノ遡求ニ付戻手形ノ振出ヲ禁ズ	
受引	

戻手形の記載事項には次の制限がある(手五二)。

- (1) 振出人——は本手形の所持人又は後者に對して償還をなした裏書人等の遡求権者たること
- (2) 支拂人——は償還義務者の一人なること
- (3) 満期——一覽拂たること
- (4) 支拂地——遡求義務者の住所地たることを要し、第三者方拂となすを得ない。
- (5) 振出地——所持人(第一次遡求者

たる)の振出す場合は本手形の支拂地たること、裏書人が振出す場合は裏書人の住所地たること(同條Ⅲ)。

(6) 受取人——は何人でも差支ないが事實上銀行を常とする。

(7) 手形金額——は、その振出人(遡求権者)が支拂人(遡求義務者)に對して請求し得る金額(手四八、四九)に、戻手形の仲立料及び戻手形に貼用の印紙税の合計額である(手五二I)。仲立料とは、戻手形の割引料である。

(四) 戻手形と爲替相場——戻手形金額は、右の如く、償還金額と費用の合計額だが、振出地と支拂地の間に爲替相場の關係があるときは、手形金額を何れの相場によつて定めるかの問題を生ずる。法はこの場合を明定した。即ち

(1) 第一次の遡求者たる所持人が、戻手形を振出した場合は、その金額は、

本手形の支拂地より、戻手形により遡求せんとする遡求義務者の住所地に宛てた一覽拂の爲替手形の相場によつて定め

(2) 第二次遡求の場合は、遡求権者の住所地より、遡求義務者の住所地に宛てた一覽拂手形の相場によつて定める(手五二I)。

(五) 戻手形の支拂——戻手形は通常の手形だから、戻手形の所持人が支拂呈示をなし支拂を求めるときは、本手形、拒絶證書、計算書等を要しないわけだが、併し戻手形は本来本手形の遡求のため振出されたものであり、戻手形を支拂ふことは本手形の償還義務を履行することになるから、戻手形の支拂人は、右の書類を共に交付しなければ支拂をしないことになる(手五〇I)。

(1) 従つて之等の書類は、戻手形に附屬書類として添附することを要する。

(2) だが戻手形のみから云へば、その支拂人は引受をしてゐないから支拂の義務なく、その支拂をしないときは目的を達し得ないから、戻手形より生じた費用を加算して、本手形により遡求権を行ふ外はない(手四八I、四九I)。

50. 参加

總説

参加制度

(一) 手形の目的——は、手形金額が一定の時、場所、人によつて支拂はれることにある。所がこの目的に反し引受又は支拂が拒絶され、支拂人の財産状態が悪化した場合には、所持人は手形の目的不達成乃至甚しき不確實な状態に置かれるから、その救済のために法が遡求制度を設けたことは前述の通り。

併しこの遡求権の行使は、それが繰返される毎に金額が増大して、遡求義務者の負擔加重となる許りでなく、振出

人その他の債務者の不名譽を暴露する
 (二) 第三者の手形關係加入——によつて、右の場合、第一次的に指定された者の引受又は支拂の代りに、第二次的に引受又は支拂をなし、所持人には引受又は支拂のあつたと同様の地位を與へると共に、特定の遡求義務者(被參加人)及びその後者に對する遡求權の行使を防止することは双方の利益である。これが參加制度だ。

(三) 參加とは——手形が、引受又は支拂拒絶等により、遡求權が行使さるべき情態に立至つた場合に、之を防止し、手形の信用を回復するために、第三者が手形關係に介入することで、參加は補充的の引受又は支拂に外ならない。
 (四) 參加の種類——參加には二種あつて、第三者が引受をする場合は參加引受、支拂をする場合が參加支拂であ

る。約束手形には引受制度なく、従つて參加引受はない。

參加の當事者

(一) 參加をなす者——を參加人といひ、參加の種類によつて、參加引受人と參加支拂人とに別つ。參加は特定の遡求義務者のためになされるもので、この參加される特定遡求義務者を被參加人といふ。

(二) 參加人の種類——參加人は、豫め手形上指定されることもあり、指定のない第三者が任意に參加することもある。前者を豫備支拂人(又は指定參加人)といひ、後者を狹義の參加人(又は任意參加人)といふ。

(一) 豫備支拂人——は、手形面上參加すべく指定された者で、之を指定し得る者は、振出人、裏書人、保證人である(手五五I)。

(1) 之等の者は、遡求義務者であり、參加によつて利益を受ける者だから、手形上の主たる債務者たる引受人は指定し得ない。
 (2) 豫備支拂人たり得る者には制限なく、その手形に關係のない第三者は勿論、支拂人、振出人又は裏書人の如く既に手形上の債務者たる者でも差支ないが、主たる債務者たる引受人は豫備支拂人たり得ない(手五五II)。

(3) 豫備支拂人の指定は、手形又はその謄本或は補箋になすべきものである
 (I) 狹義の參加人——たり得る者は手形に關係のない第三者は勿論、支拂人又は既に手形上の債務者たる者もなり得るが、引受人は狹義の參加人たり得ない(手五五III)。

(三) 被參加人たり得る者——は、遡求義務者、即ち振出人、裏書人及び之等の者の保證人に限られる(手五五II)。

故に引受人又は無擔保裏書人は被參加人たり得ない。參加は遡求權の行使を防止することを目的とするもので、參加により利益を受ける者は、遡求義務者に限るからだ。だから、引受人のために參加しても、その參加引受は手形上無効であり、この場合の參加支拂は民法上の第三者の辨濟(民四七四)となる。

參加の時期

參加は遡求權の具體的行使を防止する制度だから、遡求原因の發生前にはなし得ないし、又遡求權が行使された後には不必要となるから、

(1) 參加引受は満期前遡求權發生(引受拒絶證書作成)後満期までの間(手五五II、五六)。

(2) 參加支拂は、満期又は満期前遡求原因發生(支拂拒絶證書作成)後、支

豫備支拂人ノ書キ方
 (一) 振出人ガ書ク場合

昭和廿年參月五日	甲 野 一 郎 郎
丙 野 三 郎 郎	
東京市日本橋區本町四ノ四	
豫備支拂人 丁野四郎郎	

(二) 裏書人ガ書ク場合

表書ノ金額上村松吉郎又ハ其指圖人(御支拂相成度候也)	
昭和廿年參月廿日	乙 野 次 郎 郎
當裏書人ハ東京市日本橋區本町四ノ四丁野四郎郎ヲ豫備支拂人トシテ指定ス	

(三) 保證人ガ書ク場合

昭和廿年參月五日	甲 野 一 郎 郎
右保證人	甲 野 十 藏 郎
丙 野 三 郎 郎	
當保證人ハ東京市日本橋區本町四ノ四丁野四郎郎ヲ豫備支拂人トシテ指定ス	

拂拒絶證書作成期間の最後の日の翌日までの間(手五五九)なし得る。

參加の通知

參加人は、豫備支拂人たると狹義の參加人たるとを問はず、又參加が參加引受を爲したると參加支拂を爲したるとを問はず、被參加人に對し參加後二取引日内に、參加をした旨の通知を要する(手五五III前)。

參加引受(參加支拂)通知書

左記爲替手形ニ付拙者ハ昭和廿年參月拾日貴殿ノ爲參加引受(參加支拂)致候間此段及御通知候也
 昭和廿年參月拾日
 東京市日本橋區本町四丁目四番地 丁 野 四 郎 郎

甲 野 一 郎 郎
 爲替手形ノ表示
 手形金額 金貳千円也
 支拂期日 昭和廿年五月五日
 支拂地 東京市
 支拂場所 株式会社安田銀行
 振出地 東京市
 振出年月日 昭和廿年參月五日

振出人 甲野一郎
 受取人 乙野次郎
 支拂人 丙野三郎
 裏書人 乙野次郎

(一) 通知を要する理由——は、被参加人は参加があつても手形責任を免れるものでなく、却つて参加人に對する償還を要し、前者に對する再遡求等の準備をさせる必要があるからだ。

(二) 通知の方法——通知は如何なる方法でも差支ないが、過失により右期間内の通知を怠り損害が発生したときは、手形金額を超えない範圍内で、賠償すべき責任が発生する(手五五〇後)。

参加引受

参加引受の意義

参加引受とは榮譽引受とも云ひ、第一次の支拂人(單なる支拂人又は引受人)

が支拂をしない場合に、満期前に於ける遡求権の行使を防止する目的で、ある遡求義務者のため、支拂人以外の者によつて爲される引受をいふ。

(一) 参加引受は参加支拂とは違つて手形行爲の一種だから、一定方式に従ひ、手形に署名してなすことを要し、附屬的手形行爲だから、基本的手形行爲の有効を前提とする事は一般の場合と同様だ。併し手形行爲獨立の原則の適用を受け、振出及び被参加人の手形行爲は、形式的要件を具備すれば足り之等の行爲が實質的に無効であつても参加引受は獨立して有効である(手七〇)。尚ほ参加引受は手形の授受を必要としない單獨行爲だ。

(二) 参加引受は、支拂人が引受拒絶又は之に準ずるその財産状態悪化の場合に、手形に指定又は指定されない第三者が、手形關係に介入する行爲であ

る。

(1) 支拂人——と雖も参加引受をなし得るが、之は支拂人としては支拂を拒絶し、特定遡求義務者のため、第三者たる資格に於て介入する。支拂人以外の者も同様だ。

(2) 豫備支拂人——は手形上指定された者だが、支拂人の如く手形要件でなく、單に第一次介入者として指定された第三者にすぎない。

(三) 参加引受は、引受呈示禁止手形を除き、満期前に遡求権を行ひ得る一切の場合、即ち全部又は一部の引受拒絶の場合及び支拂人の破産、支拂停止、強制執行の不奏効の場合になされる(手五六一)。但し引受呈示禁止手形は引受呈示をなし得ず、従つて引受拒絶は起らないから、参加引受は許されない(同條)。

(四) 参加引受は、満期前、遡求原因

の發生(手四三)した後でなければなし得ない。この遡求原因の内引受拒絶の事實は、引受拒絶證書で立證することを要するから、この作成が免除されてゐない限り、この作成を要する。従つて引受拒絶、破産以外の満期前の遡求原因の發生は、支拂拒絶證書の作成を要し、この作成前になした参加引受は無効となる。

参加引受の性質

参加引受は、その行爲は引受と似て居り、責任の方面から見ると、支拂義務を引受けることによつて償還義務者と同一の地位に立つ。故に参加引受の性質については、引受の一種とする説と擔保義務の引受だとの説があるが、償還義務の負擔を目的とする手形行爲だといふのが正しい。

(一) 引受と参加引受との差異——は

次の通り。

(1) 引受は、引受人が第一次の主たる債務者となり、その支拂によつて一切の手形關係が消滅するが、参加引受では、参加引受人は支拂拒絶の場合に、被参加人と同列の第二次の遡求義務者となり、その支拂は單に被参加人の後者の免責事由となるに止り、その参加引受人は、被参加人及び被参加人の債務者に對して、手形上の権利を取得する。

(2) 引受人は、所持人及びすべての手形署名者に對して義務を負ふが、参加引受人は、所持人及び被参加人の後者に對してのみ義務を負ふ。

(3) 引受人の義務は絶対的で、時効又は手續欠缺によつて消滅せず、利得償還義務を負ふが、参加引受人の義務は擔保義務に過ぎないから、所持人が支拂呈示期間又は支拂拒絶證書作成期間

を守らないと、當然に消滅し、利得償還義務を負ふことはない。

(4) 引受には満期前遡求の問題は起らぬが、参加引受は、満期前遡求原因の發生により、假令参加引受があつてもそれは單に被参加人及びその後者に對する遡求権のみ消滅し、被参加人の前者に對しては満期前の遡求ができる。

(二) 保證との差異——参加引受は、被参加人と同一且つ之に従屬的の手形上の義務を負ひ、その義務を履行したときは、被参加人及びその債務者に對する手形上の権利を取得する點は、甚しく手形保證と似てゐるが、兩者の間には次の本質的の相違がある。

(1) 参加引受は遡求防止を目的とし、遡求原因の發生を前提とするが、保證は擔保を目的とするもので、被保證人の債務不履行を前提とする。

(2) 参加引受は、一部の者の満期前の

遡求義務を免れさせるが、保証にはこのことはない。

(3) 参加引受は、償還義務者の爲にのみなし得るが、保証にはかゝる制限なく、一切の手形上の債務者のためになし得る。

(4) 参加引受は、引受人以外の者は何人でもなし得るが、保証は前者が後者の保証人となる如き擔保力を増強し得ない場合はなすことを得ない。

参加引受の呈示と

引受の諸否

(一) 参加引受のための呈示
(1) 手形には支拂地に於ける豫備支拂人の記載のあるときは、手形の所持人はその者に手形を呈示して参加引受を求め、之を拒絶したときは拒絶證書を作らせ、その者が引受を拒んだことを證明せねば、所持人はその記載者及び

その後者に對し、満期前に遡求権を行ひ得ない(手五六三)、この場合は、所持人が豫備支拂人の記載あることを承知で手形を取得したからだ。
(2) 豫備支拂人が數人あるときは、その各人に付て右の手續を要する。その順序は問はない。豫備支拂人とそれ以外の参加引受人と競合した場合は、豫備支拂人を選択すべきものと解される。
(3) 引受を求めるときを要するのは、支拂地に於ける豫備支拂人の記載ある場合に限り支拂地外の豫備支拂人に對しては引受呈示を要しない(手五六三)
(4) 参加引受の呈示、拒絶證書作成については、別に期間の定はないから、遡求権行使前になせばよい。
(二) 参加引受の諸否——右の如く、所持人は、支拂地の豫備支拂人の記載のあるときはその参加引受は拒絶し得ないが、その他の者(支拂地外の豫備

支拂人も含む)の参加引受は、之を拒むことができる(手五六三前)。
これは参加引受のあつたときは、所持人は被参加人及びその後者に對する遡求権を失ふから(同條三後)、自己の信用しない人の参加強要は妥當でないからだ。

参加引受の方式

(一) 引受の場所——参加引受は、必ず手形自體に被参加人を表示して、参加人が署名することを要する。若し被参加人を表示しないと、振出人のために爲したものとなされる(手五五七)。
(1) 故にたとへ拒絶證書や特約により被参加人の何人なりやが知り得る場合でも、この効力を變更することはできぬ。
(2) 参加引受は手形自體になすことを要するから、謄本又は補箋にしても無

効だ。

(二) 参加引受文句——付ては規定はないから、「参加引受候也」でも「支拂ヲ引受申候也」でもよいが、参加引受の趣旨が表示されてゐることは絶對に必要で、若し單なる署名だと、その署名は略式引受(手二五二後)、略式保證(手三二五)、白地式裏書(手一三三)と看做されるからだ。
(三) 参加引受は單純なること——を要する。之に條件又は制限を附すること及び手形金額の一部の参加引受は許されないものと解する。但し一部引受

参加引受ノ書キ方

昭和廿年參月參日	甲野一郎
丙野三郎	
引	振出人甲野一郎ノ爲参加引受候也
受	昭和廿年參月拾日 東京市日本橋區本町四丁目四番地 丁野四郎

のあつた残額についての参加引受は、こゝに一部参加引受でなく、有效なこととは勿論だ。

参加引受の效力

これに付ては場合を分つて説明する。

(一) 参加引受人の責任——参加引受人は、参加引受によつて、所持人及び被参加人より後の裏書人に對し、被参加人と同一の義務を負ふ(手五八二)。
(1) この義務は、被参加人の償還義務と同一で、支拂拒絶による遡求の場合の償還義務に限られる。
(2) 故に満期に至り支拂拒絶があつても、所持人が保全手續を怠つた場合には、参加引受人は、被参加人同様責任を免れる。
ここに被参加人と同一の義務とは、同一態様、同一範圍といふ意味で、被参加人の義務が實質上有効なことを前提

とするものでなく、形式的要件を備へて居ればよいことは前述の通り。

(二) 所持人が参加引受人の責任を問ふには

(1) 先づ支拂人に對し法定の手續(手三八、四三、四四二)を取り、
(2) 次に支拂地に住所を有する豫備支拂人(數人あるときは全員)に手形を呈示して、拒絶證書を作成せしめ得べき最後の日の翌日迄に、支拂拒絶證書を作らせることを要し、この期間内に拒絶證書を作成しないと、豫備支拂人を記載した者又は被参加人及びその後裏書人は義務を免れ(手六〇)、参加引受人も被参加人と同一の義務を負ふから、免責を受ける。
参加引受人は、引受をしたときは被参加人に對して参加の通知を要し、之を怠ると損害賠償の責任が発生する(手五五三)ことは先に述べた。

(三) 被参加人及びその後者に對する效力——参加引受によつて、所持人は被参加人及びその後者に對し、満期前に有する遡求權を失ふ(手五五後)。併し被参加人の前者に對しては、参加引受があつても遡求權を失はない。

又支拂拒絶を理由とする満期後の遡求は、所持人は被参加人及びその後者に對してもなし得るから、結局参加引受によつて利益を受ける者は、被参加人及びその後者に限られ、その效力は手形責任を免れるのでなく、單に満期前の遡求義務を免れるに過ぎない。

(四) 被参加人及びその前者の償還權——参加引受があつても、被参加人の前者は何等の利益を受けるのでなく、被参加人は満期前の遡求は免れるが、参加引受人の支拂によつて、同人に支拂金額の償還を要する結果となるから法は、被参加人及びその前者は、自ら

進んで、参加引受到拘らず、所持人に對し、手形金額、利息、拒絶證書作成費用、その他の費用の支拂(手四八)と引換に、手形、拒絶證書、受取證を兼ねた計算書(六〇七頁書式計算書参照)の交付を請求し得る(手五八)こととし、償還權を認めた。

参加支拂

参加支拂の意義

(一) 参加支拂とは——満期又は満期前に遡求原因の發生した場合、遡求を防止する目的で、参加引受人又は第三者が、特定の遡求義務者のために爲す支拂をいふ。

(二) 参加支拂をなし得る者——は、参加引受人、豫備支拂人、純然たる第三者である。参加引受人は、引受をな

した者だから、義務として支拂をなすべき者であり、豫備支拂人は、参加引受をしない限り支拂義務はない。第三者は狭義の参加支拂人で、支拂をなすとは自由だ。参加支拂をなし得る者は以上の者に限るから、引受人は参加支拂人たり得ない。支拂人その他の債務者は、第三者たる資格で参加支拂をなし得る。

(三) 引受呈示禁止手形——には、参加引受をなし得ないが、満期の前後を問はず、参加支拂はすることができぬ。

参加支拂の要件

(一) 参加支拂の時期——参加支拂は満期の前後を問はず、遡求原因の發生した後、一切の場合になし得るが、それ以前にはなし得ない。そしてその支拂は、支拂拒絶證書の作成期間(手四四)の最後の日の翌日までになすこと

を要し(手五九)、それ以後はなし得ない

(二) 参加支拂の手續

(1) 遡求原因の發生したときでも、所持人が法定の期間内に引受又は支拂の呈示をなし、拒絶證書作成免除又は破産の場合を除き、法定期間内に引受拒絶證書又は支拂拒絶證書を作らせることを要し、この手續を怠り遡求權を失ふと、参加支拂をなし得ない。

(2) 又遡求原因の發生は、原則として拒絶證書を以て證明することを要するから、遡求原因が發生しても、拒絶證書の作成前には適法な参加支拂をなし得ない。故にこの場合に事實支拂がなされたときは、参加支拂としての效力を生ぜず、民法上の第三者の支拂となる。

参加支拂のための呈示

(一) 所持人は、手形に参加引受があ

るか、又はなくとも豫備支拂人の記載があるときは、支拂地に住所(又は營業所)を有する参加引受人又は豫備支拂人(之等の者が数人あるときはその全員)に對し、手形を呈示して参加支拂を求め、且つ必要あるときは、拒絶證書作成期間の最後の日の翌日までに、支拂拒絶證書を作成させることを要しこの期間内に拒絶證書を作成しないと豫備支拂人を記載した者又は被参加人及びその後の裏書人は、義務を免れる(手六〇)。

この場合、裏書人の保證人も義務を免れるのであり、参加引受人は被参加人と同一責任を負ふから、之亦支拂義務を免れる。

(二) 参加引受人又は豫備支拂人の住所(又は營業所)が支拂地内になくときは、所持人は呈示を要せず、直に前者に對して遡求權を行使し得る。

参加支拂の拒絶不許

参加支拂は、参加引受と異つて現實の支拂だから、参加人の資力如何を考慮する必要なく、何人の申出に對しても之を拒むことはできぬ。所持人が参加支拂を拒むと、その支拂によつて義務を免るべかりし者に對する遡求權を失ふ(手六一)。

即ち、支拂地外の参加引受人、豫備支拂人に對しては、所持人は参加支拂を求めらる必要はないが、之等の者も進んで参加支拂をなし得、この拒絶は、遡求權喪失の事由となる。だが時期に遅れ又は不適法な参加支拂の申出を拒絶し得るのは勿論だ。

参加支拂の競合

(一) 参加支拂を爲さんとする者が数人競合するときは、最も多數の義務を

免れしめる者が優先する(手六三三前)。故に振出人と裏書人のために、夫々参加支拂を爲さんとする者がある場合には、振出人のための参加支拂人が優先し、裏書人間の参加引受人にあつては、前者たる裏書人の参加支拂人が優先する。又参加支拂人の種類については制限はないから、参加引受人、豫備支拂人、その他の第三者の間の競合の場合の優先は、一に前記の順序に従ふ。

(二) 右の法定順位に反し、事情を知つて参加した者は、先順位の参加によつて義務を免るべかりし者に對する遡求權を失ふ(手六三三後)。事情を知つては、自己よりもより多數の免責を得せしむべき参加支拂を爲さんとする者のあることを知つて、といふ意味だ。

参加支拂の方法と金額

(一) 支拂方法——参加支拂のあつた

(手三三三)と同様で、法律規定により獨立原始的に取得し、所持人の權利を承繼するのではない。

(2) 参加支拂人が取得した權利の義務者は、被参加人及びその前者たる裏書人引受人及び之等の者の保證人だ。

(3) 参加支拂人が之等の債務者に對する請求は、再遡求に準ずべきもので、その金額は第二次遡求の場合の償還金額(手四九)によつて定める(六〇八頁以下)。

(4) 又参加支拂が被参加人の委託に基いてなされると否とにより、民法上の委任又は事務管理による求償關係を生ずるから、参加支拂人は、この求償權と手形上の權利と選擇行使し得ることは保證人と同様だ。

(5) 参加支拂人は、以上の如く手形上の權利を取得するが、その手形を更に裏書譲渡することを得ない(手六三一但)。これは、参加支拂は通常被参加人の委

ときは、所持人は手形に参加支拂人の指定する被参加人の名稱を表示し、支拂を受取つた旨を記載することを要する(手六二二前)。この記載は手形面になすことを要する。

手形への参加支拂受取ノ書キ方

裏書ノ金額正ニ受取候也
被参加人 乙野次郎殿
昭和廿年五月五日
上村松吉

(1) 右の記載に被参加人の表示をしないと、その支拂は振出人のためになしたものと看なされ(同條後)、後日他の事實を以て覆し得ない。
(2) 所持人は、右の記載をした後、手形を、拒絶證書のあるとき(作成免除破産の場合にはない)は之をも参加支拂人に交付することを要する(手六二二)即ち参加支拂は以上の手形への記載及

託に基き、且つ満期後になされるものであり、手形關係を速に決済するを相當とするからだ。

(三) 被参加人の後者——は、参加支拂によつて手形上の責任を全く免れる(手六三三)。参加人は、被参加人に代つてその地位に於て支拂をしたものと認められるからだ。併し被参加人は、之によつて所持人及び後者に對しては義務を免れるが、参加支拂人に對しては新に償還義務を負はねばならぬ(手六三一)。

びその手形、拒絶證書と引換になさるべきものだ。

(3) 尙ほ参加支拂人の支拂金額は、前者に對する償還金額だから、償還計算書の交付も必要と解する。

(二) 支拂金額——は被参加人の支拂ふべき全額(手四八)で、一部支拂は許されない(手五九)。

参加支拂の効果

(一) 所持人——は、参加支拂によつて満足を得、その手形上の一切の權利は消滅し、手形關係より脱退する。

(二) 参加支拂人——は、手形の交付を受け、所持人となつて被参加人及びその者の手形上の債務者に對し、手形より生ずる權利を取得するのである(手六三一但)。

(1) この取得した權利の性質は、保證人が手形受戻によつて取得した權利

51. 複本及び謄本

手形上の權利は、之を化體する證券によつて行使されるもので、證券がないと除權判決以外の場合には行使ができぬ。これでは證券の喪失の場合や海外取引等に於て敏活な利用には支障を來すので、法はこの不便を克服するため、手形の複本及び謄本の制度を設けた。この制度は便利だけに、複本や謄本の所持人が、各通を數人に譲渡し、對價を詐取する手段に濫用される虞があるが、利は害を補つて餘りがあるからこの制度は各國で認められてゐる。

複本

複本の意義

(一) 複本とは——同一の手形關係を表彰するため發行された數通の手形證券をいふ。即ち手形は、同一内容の數通を以て振出し得る(手六四I)。これを組手形といひ、組手形を構成する各通が複本だ。複本は爲替手形に特有な制度で、約束手形には複本はない。

(二) 複本相互の關係——數通の複本は、一個の手形關係に關して發行されるが、手形に化體された權利は、各通に分化されるものでなく、各複本は完全な手形で、その間正副主従の關係なく、謄本の如く手形の代用物ではない。

(1) 各通は同價値のものだから、各通は獨立して手形たる效力を有する。故に所持人は、その中の一通を以て手形上の權利を行ひ得るのであり、その權利は所持する手形の署名者に對してのみ行使し得る。

(2) 故に一の複本に署名した者でも、

自己が署名しない複本によつて權利の行使を受けることはない。

複本上の權利

(一) 複本は各通合して實質上單一の手形——をなし、各通の表彰する手形上の權利は單一である。

(1) 故に各通に署名した者でも、單に一個の義務を負ふに過ぎないから、各通毎に支拂をなす必要なく、その一通に對して支拂をすれば、他の複本に付ての支拂の義務は消滅する。

(2) たとへ複本の一通的支拂が、他の複本を無効ならしむる旨の記載(破毀文句)のないときでも、この義務を免れさせる(手六五I本)。

(二) 獨立手形として扱はれる場合——以上の原則は、複本が正當に利用される場合に限り適用され、次の如く各通が獨立した手形と見られる如き場合

には、法は取引の安全を保護するため數個の獨立した手形關係が存在するものとして取扱つてゐる。

(I) 支拂人が數通に引受をしたとき——は、返還を受けない各通について責任を負ふ(手六五I但)。

元來支拂人は複本の一通に對して引受をなすのが原則だから、

(1) 數通の複本に引受をし、支拂の際その全部を受戻さなかつたとき

(2) 支拂人が引受を記載しなかつた複本に支拂をし、引受をした複本を受戻さなかつたとき

に引受のある複本が流通する以上、その所持人を保護する必要があるから、支拂人はまだ返還を受けない複本について責任を免れ得ない。併しこの規定は、善意取得者保護の規定だから、惡意の所持人に對しては、人的抗辯又は惡意の抗辯を以て對抗し得る。

(I) 各別に裏書した者の責任——裏書人が數人に各別に複本に裏書讓渡したときは、その署名ある各通の中、支拂の際返還を受けない各通に付て獨立して責任を負ひ、又その後の裏書人は自己が署名した一通に付て獨立して責任を負ふ(手六五I)。

- (1) 元來裏書人は、複本の各通に同一の裏書をし、同一人に讓渡すべきで、之を各別人に裏書讓渡する如きは違法だから、前記の場合に責任を負ふのは當然といへる。故に
- (2) 爾後その一通に裏書した者は、その一通により當然償還義務を負担すべきで、他の複本の一通に引受又は支拂があつてもその責を免れ得ないし、他の一通の引受拒絶、支拂拒絶のために償還義務を負はない。即ち獨立した手形としての責任を負ふのだ。
- (3) 併しこの場合、各別に裏書讓渡し

た前者は、何れか一通の複本に對し支拂があれば、その義務を免れる。

複本の效用

は、手形の喪失又は延着による不便の除去と手形の流通助長にある。

(一) 安全複本——遠隔地殊に海外に手形を送る場合に、一通のみだと、途中紛失又は甚しい延着を來すと權利行使に支障を來すが、この場合同一内容の數通の複本を發行し、時を異にし又は經由地を變へて別々に送付すると、安全順調に目的地へ到達し得る。この目的に利用される複本を安全複本といふ。

(二) 便利複本——所持人が引受又は保證等を求めるため、遠隔地居住の支拂人その他へ手形を送ると、所持人はその返還を受けるまで手形を利用し得ない不便がある。この場合、同一内容

の複本があれば、之を以て裏書讓渡し得るのであり、手形の流通上極めて便利だ。この目的に利用される複本を便利複本といふ。

(三) 利用に注意——複本は以上の如き實際的必要利便のために利用される。だが複本は前記の如く、各通平等對等の效力を有する完全な手形だから、之が利用を誤り、複本間の連絡を絶つと、各獨立した手形たる效力を生じ、豫期しない結果を生ずるから、その利用には注意が肝要だ。

複本の方式

(一) 内容の同一——複本は各通共完全な手形だから、手形としての要件を備へねばならぬことは當然であり、又一つの手形關係について存するものだから、その記載は同一内容のものたることを要する(手六四I)。

- (1) 若し互にその内容を異にするときは、複本ではなくて、各通獨立の手形としての取扱を受ける。
- (2) だが同一内容と云つても、記載の形式までも全く同一を意味せず、記載文句の序列、體裁又は文句に多少の相違があつても、全體としての内容に意味の同一を缺かない限り同一内容と云へる。
- (3) 又その内容の同一は、數通の複本發行當時に於て云ふので、複本が流通に置かれて後の不同は問はず、これは複本の性質に基く當然のことだ。
- (二) 番號——複本には、複本たるべきことを示すべき記載が必要だが、法は、證券の文言即ち支拂委託文言中に番號を附することを要求してゐる（手六四一前）。
- (1) 例へば各通に「此第一號（又は第二號）（或は組ノ一、又は組ノ二）爲

爲替手形複本

參通ノ内第壹號
爲替手形
一金貳千圓也
(中略)
×右金額乙野次郎殿又ハ其指圖人へ此第壹號爲替手形引換ニ御支拂相成度候也

替手形引換ニ御支拂相成度候也」の如き形式で記載される。番號を附する以上は、特に舊法（五一九）の如く複本たる文字を記載することは必要でなく、又複本が何通なるかを記載（例へば何通ノ内第何號）することも必要でない

(2) 複本たる證券の文言中に番號を附けないと、各通は各別の手形と看做される（同條五後）。尙ほ複本にはその一通に印紙を貼用すればよい（印紙税法五20）。

(三) 破毀文句——即ち複本の一通に支拂があつたときは、他の複本は當然失効する旨の記載は、法律上の要件では

ない。法はこの文句がなくても、通常の場合には失効すべきものとしてゐる（手六五一本）。

複本の交付請求

(一) 手續——爲替手形は初めから複本を以て振出し得るが（手六四一）、最初一通限りで振出されたときでも、手形に一通限りで振出す旨の記載のないときは、所持人は振出人に對して複本の交付を請求し得る（手六四四一段）。

複本禁止手形

昭和廿年參月參日
丙 野 三 郎 殿 甲 野 一 郎 殿
×此手形ハ一通限りニテ振出スモノトス
受引

この複本交付を請求するには、所持人が、
(一) 受取人の場合——は振出人に請

求すればよいが、

- (一) 受取人の後者の場合——は、所持人は自己の直接の裏書人に對してその請求をし、
- (2) 請求を受けた裏書人は、自己の裏書人に對して請求を取次ぎ、複本交付手續をなすことに協力するを要し、順次振出人に及ぶべきものだ（手六四四申）。
- (二) 手形の添附——この請求をするに當つて、所持人の有する手形に複本たることを示すべき番號の記載のないときは、振出人に之を記載させるため右の請求に手形を添付せねばならぬ。この添附がないと、振出人は各複本に番號を記載し得ず、複本の發行ができないからだ。
- (三) 複本の返附——所持人の請求によつて作成された複本は、振出人が直接所持人に返附するのでなく、振出人から受取人、受取人からその被裏書人

へと、複本請求取次の順序の逆を通り各裏書人の手を通じて所持人に交付される。

この場合各裏書人は、新たな複本に前に爲したと同様の裏書を再記することを要する（手六四四後）。

(四) 複本交付協力義務の違反——所持人の複本交付請求權行使に對する前者の協力義務違反に對しては、損害賠償を請求し得るのは當然で、無擔保裏書人でもこの協力義務を負ふものである。

(二) 複本の數——には制限はない。通常二通又は三通だ。

(三) 複本交付の費用——は、交付請求者たる所持人が負擔する（手六四四一段）。

複本の利用

複本は隔地者に安全に手形を送付する

ためと、一通を引受のため送付した場合に、他の一通を以て裏書讓渡し得る機能をもつことについては先に述べたが、この利用のために、複本各通は一時所在を異にする。

この場合でも、各通間には何等かの方法で連絡が保たれてゐることが必要で連絡が斷たれると各別の手形となる。

(一) 保持者の記載——所持人は、複本の一通を引受を求めるときに送付し（送付複本又は引受複本といふ）その返還を受ける前に、手元に在る他の複本を裏書讓渡する（流通複本といふ）ことができる。

(1) 所持人が、引受のため複本の一通を送付する場合には、他の各通の複本（流通複本）に、送付複本の保持者の名稱を記載せねばならぬ（手六六一前）。これは残りの複本の所持人に、送付複本の所在を知らせるためだ。

(2) 送付複本の保持者は、支拂人自身でも差支ないが、支拂人に直送すると危険だから、支拂人の住所地にある所持人の代理店又は取引先に送付するのが例で、保持者は通常この代理店又は取引先だ。

(3) 所持人が流通複本に、送付複本の保持者の記載を遺脱すると、兩者の連絡は断たれ、獨立手形として扱はれる

(二) 送付複本の返還請求——流通複本の正當な所持人は、送付複本の保持者に對してその返還を請求し得る（手六六一後）。

(1) 送付複本の保持者は、送付複本を最初の送付者に返還すべきではなく、流通複本の現在の正當所持人に返還すべきものである。

(2) 即ち流通複本は、裏書譲渡により被裏書人が送付複本を含む全部の手形上の権利者となるからだ。併し保持者

は、流通複本の新所持人から返還請求を受けるまでは、現在の所持人を知り得ないから、送付者に返還するを以て足り、それで責任を免れる。

(三) 流通複本による遡求要件

(一) 流通複本の所持人が送付複本の返還を受けた場合には、返還複本に引受があれば、之に基いて引受人の責任を問ひ、もし引受拒絶のあつたときは之により遡求権を行使し得ることは一般の場合と同様だが、

(二) 送付複本の保持者がその返還を拒絶し、このため流通複本によつて遡求権を行使するの外ない場合には、所持人は

(1) 引受のため送付した一通が請求をなすも引渡されなかつたこと（返還拒絶）

(2) 所持人が現に所持する流通複本を以ては引受又は支拂を受けること能は

ざりしこと（引受又は支拂拒絶）の拒絶證書を作らせ、之によつて證明せねば、前者に對し遡求権を行使することはできぬ（手六六〇）。この場合送付複本の返還がないから、或はそれに引受又は支拂があつたかも知れず、遡求義務者に前記の事情を知らせる必要があるからだ。引受又は支拂呈示拒絶證書作成期間等は、一般原則によることは勿論だ。

贍本

贍本の意義

(一) 贍本とは——手形保證等の手形行爲をなす目的で作成される手形の贍寫物、即ち寫で、之に對し、その基本となつた手形を原本といふ。贍本は約束手形にも存し得るが、事實は餘り用

ひられない。

(二) 贍本制度——は、複本の場合の送付複本の機能に該當し、手形が強度の流通性を有する所から、手形を引受のため、他地へ送付した等により、手形が手許にない場合に、贍本に手形行爲をなし、その流通を可能ならしめる機能を有する。

(1) 併し贍本は複本と異つて、贍寫たる限り手形法上何等の効力なく、之に裏書、保證等がなされた場合に、限局された範圍で手形の代用たる効力を有するにすぎない。

(2) 即ち贍本は、複本の如くそれ自體手形證券ではなく、原本と相俟つて完全な一個の手形となり、兩者を併有することによつて、完全な手形上の権利を行使し得るものだ。

贍本の作成

(一) 作成者——手形の所持人は、その贍本を作る権利を有する（手六七〇）。必要に應じ作成し得るのであり、振出人はこの作成を禁じ得ない。又その作成數には制限もない。

(二) 方式

(一) 原本再記と境界文句——贍本には、振出、裏書その他原本に掲げた表面裏面一切の事項を原本通り正確に再記し、この原本贍寫部分の末尾を示す記載、即ち境界文句、例へば「以上原本贍寫」「右贍本也」の如き文句を記載することを要する（手六七〇）。

(1) この境界文句を必要とするのは、贍本の取得者をして、原本の贍寫部分と贍本上の手形行爲とを區別させる目的からだ。

(2) この境界文句がないと贍本たる効力なく、贍本たる記載もないときは獨立の手形と看なされ、眞正の署名をな

した者は、偽造手形の署名者の如く、獨立して手形上の責任を負はねばならぬ。

(3) 又法は正確に再記を要求してゐるが、多少の誤字脱字があつても、原本の贍寫と認識し得る程度なら贍本と云へる。

(一) 保持者の表示——贍本には原本の保持者を表示することを要する（手六八一前）。

これは贍本は之に裏書又は保證のなされるものだから、贍本取得者に原本の所在を知らせ、原本返還請求に便ならしめるためだ。この表示を缺いても贍本は有効である。

贍本の利用

(一) 贍本上の手形行爲——贍本には原本と同一の方法に従ひ、且つ同一の効力を以て裏書又は保證をなすことが

できる(手六七五)。
 謄本上になし得る手形行爲は裏書と保
 證に限るから、引受又は参加引受の如
 きはなし得ない。
 又謄本上の保証は、必ずしも謄本上の
 裏書人のためにのみなし得ると狭く解
 すべき理由はない。

(二) 原本の返還請求——謄本上の裏
 書は、原本上の裏書と同一の効力を有
 するから、謄本によつて裏書譲渡を受
 けた者は、之によつて手形原本の所持
 人たる地位を取得する。故に謄本の所
 持人は、手形原本の保持者に對しその
 引渡を請求し得る(手六八一後)。

(三) 謄本所持人の遡求權——謄本所
 持人が原本の返還を受けたときは、原
 本により、謄本による所持人資格と相
 俟つて、一切の手形上の權利を行使し
 得るが、原本を保持者が返還しないと
 きは、所持人は、

- (1) 引受呈示又は支拂呈示には原本を
 要し、謄本を以てはなし得ないから、
 引受又は支拂を求めることができず、
 従つて原本手形署名者に對しては、遡
 求權を行使する方法がない。
- (2) 謄本上の裏書又は保証をした者に
 對して遡求權を行ふには、原本の保持
 者にその引渡を請求したが引渡さなか
 った旨の原本引渡拒絶證書を作らせ、
 その事實を立證すればよい。
- イ、この拒絶證書は、原本の引渡がな
 かつたため、引受呈示又は支拂呈示が
 できなかつたことの證明となるから、
 この場合引受拒絶證書又は支拂拒絶證
 書の作成を要しないのは勿論だ。
- ロ、原本引渡拒絶證書は、原本によつ
 て呈示をなすべかりし期間、即ち支拂
 拒絶證書作成期間内に作成することを
 要する。
- (四) 原本の裏書禁止文句——謄本に

裏書がされたときは、原本は謄本の所
 持人に屬し、他の者は最早權利者でな
 いわけだ。

(1) 故に謄本の作成者が、原本を引受
 のため送付せずに他に裏書譲渡したり
 送付を受けた保持者が裏書した場合に
 は、無權利者の裏書に外ならないが、
 この原本を善意の第三者が取得すると
 原始的に手形上の權利者となるのであ
 る。

(2) かくては謄本の所持人は原本の返
 還を得ず、不測の損害を被るから、法
 は、謄本作成者はその作成と同時に、
 原本上の最後の裏書の後に、

爾後裏書ハ謄本ニ爲シタルモノノ効力ヲ有ス
 その他之と同一の意義を有する文言を
 記載し得ることとし、この記載が原本
 上にあるときは、その後の裏書を無効
 として(手六八五)、謄本所持人を保護し
 た。

手形謄本作成ノ場合ニ原本
 裏書禁止ノ書キ方

表書ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人へ御支拂
 相成度候也
 昭和廿年參月廿日 乙 野 次 郎 印
 ×爾後裏書ハ謄本ニ爲シタルモノノ効力ヲ
 有ス

52. 拒絶證書

拒絶證書の意義

(一) 拒絶證書の制度——手形は強度
 の流通性を有し、未知者の間にまで輾
 轉し、多人數の間に複雑な關係を生じ
 その權利の行使には一定の期間や手續
 を要し、それが適法の時、場所に於て
 なされたりや否やは、手形關係者に甚
 大な利害關係を生ずる。従つてその事
 實の有無内容は、統一的に何人も争ひ
 得ざる公證的方法で行ふ必要がある。
 この方法として案出されたのが拒絶證
 書制度だ。これに付ては拒絶證書令が
 制定されてゐる(昭八勅三一六)。

(二) 拒絶證書とは——手形上の權利
 の行使又は保全に必要な行爲をしたこ

と、及びその行爲の結果を證明する唯
 一の證明證書である。拒絶證書に付て
 は既に各所で觸れたが以下取まとめて
 説明する。

- (一) 拒絶證書作成の場合——は、手
 形上の權利の行使又は保全に必要な行
 爲をしたこと及びその結果を明にする
 必要があるときだ。法は之を作成する
 場合を限定してゐる。之を列擧すると
- (1) 日附拒絶證書——一覽後定期拂手
 形に引受人が引受の日付を記載しなかつた場合に、手形の満期を確定するた
 め所持人が作成させる場合(手二五五、
 七八五)
 - (2) 引受拒絶證書——適法の引受呈示
 に對し引受のなかつた場合(手四四一)。
 - (3) 支拂拒絶證書——適法の支拂呈示
 に對し支拂のなかつた場合(手四四一V、
 七七七)
 - (4) 参加引受拒絶證書——支拂地に住

- 所を有する豫備支拂人に参加引受を求め、引受を拒絶された場合(手五六五)
- (5) 参加支拂拒絶證書——支拂地に住所を有する参加引受人又は豫備支拂人に参加支拂を求め、支拂を拒絶された場合(手六〇一、七七)
- (6) 複本引渡拒絶證書——流通複本の所持人が送付複本の保持者に對してその引渡を求め、之を拒絶された場合(手六六五)
- (7) 原本引渡拒絶證書——謄本の所持人が原本の保持者にその引渡を求め、之を拒絶された場合(手六八五、七七)
- (8) 一覽拒絶證書——約束手形の振出人が日附ある一覽の旨の記載を拒んだ場合(手七八五)
- 以上の内(4)(6)は爲替手形に特有で、(8)は約束手形に特有、その他は兩者共通である。
- 以上各種の拒絶證書があるが、實際上

は、支拂拒絶による償還請求以外の場合には餘り作成されない。

(II) 拒絶證書は、一定事實を證明することを目的とする唯一の證書である——手形關係は手形を以て知り得るのが原則だが、法定の變則的事情は、拒絶證書を以てのみ立證し得、その他の方法を以ては證明が許されない所の唯一の證據方法だ。

(1) 併し拒絶證書は、證據證券たるに止り、設權證券又は有價證券ではないから、設權的效力を有しない。

(2) 又その證明は、拒絶のあつたことの證明に過ぎず、拒絶の原因たる事實を確認する效力を有するものでないから、當事者は、反證を擧げて拒絶證書が證明する事實を争ふことは差支ない例へば支拂拒絶證書の作成があつても支拂呈示のなかつた事實を立證すれば前者は遡求義務を免れる。

(I) 要式證書である——拒絶證書に記載すべき事項は、後述の如く法定されてゐる。

(1) だが記載の序列體裁については制限なく、全體として法定要件を具備すれば足り、又記載に多少の誤字脱字があつても、他の事項と對照して所定事項を知り得れば拒絶證書として有効だ(大審明三六)。

(2) 又法定要件を缺き、拒絶證書として無効でも、他の證明方法として效力を有し得る(大審明三六)。

(三) 手形と拒絶證書の關係——拒絶證書は手形又は附箋によつて作成されるが、拒絶證書は手形とは別個の證書で手形と一體をなすものでないから、拒絶證書の記載を以て手形の内容を補充することはできぬ。

拒絶證書の作成

(一) 作成機關——拒絶證書は、手形

(爲替手形、約束手形)及び小切手の所持人の委任に基いて公證人又は執達吏が作成する(拒令一)。委託者と作成機關との關係は民法上の委任契約だ。公證人、執達吏は拒絶證書作成の唯一の機關だから、作成の依頼を受けたときは、正當の理由なくして之を拒み得ない(公證人法三、執達吏規則一〇)。その手數料については別に規定がある。

(二) 作成場所——拒絶證書は、原則として請求をなした場所で作ることを要し、拒絶者の承諾のあるときは、他の場所で作成しても差支ない(拒令七一)手形に署名のみあつて住所の記載がないとか、その他の理由で請求をなすべき場所が知れないときは、公證人又は執達吏は、その他の官公署に問合せをなすことを要し、問合せでも知れないときは、その官署公署又は自己の役場

で拒絶證書を作成し得る(同條一)。

作成すべき拒絶證書の數

數人に對する請求、又は同一人に對する數回の請求に付ては、一通の拒絶證書を作成するを以て足る(拒令六)。

(一) 數人に對する請求——とは例へば支拂人に對する支拂請求と、豫備支拂人又は参加引受人に對する請求をなす如き場合で、

(二) 一人に對する數回の請求——とは支拂人が第一呈示の翌日に第二呈示を請求したとき(手二四)の第一、第二の呈示をする如き場合である。

之等に對する請求が一々實効を奏しない場合、各別に或はその都度拒絶證書を作らず、順次一通の拒絶證書に記載するを以て足るとしたのは、作成機關の手續の簡略と費用の節約のためだ。

作成の方式

(一) 作成方法——拒絶證書は、手形と別な書面で作成すべきものでなく、次の如くすることを要する。

(I) 拒絶證書の作成は、手形若しくは小切手又は附箋によつてなすことを要する(拒令三一)。

(II) 手形又は小切手の數通の複本又は原本及び謄本を呈示した場合に、拒絶證書を作るときは、その作成は一通の複本若しくは原本又は附箋によりなすを以て足る。この場合には、他の複本又は謄本にその旨を記載し、公證人又は執達吏はこれに署名捺印せねばならない(拒令四一五)。

(III) 原本返還拒絶證書(手六八五、七七)及び一部引受のあつたときの一部引受拒絶證書は、その性質上手形又は附箋によつて作成することはできない

- から、
- (1) 原本返還拒絶證書は、謄本（裏書又は保証のある）又はその附箋によつて作成し（拒令五一）、
 - (2) 一部引受拒絶證書は、公證人又は執達吏が謄本（單なる原本の寫）を作り、その謄本又はその附箋によつて作成する（同條五）。
- (二) 記載方法——以上何れの場合でも、
- (1) 手形複本又は原本、小切手自體に拒絶證書を作成するには、その裏面に記載した事項に接續して作することを要し、
 - (2) 附箋によつて作る場合は、公證人又は執達吏は、その接目に契印をなすことを要する（拒令三三、四四、五五）。
- 接續して記載すべきものとしたのは、拒絶證書作成當時の手形の狀態殊に裏書の狀態を明にすると共に、後日餘白

- への不正記入防止のため、契印を要すとしたのは、拒絶證書を別書とせず手形上不可分の紙片上になさしめんとする理由による。
- (三) 記載事項——拒絶證書には次の事項を記載することを要する（拒令二）。
- (1) 拒絶者及び被拒絶者の名稱
 - (2) 拒絶者に對する請求の趣旨及び拒絶者がその請求に應ぜざりしこと、拒絶者に面會すること能はざりしこと、又は請求をなすべき場所が知れざりしこと
 - (3) 請求を爲し又は之を爲すこと能はざりし地及び年月日
 - (4) 拒絶證書作成の場所及び年月日
 - (5) 法定の場所外に於て拒絶證書を作るときは拒絶者が之を承認したこと
 - (6) 公證人又は執達吏の署名捺印

謄本の備付、交付

- (一) 謄本の備付——公證人又は執達吏が拒絶證書を作成したときは、その謄本に次の事項を記載し、之をその役場に備付けて置かねばならぬ（拒令八一）
- (1) 爲替手形、約束手形又は小切手の別及び番號のあるときはその書類
 - (2) 金額
 - (3) 振出人、支拂人及び支拂を受け又は之を受くる者を指圖する者の名稱
 - (4) 振出の年月日及び振出地
 - (5) 満期及び支拂地
 - (6) 支拂の爲め指定された第三者、豫備支拂人又は參加引受人あるときはその名稱
- (二) 謄本の交付——拒絶證書が滅失した場合に、利害關係人の請求があるときは、右の記載をした備付謄本によつて謄本を作り、之を利害關係人に交付することを要する。この謄本は原本と同一の効力を有する（同條八）。

約束手形

53. 總説

爲替手形との異同

(一) 約束手形は、その名の示すやうに振出人自ら支拂を約束する手形で、爲替手形の如く支拂人に支拂を委託するものではない。故に約束手形には、支拂人がない結果、引受及び參加引受なく、従つて引受拒絶による遡求の問題は起らぬ。

(二) 約束手形の振出人は自ら支拂を約束し、主たる債務者となるから、引受済の自己宛爲替手形とも見らるべきもので、爲替手形の振出人と引受人を兼ねた地位にある。従つて爲替手形では、基本手形の要件たる當事者は最少限度振出人、支拂人、受取人の三人を要するが、約束手形では振出人と受取人で足りる。

(三) 要する約束手形と爲替手形との根本的差異は、振出人が自ら支拂を約束するか又は第三者に支拂を委託するかにあり、従つて手形に引受制度あり

や否やの點にある。この點を除いては、兩者は全く同一だから、法は約束手形について僅に四ヶ條を設けたに過ぎず、爲替手形に關する規定の大部分を準用することゝしてゐる（手七七）。

經濟的機能

約束手形は、振出人自ら手形金額支拂に付て第一次の債務者となるから、經濟上の利用に於ては、振出人の信用如何が主眼となり、爲替手形の如く、隔地者に對する送金又は取立等の目的、殊に國際取引に利用されることは殆んどなく、獨逸では乾いた手形（海を渡らない意）とさへ言はれてゐる。

54. 基本手形(振出)

基本的約束手形が、手形の作成と交付
即ち振出によつて行はれることは爲替
手形に付て述べた通りだ。

振出の方式

必要的記載事項

約束手形には左の事項を記載すること
を要する(手七五)。この記載要件を缺く
と、補充規定のない限り、約束手形と
して無効である(手七六)。併し白地手
形は爲替手形と同様認められる(手七七
I)。その詳細は五二八頁以下。
(一) 證券の文言中にその證券の作成
に用ふる語を以て記載する約束手形な

約束手形ノ雛形

(表 面)

第一號

約束手形

三 銀
印 紙

一金貳千圓也

支拂期日 昭和貳拾年四月參拾日

支拂地 東京市

支拂場所 株式会社安田銀行

振出地 東京市

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此約束手形引
換ニ支拂可申候也

昭和貳拾年參月壹日

東京市京橋區銀座一丁目一番地

甲野 一郎

乙 野 次 郎 殿

(裏 面)

表書ノ金額 丙 野 三 郎 殿又ハ其指圖人
へ御支拂相成度候也

昭和貳拾年參月壹日

東京市麹町區二丁目二番地

乙 野 次 郎 殿

表書ノ金額 丁 野 四 郎 殿又ハ其指圖人
へ御支拂相成度候也

拒絶證書作成ヲ免除ス

昭和貳拾年參月貳拾日

丙 野 三 郎 殿

東京市神田區神保町三丁目三番地

丙 野 三 郎 殿

表書ノ金額
へ御支拂相成度候也

昭和 年 月 日

殿又ハ其指圖人

表書ノ金額正ニ受取候也

昭和 年 月 日

ることを示す文字——所謂約束手形文
句で「此約束手形引換ニ……」とする
のが例だ。

(二) 一定金額を支拂ふべき旨の單純
な約束——「右金額……此約束手形引
換ニ支拂可申候也」の如くする。

(三) 満期の表示——満期の種類は爲
替手形と同様、一覽拂、一覽後定期拂、
日附後定期拂、確定日拂の四種に限ら
満期ノ書キ方

第 號

約束手形

印 紙

一金貳千圓也

×支拂期日 一覽ノ日(一覽拂)

×支拂期日 一覽後三十日(一覽後定期拂)

×支拂期日 振出日ヨリ三十日後(日附後定
期拂)

×支拂期日 昭和廿年五月五日(確定日拂)

支拂地

支拂場所

振出地

約束手形(54) 基本手形(振出)

れ、これ以外の満期又は分割拂の約手
は無効である(手七七I、II、III)。

満期の記載のない約束手形は一覽拂の
手形と看なされる(手七六II)。併し實際
上一覽拂の約束手形は殆んど稀だ。

(四) 支拂地——は最少行政區劃だ。
支拂地の記載を缺いたときは振出地を
支拂地と看なされる。(手七六III)。

支拂地ノ欠缺補充

一金貳千圓也

×支拂期日 昭和廿年五月五日

×支拂地

×支拂場所 株式会社安田銀行

×振出地 東京市

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此約束手形引
換ニ支拂可申候也

(五) 受取人——即ち支拂を受け又は
支拂を受ける者を指圖する者の記載を
要する。

(I) 指圖する者と並べたのは、手形

受取人は常に自己が支拂を受けるとは
限らず、手形の譲渡により支拂を受け
る者を指圖し得るからだ。

(II) 受取人の記載不備な手形の效力
(1) 受取人を書かない場合——は原則
として無効で、唯その補充が受取人に
委任されてある場合は、白地手形とし
て有効となる。

昭和廿年參月參日

甲野 一郎 殿

昭和廿年參月參日

乙 野 次 郎 殿

甲野 一郎 殿

(3) 受取人の會社文字を略した場合——
は知名會社で、一般に特に何會社と

云はなくとも、株式会社(又は他の會社)と認識される場合は有効で、さもなきときは無効だ。次の例は株式会社安田銀行とすべきものを、單に安田銀行としてゐるが、この場合有効である

昭和廿年參月參日
甲野一郎
×安田銀行 行殿

(4) 受取人に監査役の肩書を書いた場合——監査役は原則として會社を代表し得ないから、この場合「何株式会社監査役」の表示は無効で、乙野次郎個人が受取人と解し有效(東地六九)。

昭和廿年參月參日
甲野一郎
×第一商事株式会社監査役
乙野次郎 行殿

(5) 法人格のない組合を受取人とした場合——は、實質上の権利者たる總組

合員を受取人として表示するものと解し得るから有効で、手形要件を具備する(大審六一四)。

昭和廿年參月參日
甲野一郎
八王子青物市場組合 行殿

(6) 受取人表示の不正確な場合——手形受取人の表示は、受取人の誰なりやを特定し得る程度の記載があれば足り偶々その記載に誤字、脱字があつても同一人なることを識別し得られる限り有効な記載となすべきだ。故に泉總衛門の記載は和泉惣左衛門の和及左を逸脱してゐても、被告が受取人たることを推認し得る(京都地六一四)。

(7) 自己を受取人とした場合——は無効だ(大審昭五)。爲替手形では自己指圖の手形を認めてゐる(手三I)が、約手には認められない。

載をなし得る(手七七II、四)。

(1) 若し振出人の住所地と支拂地とが異なる所謂他地拂に於て、第三者方で支拂を爲すべき者の記載をしなかつた場合は、振出人は支拂地で支拂をなすことを要する。

(2) 振出の際之を記載しないときでも一覽後定期拂手形の場合は振出人は一覽の爲の呈示を受けたときに、之を記載するを妨げない(手七七II、二七I)。この事は同地拂のときも同様だ(手七七II、二七II)。

(二) 利息の約定(手七七II、五—五〇九頁)

(三) 裏書の禁止(手七七I、一一—五三六頁以下)

(四) 一覽後定期拂手形の一覽の爲にする呈示期間(手七八II、二—三五六三頁)

(五) 一覽拂手形の呈示期間(手七七I、二、三四—五五七頁)

(六) 支拂拒絶證書作成の免除(手七七I、二、三四—五五七頁)

約束手形(54) 基本手形(振出)

I4、四五—五九九頁以下)
豫備支拂人の記載(手五五I)は約束手形の振出人には認められない。約手の振出人は、自ら支拂をなすべきものであり、自己が支拂を爲さない場合を豫想して豫備支拂人を記載し得ないからだ

手形の效力を害する記載事項

手形法に規定のない事項は、之を手形に記載しても手形上の效力を生じないが、この事項が約束手形の本質を害するものであるとき、例へば振出人が手形上の責任を負はない旨の記載の如きは、約手が支拂の約束の記載を要件としてゐるに照し、手形そのものを無効ならしめる(手九II後參照)。

振出の效力

(一) 振出行爲は、爲替手形と同様で

昭和廿年參月參日
甲野一郎
× 甲野一郎 行殿

(六) 振出日——事實振出日と合致することを要しない。先日附でも後日附でもよい(大審昭五)。

(七) 振出地——約束手形には、爲替手形と違つて振出地の記載が要件だが必ずしも振出地として記載しなくても振出人の名稱に附記した地が振出地として看なされ補充される(手七六IV)。

振出地ノ欠缺補充

支拂期日 昭和廿年五月五日
支拂地 支拂場所 株式会社安田銀行
×振出地 右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人(此約束手形引換ニ支拂可申候也)
昭和廿年參月參日
×東京市京橋區銀座一ノ一
乙野次郎 行殿 甲野一郎

約束手形の作成と、作成された手形の交付の二つの行爲によつて完成する。

(二) この振出により、振出人は受取人及びその後者に對し、爲替手形と同一の義務を負ひ(手七八I)、手形金額の支拂をせねばならない。

(三) 故に振出人は約束手形の主たる債務者で、手續の欠缺があつても責任を免れ得ないのであり、所持人が振出人に對して手形を呈示したことを證明するには、拒絶證書を以てするを要しない。

55. 裏書・満期・保證・支拂・遡求等

裏書

約束手形の裏書は、全く爲替手形の裏書と同一だから、爲替手形の裏書即ち譲渡裏書のみならず、取立委任裏書、質入裏書等に關する規定が全部準用される(手七七一、一一二〇、五三五頁以下)併し約束手形には引受がないから、裏書人の擔保義務は支拂擔保義務に限られることは勿論だ。

満期

満期の種類、一覽拂手形の呈示期間、日附後又は一覽後定期拂手形の期間の計算法、他地拂手形の準據曆等につて

は爲替手形と同様で、爲替手形に關するこれ等の規定が約束手形に準用される(手七七一、手三三三三七、五七七頁以下)。

唯法は一覽後定期拂手形に付て次の特別の規定を設けた(手七八II)。即ち

(一) 一覽後定期拂の約束手形は手形日附より一年内に、もし振出人又は裏書人が之と異なる呈示期間を定めたときはその期間内に、振出人の一覽のため之を呈示することを要する(手七八I段、二三)。この點は爲替手形の場合と稍々同じだ。

唯約束手形には引受がないから、爲替手形の引受のための呈示に代へ、この呈示は、單に満期を確定するための起算日決定の必要上、一覽のための呈示に過ぎない。

(二) 右の一覽呈示のあつた場合、振出人が一覽の旨及び日附を記載して署名したときは、一覽後の期間はその日

附から進行し、振出人が日附ある一覽の旨の記載を拒んだときは、所持人は呈示期間内に日附拒絶證書(一覽拒絶證書)を作らせることを要する(手七八II二五II後)。この場合には一覽後の期間は證書の日附から進行する。

(三) 右の場合、所持人が法定期間内に一覽呈示をせず、又日附拒絶證書を作成せなかつたときは、前者に對する遡求権を失ふが、振出人に關する限り、呈示期間末日に呈示したものと看なし(手七七一、三五II)。この日から一覽後の期間を計算すべきものだ。

保證

に付ては爲替手形と同様で、爲替手形の保證に關する規定(手三〇一三二)が全部準用される(手七七一前)。

手形保證をなすに當り、何人のために爲したかを表示しなかつた場合は、振

支拂

出人のためになしたものと看做されることも同様だ(手七七一後、三一V、五七〇頁以下)。

法が特に約束手形の所でこの規定を繰返したのは、爲替手形では主たる債務者は引受人であり、約束手形では振出人であるので、この疑問を明にしたのだ。

支拂資格者は、爲替手形では支拂人又は引受人だが、約束手形では振出人である。併しその支拂金額、手續等については、全く爲替手形と同一だ(手七七一、三八一四二、五八一頁以下)。

遡求

(一) 約束手形には引受制度はないから、爲替手形の規定を約束手形に準用するには、引受に關する規定は全く除

外され、引受拒絶による満期前の遡求問題は起らない。併しその他の遡求原因、遡求權行使の要件、手續の欠缺による遡求權の消滅、償還手續等については、すべて支拂拒絶に因る爲替手形の遡求に關する規定(手四三三五、五二一五四)が準用される(手七七一)。

(二) ここに法は、支拂拒絶に因る遡求と云つてゐるが、手形法四三條も約束手形に準用されるから、支拂人の破産の場合、支拂停止の場合、その財産に對する強制執行が效を奏しなかつた場合には、所持人は満期前にも遡求權を行ひ得ることになる(五九五頁以下)。

参加支拂

約束手形には参加引受はないが、参加支拂はある。この場合には、爲替手形の参加支拂に關する規定(手五五、五九一六三)が準用される(手七七一、六一八

頁以下)。

贍本

約束手形には複本制度はないが、贍本は流通を助けるため認められる。この場合には爲替手形の複本に關する規定(手六七、六八)が準用される(手七七一、六二六頁以下)。

その他の準用規定

としては爲替手形に關する次の規定が準用される。

- (1) 變造(手六九―四九五頁以下)。
- (2) 時効(手七〇、七一―四八四頁以下)。
- (3) 休日、期間の計算、及び恩恵日の禁止(手七二―七四―四八二頁以下)。
- (4) 支拂金額に關する記載の差異(手六)
- (5) 手形行爲獨立に關する規定(手七一―四七〇頁以下)。
- (6) 無權代理人の責任に關する規定

(手八一―四六四頁以下)。

- (7) 白地手形に關する規定(手一〇―五二八頁以下)。

これ等に付ては既に詳細に説明したから、それを參照して頂くことにして、茲では一切省略する。

小切手

56・總説

小切手の意義

小切手とは、振出人が第三者をして一定金額を支拂はせることを約する有價證券である。小切手は、振出人が支拂を委託する證券である點は爲替手形によく似てゐる。

爲替手形との差異

併し兩者は次の如く異なる。

(一) 爲替手形は信用證券たる性質を有し、自己が支拂をする代りに第三者に支拂はせるにあるが、小切手は純然たる支拂證券で、形式上は第三者(銀行に限る)に支拂を委託するのだが、實際はその第三者は振出人の出納を司るにすぎず、振出人自ら支拂をするのだ。

(二) 信用證券と支拂證券たる本質上の相違から、

(1) 爲替手形には満期の觀念があり、引受制度が存するが、小切手は純然た

る支拂證券だから、満期、引受の制度を必要とせず、即時に支拂呈示をなすことを本則とする。

(2) 一覽拂手形は、この點は小切手と同様だが、之は振出人が特に一覽拂として定めたによるもので、本質的に然るのではない。

(3) 又持參人拂式を原則とすること、支拂人を銀行又は之に準ずるものに限定すること、小切手資金の存在を振出の實質的要件とすること等は、小切手が支拂證券たる本質を有するに基く。

手形と同じ點

(一) 形式上支拂委託證券たる點は爲替手形と同じだ。

(二) 完全な有價證券たる點に於て、小切手は爲替手形、約束手形と全く同様で、法律上の性質は同じだから、裏書、保證、遡求等共通の規定に従ふも

のが非常に多い。
故に以下小切手の説明に當つては、爲
替手形に關する説明との重複はなるべく
之を避け、特有の規定について詳述
する。

57. 基本小切手 (振出)

基本小切手が小切手の作成、即ち創造
的行爲と、受取人への交付によつて完
成することは手形と同様である。

振出の方式

概説

(一) 小切手は要式證券だから、一定
の要件を備へることを要し、この要件
を缺くと補充規定のある場合を除き、
小切手としては無効となる。併しこの
要件は形式的に備へて居ればよいので
その記載事項が事實に符合するや、振
出人の意思によつてなされたものなり
やは問題でないこと、要件事項の記載

の順序方法には制限のないこと、多少
の誤字脱字等があつても、その記載の
趣旨が判然するときは效力に影響のな
いこと、小切手證券の材料、體裁等に
制限のないこと等、全く手形と同様だ
(二) 又小切手は單なる支拂用具だか
ら、手形の如く印紙の貼用を要しない
(印紙税法五五)。

記載事項

基本小切手に記載すべき事項には、必
要的記載事項と任意的記載事項とある
(一) 必要的記載事項——小切手には
左の事項を記載する事を要する(小二)。
(I) 小切手文句——手形に手形文句
を要するのと同様だ。小切手文句は、
「小切手」なる文字を以てすることを
要し、且つこの文字は證券の文言中に
その證券の作成に用ふる語(例へば英
文小切手なら Cheque、佛文小切手な

小切手ノ雜形

小切手
一金壹千圓也

振出地 東京市
右金額此小切手引換ニ持參人へ御支
拂可被成候也
昭和貳拾年參月壹日
東京市京橋區銀座一丁目一番地
甲 野 一 郎
東京市麩町區大手町一丁目六番地
株式會社 安田銀行 御中

(面表)

(面裏)

東京市麩町區二丁目二番地
乙 野 次 郎

ら Cheque、獨文小切手なら Scheck) を以て示さねばならぬ。

(II) 一定の金額——手形の如く利息の
約定は認めないから、之を記載しても
無効で、記載のないものと看なされ
る(小七)。小切手金額を文字及數字で併
記した場合に、その金額に差異のある
ときは、文字の記載金額を手形金額と
し、文字又は數字を以て重複記載した
金額相互間に差異のあるときは、最小
金額を小切手金額とする(小九—五一〇
頁参照)。

(I) 單純な支拂委託文句——は小切
手の根幹的のもので、「此小切手引換
ニ……御支拂可被成候也」とするものが
例だ。この支拂委託は單純なことを要
し、條件や制限を附けると小切手が無
効になる。

指圖文句に付ては後述(六四六頁以下)。

(III) 支拂人の名稱——小切手の宛名

人である。支拂人は原則として銀行た
ることを要する(小三)。

(1) 法がこの規定をしたのは、小切手
は頻繁に振出されるものであり、當座
勘定を扱ひ金銭出納の事務を營むもの
に當て、振出すのが最も適當で、之以
外の者に當てた小切手を認めると、種
々の不便を伴ひ、勢ひ小切手の信用を
害する結果となるからだ。

(2) 茲に銀行とは、固有の銀行のみな
らず、法令によつて之と同視される人
及び施設、即ち信用組合、信用組合聯
合會、産業組合中央金庫をもいふ(小
五九、昭八勅三三九)。

(3) 併し小切手要件としての支拂人は
形式上存すればよいから、必ずしも銀
行たるを要せず、かゝる小切手も有效
(小三但)。だが、銀行でないものに宛て
小切手を振出した者は、五千圓以下の
過料に處せられる(小七一)。従つて又虚

無人を支拂人とした場合でも、小切手は無効とはならない。
(4) 又支拂人は通常振出人以外の第三者だが、振出人が自己を支拂人としても差支ない(小六五)。

自己宛小切手

右金額此小切手持参人へ御支拂可被成候也
昭和廿年参月五日
株式会社東京銀行
×取締役 甲 野 一 郎
×東京市日本橋區本町一丁目一番地
×株式会社 東京銀行 御中

これを自己宛小切手といひ、同一營業の本店支店間、又は支店間に振出されるのが通常だ。
(V) 支拂地——は手形の場合と同様最小獨立行政區劃を記載すべきものだが、必ずしも支拂人の營業所の所在地たることを要せず、他地拂でもよい。

も先日附でも差支ない。

- (1) 唯先日附の小切手は所持人を拘束することなく、振出人はその日附前でも支拂呈示をなすを妨げない(小二八)
- (2) 振出日が不能の日(例へば二月三十日)であつてはならない。
- (VII) 振出地——は最小獨立行政區劃たるを要し、もしこの記載を缺いたときは、振出人の名稱に附記した地に於て振出したものと看なされる(小三三)。

振出地ノ欠缺補充

小切手
一金貳千圓也
×振出地 東京府
右金額此小切手引換ニ持参人へ御支拂可被成候也
昭和廿年参月五日
東京市京橋區銀座一ノ一
甲 野 一 郎
×東京市麩町區大手町一ノ六
安田銀行 御中

支拂地、支拂人ノ名稱附記
地共ニ記載ナキ場合

小切手
一金貳千圓也
×振出地 東京市
右金額此小切手持参人へ御支拂可被成候也
昭和廿年参月五日
甲 野 一 郎
×株式会社 安田銀行 御中

- (1) 支拂地の記載のないときは、支拂人の名稱に附記した地があるときは、その附記地を支拂地と看なされ、もし支拂人の名稱に數個の地の附記があるときは、初頭に記載した地を支拂地とする(小二二)。

支拂地ノ欠缺補充

小切手
一金貳千圓也
振出地 東京市
右金額此小切手引換ニ持参人へ御支拂可被成候也
昭和廿年参月五日
東京市京橋區銀座一ノ一
甲 野 一 郎
×東京市麩町區大手町一ノ六
安田銀行 御中
×横濱市〇區〇町
安田銀行何支店 御中

- (2) 支拂地も支拂人の肩書地も何れも記載のないときは、振出地を支拂地とする(小二二)。

この小切手は、振出地が最小行政區劃でないから無効だが、支拂人の肩書地が振出地と看なされ、小切手は有効。

- (VIII) 振出人の署名又は記名捺印
- (二) 任意的記載事項——右の必要的記載事項以外に記載すれば、小切手上の效力を生ずる事項は次の通り。
 - (1) 支拂人の名稱附記地(小二二)。
 - (2) 振出人の名稱附記地(小二四)。
 - (3) 委託小切手文句(小六二)。
 - (4) 第三者(銀行たるを要する)方拂文句(小八)。
 - (5) 外國通貨の換算率(小三六)。
 - (6) 外國通貨現實支拂文句(小三六)。
 - (7) 小切手の線引(小三七)。
 - (8) 拒絶證書作成免除(小四二)。
 - (9) 複本番號(小四八)。
- (三) 效力を生ぜざる又は小切手を無効ならしめる記載事項——小切手に記載しても記載をしないものと看なされ、效力を生じない記載事項は種々あるが

支拂地、支拂人ノ名稱附記
地共ニ記載ナキ場合

小切手
一金貳千圓也
×振出地 東京市
右金額此小切手持参人へ御支拂可被成候也
昭和廿年参月五日
甲 野 一 郎
×株式会社 安田銀行 御中

- (3) 若しこれ等何れもの記載がないときは、小切手は要件を缺き無効となる
- (4) 但し第三者方拂の記載があり(小八)第三者の住所の記載があれば、その第三者の住所は、支拂人の名稱の附記地に優先して支拂地を補充される。第三者の住所は、支拂の場所であり、支拂場所は支拂地内の地點たるを要するからだ。
- (VI) 振出日——は必ずしも事實振出した日なることを要しない。後日附で

法の規定したものは、

- (1) 利息の約定(小七)
 - (2) 振出人の無擔保文句(小二二)
 - (3) 満期の記載(小二八)
- で、この外に小切手の本質を害する如き事項を記載すると、小切手自體が無効となる。

満期と受取人

小切手の記載要件は以上の如くだが、小切手には爲替手形のやうに満期及び受取人の記載を要件としてゐない。

(一) 満期

- (1) 小切手は一覽拂のもの——で、満期の觀念を容れない。たとへ小切手に満期を指定しても記載のないものと看なされ(小二八)、小切手上效力を生じない。

- (2) 又事實満期と同一の効果を狙つて先日附の小切手を振出して、所持人

はその日附前に支拂呈示をなし、支拂を求め得る(同條Ⅱ)。これは小切手が支拂用具たる特質に基く。

(二) 受取人——の表示を要件としな
いのは、小切手は手形の如く指圖式又
は記名式たるを要しないからだ。

小切手の種類

小切手には支拂委託文句の如何により
支拂場所又は振出が白地なりや等によ
り次の種類を生ずる。

記名式小切手

は特定人を受取人として記載したもの
即ち

記名式小切手

右金額此小切手引換ニ甲野一郎殿へ御支拂可
被成候也

とした場合で、この方式の小切手は裏

書によつて譲渡し得る(小一四Ⅰ)。記名

式小切手に指圖禁止文句があると裏書
譲渡ができず、指名債權譲渡の方式に
従ひ、且その效力のみを以て譲渡し得
ることになる(小一四Ⅱ)。

指圖式小切手

は特定人を受取人と記載する外、指圖
文句をも記載したもの、即ち

指圖式小切手

右金額此小切手引換ニ乙野次郎殿又ハ其指圖
人へ御支拂可被成候也

とある場合で、裏書によつて譲渡し得
る(小一四Ⅰ)。

持参人拂式小切手

これには次の三種がある(小五三)。

(一) 純粹の持参人拂式——は特定人を受
取人として記載せず、

純粹ノ持参人拂式

右金額此小切手引換ニ持参人へ御支拂可被成
候也

とある場合で、

(二) 記名持参人拂式——は特定人を
表示し、尙ほ持参人にも支拂ふべき旨
を記載した。

記名持参人拂式

右金額此小切手引換ニ乙野次郎殿又ハ持参人
へ御支拂可被成候也

とするもので、選擇無記名式とも云は
れる。

(三) 無記名式小切手——は、特定受
取人の表示も持参人に支拂ふべき旨の
記載もない、

無記名式小切手

右金額此小切手引換ニ御支拂可被成候也

とするものだ。

以上、何れも法は持参人拂式小切手と
してゐる。

第三者方拂小切手(小八)

これに付ては先に述べた(六四四頁以下)。

白地小切手

(一) 小切手の要件を備へないものは
小切手として無効だが(小二Ⅰ)、要件の
欠缺が確定的でなく、後日その補充が
豫定される場合の小切手は、白地小切
手として有効で、この小切手は補充に
よつて完全な小切手となることは白地
手形と同様だ(小一三)。

(二) 法は、白地小切手に豫め爲した
合意と異なる補充をした場合(補充權の
濫用)には、その違反は、之を以て惡
意又は重大な過失による小切手取得者
以外の所持人に對抗し得ないものとし
た(小一三)。この規定は、白地手形に關

する規定(手一〇)と全く同一だから、五
三二頁以下を参照されたい。

小切手資金と小切手

契約

概説

(一) 小切手は不要因證券だから、資
金の有無、支拂人が何人なりやは要件
ではないことは前述の通りだ。だが小
切手は純然たる支拂證券で、支拂人は
爲替手形の支拂人と同様、證券上指定
されたのみでは債務者ではなく、引受
制度もないから、小切手の所持人は單
に支拂を受くべき期待を有するに過ぎ
ない。併し小切手を取得する者は、常
に資金の存在を信じ、支拂人の支拂を
豫期する。だが、資金のないのに小切
手を濫發すれば、不渡續出で、甚しく

小切手の一般的信用を害する。

(二) そこで法は、小切手要件とは別
に支拂人の資格を限定し、資金關係に
付て規定し、之が強制方法として過料
を以て臨んでゐるが、之に違反して振
出された小切手でも、形式的要件を備
へてゐる限り、有効なことは屢々述べ
た通りだ。

小切手の支拂人たり得る者

は銀行(之と同視される信用組合、信
用組合聯合會、産業組合中央金庫(昭
八勅三三九)を含む、以下同じ)に限られ
振出人は銀行を支拂人としてのみ小切
手を振出すべきこと、これに違反する
と五千圓以下の過料に處せられる(小
三、五九、七一)ことに付ては先に述べた

小切手資金

(一) 小切手資金とは——小切手の振

出は銀行を支拂人に指定することを要するのみならず、小切手はその呈示の時に於て、振出人の處分し得る資金ある銀行を支拂人とせねばならぬ(小三)この小切手支拂資金が即ち小切手資金で、振出人が支拂人たる銀行に對して有する當座預金、當座貸越契約、爲替取引約定、交互計算等に基く任意に隨時處分し得る資金である。故に振出人の預金でも、定期預金の如きは一定期間は任意に處分し得ないから、小切手資金ではない。

(二) 資金の存在時期——小切手資金は、小切手呈示の時に於て、小切手金額の全額を支拂ふに足る資金の存在することを要する。振出の時不足してゐても、支拂呈示の時までに具備すれば足るが、反對に振出當時資金があつても、支拂呈示の時不足すれば資金要件を缺くことになる。

が普通だが、第三者の委託に基いてその第三者の計算でも振出し得る(小六)この小切手を委託小切手といふ。この小切手は、小切手そのものとしては何等特殊のものでないが、資金關係が異なるのだ。

(2) 委託小切手に委託者の計算によつて振出されるから、資金關係は委託者と銀行間に存在する。

(3) 他人の委託によつて振出人の資金を利用する場合もあるが、この場合はこゝに委託小切手ではない。

(4) 委託小切手の委託は、小切手に指定してもよいが、小切手外に於て支拂銀行に通知してもよい。

(1) 先日附小切手は、通常振出の時に小切手資金が不足してゐる所から、振出日附を先にし、小切手受取人にその日附までは銀行に呈示せぬ様頼んで置き、その日附日までに小切手資金を調べて置く場合に行はれる。

(2) この場合、日附前に所持人がその小切手を支拂呈示しても支拂義務が発生する(小二八)ことは前に述べた。

(三) 制裁——呈示の時に於て小切手資金がないのに小切手を振出すと、五千圓以下の過料に處せられる(小七一)。

小切手契約

(一) 小切手契約とは——小切手は、振出人が資金を有する銀行を支拂人として振出すのだが、この場合その資金は、振出人とその銀行間に小切手によつて處分し得ることに付て、明示又は黙示の契約の存することを要する。こ

の契約が小切手契約だ。

こゝに明示とは、特に小切手契約を結ぶ場合で、黙示とは、特に小切手契約書は作らないが、銀行が小切手帳を預金者に交付した如き場合だ。

(二) 制裁——たとへ資金があつても小切手契約に基かずに小切手を振出すと、五千圓以下の過料の制裁がある(小七一)。

(三) 小切手契約の内容——は、支拂銀行は小切手資金権利者に小切手帳を交付し、権利者はこの小切手帳の小切手用紙によつて小切手を振出し、その銀行は小切手の支拂及び之に附隨する計算事務を處理する。この小切手契約の性質に付ては議論があるが、委任契約だとするのが通説だ(大審昭六、東總昭三)。

(四) 委託小切手と資金關係
(1) 小切手は振出人の計算で振出すの

58. 小切手の讓渡

概 説

(一) 手形は指圖證券で、その讓渡は裏書によることを一般形式とし、本則とする。従つて小切手讓渡に付て、裏書が必要とするものは指圖式小切手だが、法は指圖式小切手の外、持參人拂式小切手についても裏書を認めた。

(二) 併しこれは讓渡方法として必要なためでなく、寧ろ擔保的効力にある小切手は一覽拂のものであり、手形の如く満期なく、従つて流通は餘り期待されないから、裏書制度の實益は極めて狭い範圍に限られる。

各種小切手の讓渡

小切手は受取人の表示の形式如何により、指圖式、記名式、持參人拂式の三種を生ずることは先に述べた。次に各小切手の讓渡に付て説明する。

持參人拂式小切手の讓渡

(一) 引渡による讓渡——持參人拂式小切手は、小切手の持參人を権利者として支拂ふべきものだから、その讓渡は證券の引渡を以て足り、裏書によつて讓渡すべきものではない。

(二) 本小切手の裏書讓渡の効力——證券の引渡により讓渡を受けた者は、證券を持參することによつて權利を行使し得るから、たとへその小切手に裏書されても、裏書の効力はない理だが事實裏書があるときは、小切手取得者

は之に信頼するから、法は之が効力を認め、持参人拂式小切手に裏書をしたときは、裏書人は遡求に關する規定に従つて責任を負ふべきものとした(小二〇)。故にこの裏書は擔保的効力を有するから、擔保裏書とも云はれ、實際問題として極めて實益がある。

(1) だがこの裏書によつて持参人拂式小切手が指圖式小切手に變ずることはない(小二〇但)から、右の裏書によつて小切手を受取つた者は、爾後引渡のみで、その小切手を讓渡することができ

(2) 故に被裏書人でない小切手の占有者も適法の所持人として取扱はれ、従つてその權利取得には裏書の連續を要しない。

(三) 持参人拂式小切手に數人の裏書人があつて支拂拒絶の場合——に、遡求權を行使され、裏書人の一人が償還

したときは、その裏書人は、振出人を含む前者にその償還を請求し得るのは當然である。

記名式又は指圖式小切手

は裏書によつて讓渡し得る(小五一、一四一)。

裏書禁止小切手の讓渡

振出人は、記名式小切手に、指圖禁止又は之と同一意義を有する文句を記載し得る(小五二)。

裏書禁止小切手

右金額此小切手引換ニ乙野次郎殿へ御支拂可被成候也
×此小切手ハ裏書ヲ爲スコトヲ禁ス(又ハ指圖禁止也)
昭和廿年參月五日
甲野一郎
東京市麹町區大手町一ノ六
安田銀行 御中

この記載ある小切手は、裏書性を奪はれたもので、裏書による讓渡はできないが、指名債權讓渡に關する方式に従ひ、且つその効力を以てのみ讓渡することができる(小五二、一四二)。これに付ては手形の所で述べた(五二四頁、五三六頁以下)。

裏書の方式

概 説

(一) 裏書は單純なこと——を要し裏書に附した條件は記載しないものと看なされる(小一五三)。又裏書は全額なることを要し、一部裏書は無効だ(同條二)。(二) 裏書は小切手又は之と結合した紙片(補箋)に記載し、裏書人が署名することを要する(小一六一)。小切手には謄本はないから、手形のやうに謄本上に裏書することはできぬ。

(三) 裏書には被裏書人を指定するや否やによつて、記名式裏書と白地式裏書に分れる。

(一) 記名式裏書——は被裏書人を指定した裏書だ。

小切手ノ裏書ノ書キ方
(一) 記名式裏書

表書ノ金額丙野三郎殿へ御支拂可被成候也
昭和廿年參月五日
乙野次郎

(二) 白地式裏書

表書ノ金額× 殿へ御支拂可被成候也
昭和廿年參月六日
東京市神田區神保町三ノ三
丙野三郎

(一) 白地裏書——は、裏書人の署名のみによつてなされるが、それは小切手の裏面又は補箋になさねば効力を生じない。小切手の表面になした單なる署名は、小切手保證と看做されるからだ(小二六頁本)。

白地式裏書は、右の如く被裏書人を指定しないものをいひ、持参人拂式裏書とは形式上區別されるべきものだが、法は持参人拂式裏書は白地式裏書と同一の効力を有するものとした(小一五五)。

任意的記載事項

裏書をなすに當り、小切手に記載すれば効力を生ずる任意的記載事項は次の通りだ。

- (1) 無擔保文句(小一八一)
- (2) 裏書禁止文句(同條二)
- (3) 取立委任文句(小二三)
- (4) 裏書日附(小二四二)
- (5) 小切手の線引(小三七)
- (6) 裏書人の宛所(小四一三)
- (7) 拒絶證書作成免除文句(小四二一)

戻裏書

(一) 戻裏書とは——小切手の裏書は

振出人、裏書人又は保證人等、手形上の債務者に對してもなし得る(小一四四一段)。この裏書を戻裏書といふ。戻裏書によつて小切手を取扱した者(即ち被裏書人)は、更にその小切手を裏書し得る(同二段)。

戻裏書を認める理由、戻裏書の被裏書人が手形上の權利を行ふに當り、自ら債務を負うた中間の債務者に對して制限を受けること等は、手形の場合と同様だ(五五〇頁以下)。

(二) 裏書を許さない場合——法は小切手の支拂證券性に鑑み、支拂人に對し又は支拂人の裏書を許さない。即ち(一) 支拂人のなした裏書——は全く無効である(小一五三)。支拂人の裏書を認めると、小切手に引受を認めたと同一の結果となるからだ。

(二) 支拂人に對してなした裏書——は、單に受取證書たる効力のみを有す

る(手一五V木)。この場合は、小切手金額を支拂ひ、小切手を受戻す方法として記載されたものと解されるからだ。

併し支拂人が數箇の營業所を有する場合に、小切手の振宛てられた營業所以外の營業所に對してなした裏書は、尙ほ裏書としての効力がある(同條V但)。

例へば東京の甲銀行本店を支拂人とする小切手の所持人が、同銀行大阪支店へその小切手を割引に持つて行く。大阪支店は支拂場所でないから、その場合に、支拂人に對してなす裏書を裏書としての効力あるものとする至極便利で、之を認めないと不都合を生ずるからだ。

裏書の効力

には、手形裏書の場合と同様、移轉的

擔保的、資格附與的の各効力がある。

移轉的効力

(一) 裏書は小切手より生ずる一切の權利を移轉する(小一七I)。この點は手形裏書と全く同一で、一切の權利とは裏書人の有した具體的權利一切の移轉の意味でなく、その具體的權利如何に拘らず、小切手に化體される權利一切を原始的に取得する意味だ。

(二) 白地裏書によつて小切手を取得した所持人は、

- (1) 自己の名稱又は他人の名稱を以て白地を補充し得るが、
- (2) 補充せずに白地式のまま、又は他人を表示して更に小切手を裏書し得る又、
- (3) 白地を補充せず且つ裏書をもせず、引渡のみによつて小切手を第三者に讓渡することができる(以上小一七II)。

擔保的効力

(一) 原則——として裏書人は支拂を擔保し(小一八、一五)、支拂拒絶の場合に被裏書人及びその後者全員に對し償還義務を負ふ。

(二) 例外——右の原則に對し次の例外がある。

(一) 無擔保裏書の場合——裏書人は裏書をなすに當つて、無擔保文句を記載(無擔保裏書)することによつて全く擔保義務を免れる(小一八I)。

(三) 無擔保裏書

裏書ノ金額丙野三郎殿又ハ其指圖人へ御支拂可被成候也

昭和廿年參月五日

乙野次郎

×當裏書人ハ小切手上ノ責任ヲ負ハズ

(一) 裏書禁止裏書——裏書人は裏書に當り、新な裏書を禁する旨の記載(裏

書禁止裏書)をなし得る。

裏書禁止裏書によつて、小切手は裏書性を奪はれるものでないから、その被裏書人は更に裏書によつて讓渡し得るが、この場合裏書禁止裏書をした裏書人は、直接の被裏書人に對してのみは擔保義務を負ふが、爾後の被裏書人には擔保の責を負はぬ(小一八II)。

(四) 裏書禁止裏書

裏書ノ金額丁野四郎殿又ハ其指圖人へ御支拂可被成候也

昭和廿年參月六日

丙野三郎

×此小切手ハ爾後裏書ヲ爲スコトヲ禁ズ

(III) 後裏書の場合——拒絶證書、若は之と同一の効力を有する宣言の作成後の裏書、又は呈示期間經過後の裏書は期限後裏書又は後裏書といひ、この裏書は指名債權讓渡の効力のみを有する(小二四I)。

小切手(58) 小切手の讓渡

(1) 故に後裏書の被裏書人は、裏書人に對する人的抗辯の對抗を受けると共に、被裏書人も擔保義務を負はない。

(2) 後裏書なりや否やは、裏書の日附によつて定まるが、裏書の日附は裏書要件でないから、その日附がないときは疑が生ずる。故に法は日附のない裏書は、拒絶證書又は之と同一の効力を有する宣言の作成前又は呈示期間經過前に裏書をしたものと推定した(小二四I)。

(3) 推定だから、反證を擧げて之を覆し得ることは勿論だ。

(4) 拒絶證書と同一効力ある宣言とは支拂人たる銀行又は手形交換所が、適法の呈示に對し支拂拒絶のあつたことを、小切手に記載した場合(小三九23)である(六七〇頁)。

(III) 取立委任裏書——指圖式小切手は、取立委任裏書をなし得る。取立委

任裏書をした者は、被裏書人に對して擔保義務を負はない。その方式は、裏書に、「回收ノ爲」「取立ノ爲」「代理ノ爲」その他單なる委任を示す文言を記載することを要する(小三三I木)。

(五) 取立委任裏書

裏書ノ金額丙野三郎殿又ハ其指圖人へ御支拂可被成候也

昭和廿年參月五日

乙野次郎

×附記 取立委任

(1) 取立委任裏書の被裏書人は、小切手より生ずる裁判上裁判外一切の權利を行使し得る。併し、この被裏書人の權限は、小切手金取立の範圍に限られるから、取立の目的で代理のための裏書のみはなし得るが、讓渡裏書はなし得ない(小三三I但)。

(2) 被裏書人は、代理人たる資格に於て手形上の權利を行ふから、債務者は裏書人に對する人的抗辯を以て對抗し

得るが、被裏書人との間の事由を以て對抗し得ない(小二三II)。

(3) 取立委任裏書による委任は、委任者の死亡又はその者が無能力者となつても終了しない(同條III)。

(4) 持参人拂式小切手も取立委任をなし得るが、そのためには裏書を要せず單なる小切手の引渡によつてなし得る併し實際上の問題として、單なる小切手の引渡のみでは委任者が不安を感じる場合には、取立委任裏書をなす必要があらう。

資格附與的效力

(一) 裏書の連續——裏書し得べき小切手(裏書禁止文句のない記名式、指圖式)の占有者が、裏書の連續によつてその權利を證明するときは、實質的にも之を適法の所持人と看做される。又最後の裏書が白地式裏書の場合でも

裏書の連續があれば、占有者は適法の所持人と看なされる(小一九一2段)。之は小切手所持人の資格附與的效力を認めたるものだ。

(二) 抹消裏書、中間の白地裏書と裏書連續の關係——この裏書の連續については、抹消した裏書は記載のないものと看なし、白地式裏書が中間にあつてそれに次いで他の裏書があるときはその裏書をなした者は、白地式裏書によつて小切手を取得したものと看なし(同條34段)判断すべきものだ。

59・保証

保証制度

(一) 保証制度の新設

(1) 小切手に付て、舊法は保証制度を認めなかつたが新法は認められた。法の建前としては資金制度を設け、その違反に制裁を以て臨んでゐるから、更に保証制度を設けることは無用の如くだが實際問題として實益がある。例へば東京に甲取引銀行を有する者が大阪で甲銀行を支拂人とする小切手を振出し、大阪の乙銀行で割引を受けんとする場合に、乙銀行と取引ある大阪の知人の保証を得れば、その割引が容易だ。

(2) 法は保証制度によつて小切手の信用増加を所期してゐるが、茲に述べる

保証の方式

保証は、小切手又はその補箋になすことを要し、保証その他之と同一意義を有する文字及び被保証人を表示し、一

小切手保証ノ書キ方

(一) 振出人ノ爲ノ全部保証

右金額此小切手引換ニ持参人へ御支拂可被成候也
昭和廿年参月五日
甲 野一 郎
右保証人 甲 野十 蔵
株式会社 安田銀行 御中

(二) 裏書人ノ爲ノ一部保証

表書ノ金額丙野三郎股又ハ其指圖人へ御支拂可被成候也
昭和廿年参月五日
乙 野次 郎
小切手金額壹千圓ニ限リ右裏書人ノ爲保証候也
乙 野百 蔵

保証と後述の支拂保証とは全然別なものだ。保証は小切手金額の全部又は一部に付てなし得る(小二五I)。

(二) 保証の當事者

(I) 保証人たり得る者——は、支拂人以外の振出人、裏書人等既に小切手上的債務者たる者は勿論、小切手關係外の第三者でもなし得る(小二五II)。併し振出人、裏書人が、その後者のために保証をなすのは、何人のためにも擔保力を増加するものでないから、無意味だ。支拂人が保証をなし得ないのは、裏書をなし得ないと同一理由に基づく。但し支拂人は後に述べる支拂保証をなし得る。

(II) 被保証人——即ち主たる債務者は、振出人、裏書人等小切手上的債務者に限る。支拂人は小切手上的債務者でないから、支拂人のための保証は認められない。

部保証の場合には、保証する金額を明記し、保証人が署名せねばならない(小二六IIIV、二五I)。

(一) 保証文句を記載しないとき——でも、小切手の表面になした單なる署名(略式保証)は、振出人の署名以外は保証と看なされる(小二六III)。

(二) 振出人の署名——は保証と看なす餘地なく、小切手の裏面になした單なる署名は、白地式裏書と看なされる(小一六II)から、略式保証は小切手の表面になした振出人以外の者の署名に限る。

(三) 被保証人の表示のないとき——保証は何人のためになすかを表示することを要するが、この表示のないときは、振出人のためになしたものと看做される(小二六IV)。保証限度に付て何等の記載がなければ、全部保証となる。保証人が保証に當りなし得る任意的記

載事項は、一部保証(小二五I)、拒絶證書作成免除文句(小四二I)、保証人の宛所(小四一I—III)だ。

保証の效力

(一) 保証は擔保的效力のみを有する——保証人は保証される者と同一の責任を負ふ(小二七I)。即ち主たる債務とその性質、範圍、存続要件等を同じくし、之と同一順位に於て支拂を擔保し(小四三I—II)、一般の保証の如く補充性を有しないことは、手形保証と全く同一だ(五七五頁以下)。

(二) 小切手保証は從屬性を有する——「から、主たる債務が無効な場合には無効となるわけだが、小切手行為獨立の原則上、主たる債務の方式の瑕疵による形式的無効の場合を除き、他の如何なる事由により無効(實質的無効)なときでも保証責任を免れない(小二七I)。

(三) 債權請求權——保証人がその債務を履行したときは、被保証人及びその者の小切手上的債務者に對し、小切手より生ずる權利を取得する(小二七II)この被保証人の小切手上的債務者中には、支拂保証をした者も含むのは勿論だ。

60・支拂保証

支拂保証制度

小切手は支拂證券で信用證券でないから、引受制度なく、支拂人が必ず支拂つてくれる小切手でないと、圓滑に授受されない實情から、從來支拂銀行が小切手に支拂保証の記載をなすことが慣習的に行はれてゐた。舊法には支拂保証制度がなかつたが、新法はこの一般慣習に従ひ、この制度を設けた。

支拂保証とは

(一) 支拂保証とは——支拂人が小切手金額の支拂債務を負擔することを目的とする附屬的手形行為である。支拂人は小切手に支拂人と指定されただけ

では小切手上的債務者ではないが、この支拂保証をなすことによつて、確定的に手形金額支拂債務を負擔する。

(二) 爲替手形の引受人との差異——支拂保証は支拂人のみがなし得る(小五三I)。支拂保証によつて確定的な手形上の債務者となる點は、爲替手形の引受人と似てゐるが、兩者には次の相違がある。

- (1) 爲替手形の引受には、所持人に引受を求むる權能を與へられてゐるが、支拂保証には所持人に支拂保証を求め、權能は與へられない。従つて、これが拒絶により引受には遡求權が発生するが、支拂保証にはこのことはない。
- (2) 引受人は絶對的の手形金支拂債務者だが、支拂保証人は、呈示期間の經過前に支拂呈示のあつた場合にのみ支拂をなす義務を負ふ(小五五I)。
- (3) 消滅時効も異なる。

(三) 小切手保証との差異——支拂保証は、支拂人が獨立になす手形行為たる點に於て、主たる債務者の存在を前提とする小切手保証とは丸で違ふ。又保証には一部保証や略式保証が認められるが、支拂保証にはその何れも認められない。

支拂保証と資金關係

支拂保証は支拂保証をなす銀行と振出人との資金關係に基いてなされ、支拂保証をするに當つては、資金を一應處理する必要が生ずる。支拂保証は資金の限度に於てなされるからだ。併し之は當事者間の内部關係たる小切手契約によつて定まる。

支拂保証の方式

支拂保証は、小切手の表面に「支拂保証」その他支拂を爲す旨の文字を表示

し、日附を附して支拂人が署名せねばならぬ(小五三II)。

支拂保証小切手

右金額此小切手引換ニ持参人(御支拂可被成候也)

昭和廿年參月五日 甲野 一郎

東京市麹町區大手町一ノ六 安田 銀行 御中

右支拂保証候也

昭和廿年參月五日 株式会社 安田 銀行 某

取締役 何

(一) この要件を一つでも缺くと、支拂保証は無効となる。従つて支拂保証には白地支拂保証や略式支拂保証は認められない。

(二) 支拂保証は單純なことを要し、支拂保証をなすに當り、小切手金額の一部支拂保証その他の條件又は制限により、小切手の記載事項に變更を加へても、その變更は記載しないものと看

做され(小五四)、單純な支拂保證としての効果を生ずる。

支拂保證の効力

(一) 支拂人の支拂義務——支拂保證をした支拂人は、呈示期間の経過前に小切手の呈示のあつた場合にのみその支拂をなす義務を負ふ(小五五)。即ち(1) 支拂人は、支拂人として小切手上の義務を負ふものではないが、支拂保證をなすことによつて第一次の支拂義務者となる。

(2) 併しその義務は、絶対無條件でなく、支拂呈示期間内に呈示がなされた場合にのみ支拂義務を負ひ、その期間内に呈示を受けないと、永久的に義務を免れる。小切手の呈示期間は、原則として振出後十日だが、不可抗力による場合は、終了後遅滞なく呈示すれば足るから、この場合には、法定期間内

に呈示がなくても支拂保證義務は免れない(小二九、四七、五七)。この點に付ては後述する(六七四頁)。

(3) 呈示期間内に支拂呈示のあつた以上は、支拂保證人の責任は期間経過後でも、消滅時効が完成しない限り存続する。

(4) この場合に所持人は、呈示期間内に支拂呈示をしたことを立證するため支拂拒絶證書又は之と同一効力ある支拂人、又は交換所の宣言を作成させねばならない(小五五)。

(5) 所持人が右の手續をしないと、前者に對する遡求權を失ふのみでなく、支拂保證人に對して責任を問ふことはできぬ。この場合支拂保證人は、拒絶證書作成免除を小切手に記載し得ない(6) 支拂保證人の義務は、この保全手續によつて確定する。確定した以上は支拂保證人は支拂呈示當時の所持人の

みならず、裏書人、振出人に對しても支拂義務を負ふことになる。

(二) 支拂保證人の支拂ふべき金額——は、

(甲) 原則——として小切手金額だ。

(乙) 例外——として、所持人が適法に支拂呈示をし、拒絶されたため、權利保全手續をしたときは、支拂保證人は、

(I) 小切手所持人——に對し、

(1) 支拂のなかつた小切手金額及び

(2) 右金額に對する年六分の率による呈示の日以後の利息

(3) 拒絶證書又は之と同一効力を有する宣言の費用通知の費用其他の費用の合計額を支拂はねばならぬ(小五五、四四)。

(II) 後者に對し、償還をなして小切手を受戻した者——に對しては、

(1) その支拂つた總金額及び

61. 呈示及び支拂

所持人は、小切手の支拂を受けるために支拂呈示をなすことを要し、又支拂呈示は前者に對する遡求權保全の要件で、この呈示を怠り、又は呈示證明のための拒絶證書又は之と同一効力ある宣言の作成をしないと、前者に對する遡求權を失ふことになる。

支拂呈示

支拂呈示の時期

(一) 支拂呈示は振出後何時でもなし得る——小切手は一覽拂のものに限られ、たとへ、これに反する記載をして、この記載はないものと看なされる

(2) 右金額に對する年六分の率による支拂日以後の利息

(3) その支出した費用の合計額を支拂はねばならない(小五五、四五)。

(三) 時効と利得償還——支拂保證人の小切手上の責任の消滅時効は、呈示期間経過後一年だ(小五八)が、手續の欠缺又は時効によつて手形上の權利が消滅しても、所持人は振出人、裏書人又は支拂保證人に對し、その受けた利益の限度に於て利得の償還を請求し得る(小七二)。これに付ては手形の所で詳述した(四八六頁以下)。

(四) 支拂保證の他の債務者に及ぼす効果——支拂人が支拂保證をしても、之がため、振出人その他の小切手上の債務者はその責を免れるものではない(小五六)。故に支拂保證人が支拂を拒絶した場合には、振出人、裏書人又は之

等の保證人は、償還義務があるが、支拂人が支拂をすれば、小切手上の債務者全員が免責される。

(小二八一)からだ。先日附小切手でも、所持人は日附前に支拂呈示をなし得るのであり、その呈示の日に於て支拂はねばならない(同條三)。

先日附小切手に付て、法が當事者の意思を無視し支拂呈示を許したのは、小切手が支拂證券である以上、資金の準備なしに小切手を振出して置いて、振出の日附が来た頃に資金を調へるといふことは、小切手の本質に反するからその一覽拂性の貫徹を期するといふにある。

(二) 支拂人が支拂をしないとき——は、所持人は日附前でも遡求權保全手續をして、前者に對し遡求權を行つて差支ない。

この場合の前者に對する償還請求の通知期間(四取引日)は、振出日附前の支拂拒絶でも、拒絶證書又は之と同一効力を有する宣言作成の日、拒絶證書作

成免除の場合は呈示の日から計算する(小四二)。

支拂呈示期間

(一) 地域による呈示期間——小切手は一覽拂のものだから呈示期間の定が必要で、その期間は、小切手は支拂證券だから極めて短期にする必要がある。法は次の如く定めた。之は強行規定で小切手の記載によつて伸縮し得ない。

(I) 國內小切手——即ち國內で振出し、國內で支拂ふ小切手は、十日内に支拂のため呈示することを要する(小二九二)。國內小切手たる以上、同地拂小切手たるも他地拂小切手たるを問はず十日だ。

(II) 外地と内地間の小切手

(1) 朝鮮、臺灣、樺太、關東州で振出し、日本内地で支拂ふべき小切手の呈示期間は二十日、

(2) 南洋群島で振出し、日本内地で支拂ふべき小切手の呈示期間は六十日(小六八、昭八勅三一七)。

(3) 内地で振出し外地で支拂ふ小切手に付ても夫々同様だ。

(I) 外國小切手——即ち支拂をなすべき國と異なる國で振出した小切手は、

(1) 振出地及び支拂地が同一洲に存するときは二十日内、
(2) 異なる洲に存するときは七十日内に呈示することを要する(小二九二)。

(3) 但し日本及び滿洲國以外のアジアの地域で振出し、日本内地で支拂ふべき小切手の呈示期間は特に六十日とする(小六八、昭八勅三一七)。この反對の場合も同様。

(4) 尙ほヨーロッパ洲の一國で振出し地中海沿岸の一國で支拂ふべき小切手及びこの反對の場合の小切手は、地理的關係から、同一洲内で振出し且つ支

拂ふべきものと看なされる(小二九三)から、呈示期間は二十日内である。

(二) 呈示期間の計算

(I) 初日不算入——呈示期間に付て法は一方に於て、小切手に振出の日附として記載した日から起算する(小二九四)ものとし、他方本法に規定する期間には初日を算入せず(小六一)、と初日不算入の原則を定めたので、疑が生ずるが、通説は小切手日附の翌日から起算すべしとしてゐる。

(II) 呈示期間の末日が法定の休日になる場合——には、期間はその満了に次ぐ第一の取引日まで伸長し、期間中の休日は期間に算入される(小六〇三)。

(III) 振出地と支拂地と曆を異にするとき——は振出の日を支拂地の曆の應當日に換へ、これを基標に呈示期間を定める。之等に付ての詳細は先に述べた(五八一頁)。

支拂呈示の場所

(一) 營業所——支拂呈示は、支拂人(銀行)の營業所になすことを要し、第三者方拂小切手にあつては、その第三者(銀行)の營業所に、現實に小切手を持參して呈示するの原則とする。

(二) 手形交換所——併し小切手は、手形と同様手形交換所にも呈示し得るのであり、その呈示は支拂呈示たる効力を有するから(小三二)、實際に於ては小切手取得者は、取引銀行を通じて手形交換所に呈示するのが常則だ。

呈示期間懈怠の効果

(一) 所持人が呈示期間内に小切手の呈示を怠ると、前者に對する遡求權を失ひ、單に利得償還の請求(小七一—六七七頁)を爲し得るに止まる。

(二) 支拂人の呈示期間後の支拂權限

——右(一)の場合に、所持人は遡求權を失ひ、更に支拂も受けられず、又支拂人は支拂をなし得ないとなると、所持人に甚しく酷であり、期間經過後の支拂は小切手の支拂とは云へず、從つて支拂人はその計算を振出人に歸せしめ得ない不都合が生じ、小切手の信用を害する。

(1) そこで法は、この場合の便法として、支拂人は期間經過後でも、支拂委託の取消(後述)のない限り、小切手の支拂をなし得るとした(小三三三)。

(2) この結果、支拂人は支拂委託の取消のない限り、期間經過後でも支拂をなす權限を有する。だがこの規定は、強行規定でなく、當事者の特約で期間經過後の支拂を禁止し得る。

支 拂

支拂の時期

小切手は一覽拂に限られるから、常に支拂呈示のあつた時に支拂ふべきもので、小切手には手形と同じく恩惠日は認められない(小六二)。故に支拂呈示に對して即時に支拂のないときは、所持人は保全手續をして、直ちに前者に對して遡求權を行使し得る。

- (一) 實際の取扱上、不正小切手による損害を防ぐため、
- (1) 振出人と支拂人間に振出の通知を受けた後、
- (2) 又は他の者の加印(例へば取締役振出の小切手に監査役の加印)があるときに限り、支拂をなすべき特約をし
- (3) 別に通知又は之を小切手上に表示

する場合がある。

(二) 併しこの通知文句、加印又は表示が小切手になされても、小切手上何等の効力を生ぜず、支拂人が、通知未着、通知文句又は加印がないとの理由で支拂を拒絶すれば、所持人は振出人その他の前者に遡求權を行使し得る。

(三) 右の如き特約は、單なる内部的資金關係にすぎず、所持人には對抗し得ないが、當事者間に小切手上以外の効力を有することは勿論だ。

支拂金額

- (一) 一部支拂——小切手の支拂は、手形の場合と同様、その一部に付てもなし得、所持人は一部支拂を拒み得ない(小三四Ⅱ)。故にこの場合には、所持人は、支拂を受けない残額に付てのみ遡求權を行使し得る。
- (二) 外貨手形の支拂——支拂地の通

貨でない通貨(外國通貨)を以て支拂ふべき旨を記載した所謂外貨小切手は、反對の記載(外國通貨現實支拂文句)のない限り、內國通貨を以て支拂をすることが出来る(小三六一前)。

- (1) この場合の内外貨幣の換算率は、爲替相場によつて決定するのが原則だが、振出人が小切手に支拂金額の換算率を記載したときはそれによる(同條Ⅱ)
- (2) 小切手には満期がないから、法は小切手の呈示期間内に支拂呈示を受け支拂するときは、支拂の日に於ける價額(相場)により換算支拂をすべきものとし、適法な呈示に對し支拂のなかつたときは、所持人の選擇により、呈示の日又は支拂の日の相場に従ひ換算した內國通貨を以て、小切手金額の支拂を請求し得るものとした(小三六一後)。
- (3) 右の場合に、振出人が特種の通貨を以て支拂ふべき旨(外國通貨現實支

拂文句)を記載したときは、支拂人はその記載に従つて、外國通貨を以て支拂ふことを要する(同條Ⅲ)。

- (4) 又振出國と支拂國とに於て同名異價を有する通貨により小切手金額を定めたときは、支拂地の通貨によつて支拂ふべき旨を定めたものと推定される(同條Ⅳ)。以上の規定は、手形の場合と略々同様である(五九一頁以下)。

所持人の資格調査

小切手の支拂は、形式的資格を有するものになされることを要する。故に、

(一) 持參人拂式小切手及び無記名式小切手の場合——は、所持のみによつて形式的資格を有するから、支拂人は特別の調査を要せずに、その所持人に支拂をすればよく、

(二) 小切手が裏書し得べき指圖式又は裏書禁止文句の記載のない記名式は

場合——は裏書が真正なりや、小切手の呈示者が小切手面上の形式的資格者と同一なりやの實質的資格に關し、支拂人は調査し得るも、調査の義務を負はないが、裏書の連續の整否は調査することを要する(小三五)。

- (三) 支拂人が形式的資格者に對して支拂をした場合、それが實質的資格者でなかつたとき——は支拂人に詐欺的惡意又は重大な過失のなかつたときはその計算を振出人に歸せしめ得ること支拂人が調査義務を怠つて形式的資格者でない者に支拂をした場合は、その損害は支拂人が負擔すべきことは、手形について説明した通りだ(五八四頁)。

支拂手續

- (一) 受取の記載——支拂人は支拂をなすに當り、所持人に對し、小切手に受取を證する記載をして交付すべきこ

とを請求し得る(小三四Ⅰ)。通常小切手の裏面へ、

- 小切手ノ受取ノ書キ方
- (一) 全額受取ノ場合

表書ノ金額正ニ受取候也
昭和廿年參月五日

乙 野 次 郎 印

の如く記載する。この場合支拂人に對し、單に小切手の裏面へ署名した場合、原則として受取證書たる効力を有する(小三五Ⅴ)ことは先に述べた。支拂人側からは、小切手に受取證を記載させ、小切手と引換に所持人に支拂をなすことを要する。

- (二) 一部支拂の場合——には小切手を受戻し得ないから、支拂人は呈示者に、その支拂のあつた旨の小切手上の記載及び受取證書の交付を請求し、之と引換に支拂をなすべきものである(小三四Ⅲ)。

(一) 一部受取ノ場合

表書ノ金額ノ内金壹千圓也正ニ受取候也
昭和廿年參月五日
乙野次郎

受取證書 (一部受取ノ場合)

一金壹千圓也
右ハ左記小切手ノ内金トシテ正ニ受取候也
昭和廿年參月五日
乙野次郎
株式会社 安田銀行御中
小切手ノ表示
一小切手金額 金貳千圓也
一支拂期日 昭和廿年參月五日
一振出地 東京市
一振出人 甲野一郎
一支拂人 株式会社安田銀行

支拂委託の取消

概説

振出人は、支拂人との小切手契約に基いて小切手を振出し、支拂人はその委

託に基いて振出人の資金中から小切手の支拂をする。この小切手契約は委任關係だから、振出人は何時でも支拂人に支拂事務の委任を解除し、小切手の支拂を拒絶させ得る筈だ。併しかくの如きは、小切手所持人の地位は甚しく不安であり、小切手の圓滑な授受を阻害するから、法は之に制限を加へると共に、支拂人に支拂の権能を與へた。

呈示期間内の支拂委託

取消の不許

(一) 小切手の支拂委託の取消は、呈示期間經過後に於てのみその效力を生ずる(小三二)。即ち振出人は、小切手の支拂呈示期間内は有効に支拂委託の取消をし、小切手の支拂を差止め得ない。假りに取消の意思表示をしても、呈示期間後に效力を生ずるに過ぎない。
(二) この規定は強行規定で、當事者

の特約を以て左右し得ないから、支拂人は振出人の取消の意思表示に拘らず有効に支拂をなし得、その計算を振出人に歸せしめ得る。
併し實際上は、支拂人は支拂保證をしない限り手形上の債務者ではないから所持人は支拂を強制するを得ず、支拂人が振出人の取消を重んじて支拂をしないときは如何とも方法なく、この場合支拂を得るや否やは、一に支拂人の態度如何に繋るわけだ。

呈示期間經過後の取消

(一) 支拂人は、呈示期間内は、振出人の支拂委託の取消の有無に拘らず支拂をなすべきものだが、呈示期間經過後でも、支拂委託の取消のない限り支拂をなし得る(小三三)。換言すれば、振出人は、呈示期間經過後に於ては、自由に支拂人に支拂委託を取消し得る

62. 線引小切手

線引小切手の意義

(一) 線引小切手とは——振出人又は所持人が、小切手の表面に二條の平行線を引いた小切手で、支拂人は銀行又は支拂人の取引先に對してのみ支拂ひ得るものをいふ。

(二) 線引小切手の效用——小切手は支拂證券であり、持參人拂式小切手が常用される結果、盜難遺失の場合の危険が甚だ多い。そこで之を防止するため考案されたのが線引小切手だ。

(1) この小切手の支拂人は、銀行又は自己の取引先に對してのみ支拂ひ得、一般人には支拂をなし得ないから、この危険を防止するには極めて有効だ。

(二) 取消の通知は特別の方式を要せず、書面でも口頭でもなし得るのであり、取消はその通知が支拂人に到達した時に效力を生ずる(民九七)。
(1) 右の取消のあつた以上、支拂人は支拂をなし得ない。之に反して、支拂をなし損害が生じたときは、賠償義務が生ずる。
(2) 併し所持人は、呈示期間内に支拂呈示を怠ると、前者に對する遡求權は失ふが、振出人は支拂の責を免れないから、呈示期間後の支拂を禁じて、唯自己の信用を害するに止まり、何等の實益のないのが一般だから、たとへ支拂呈示期間經過後でも、支拂人に支拂はせるのが普通だ。

振出人の死亡、無能

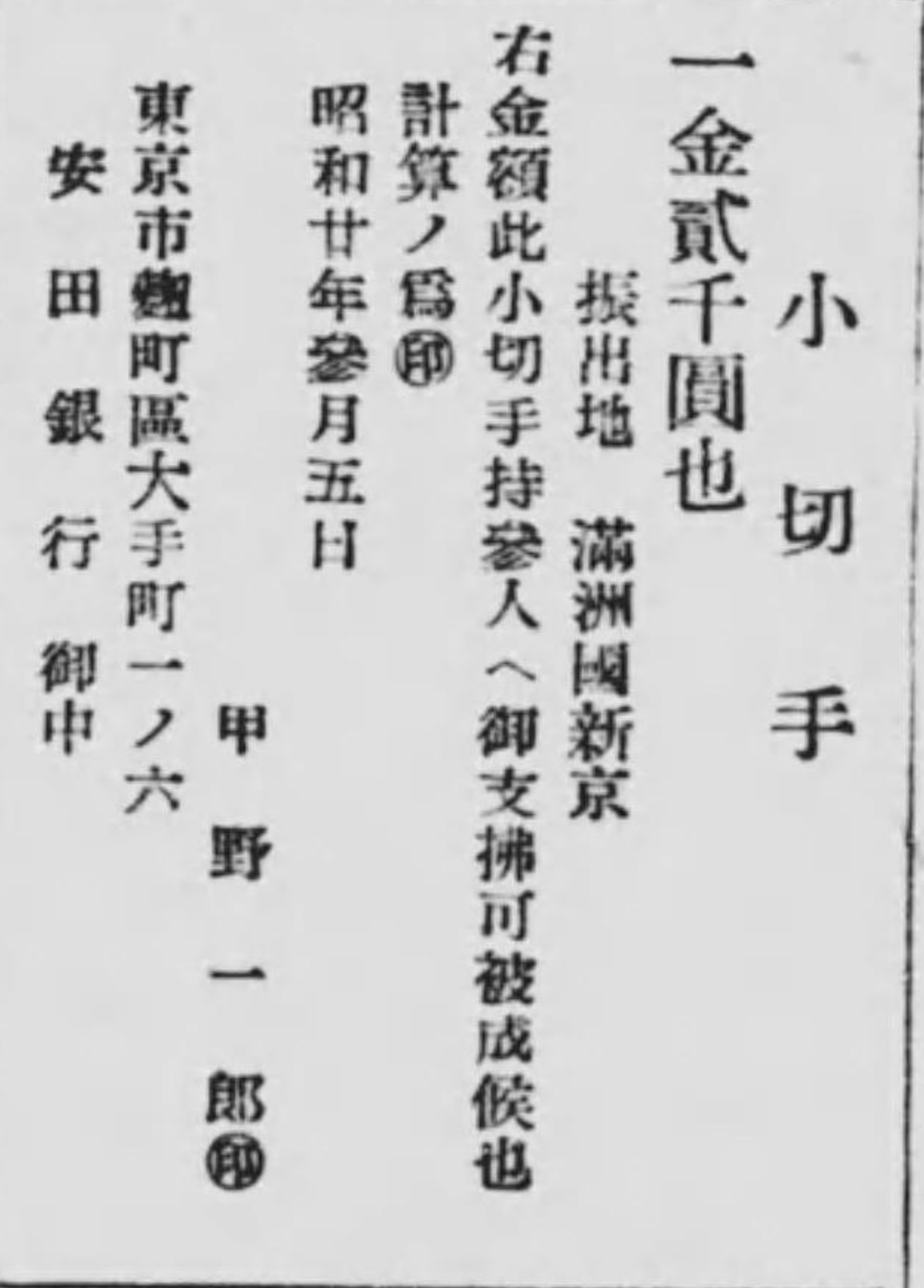
力と小切手の效力

(2) 併し不正取得者と雖も、取引銀行を通じて支拂を受け得るのだが、その取立は銀行の手を経由するから、その支拂先を容易に探知し得る便があり、又平素銀行取引をする者には、不正支拂を求むる者は極めて少いわけだ。

(三) 計算小切手——統一小切手法は、線引小切手の外に計算小切手を認めた計算小切手とは、振出人又は所持人が証券の表面に、「計算ノ爲」の文字又は之と同一意義を有する文言を記載し現金の支拂を禁じた小切手で(小七四)、取引の決済のみに使用され、現金支拂は一切禁止されるものである。

(1) わが國では、計算小切手は認めないが、外國で振出し日本で支拂ふべきものは、一般線引小切手と同様の效力を認められる(同條)。
(2) 併し日本で振出し日本で支拂ふ場合には、「計算ノ爲」と小切手に記載

計算小切手



しても、小切手上何等の效力を生ぜず記載のないものと看なされる。
(四) 線引をなし得る者——は、小切手の振出人又は所持人である(小三七I前)。

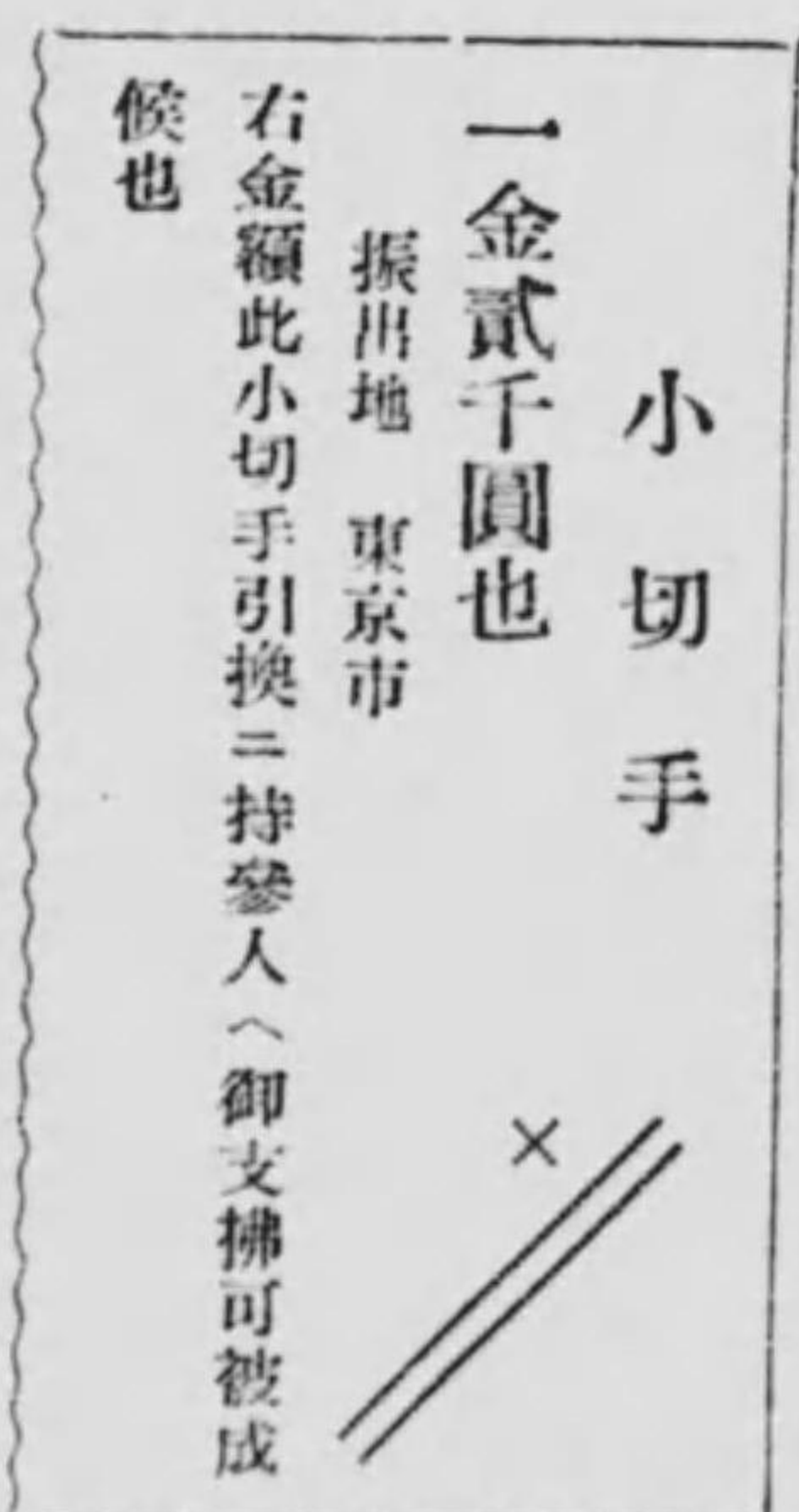
線引の種類と方式

線引には、一般線引と特定線引とがある。線引をなし得る小切手の種類には制限はないが、實際上必要なのは持參人拂式だ。

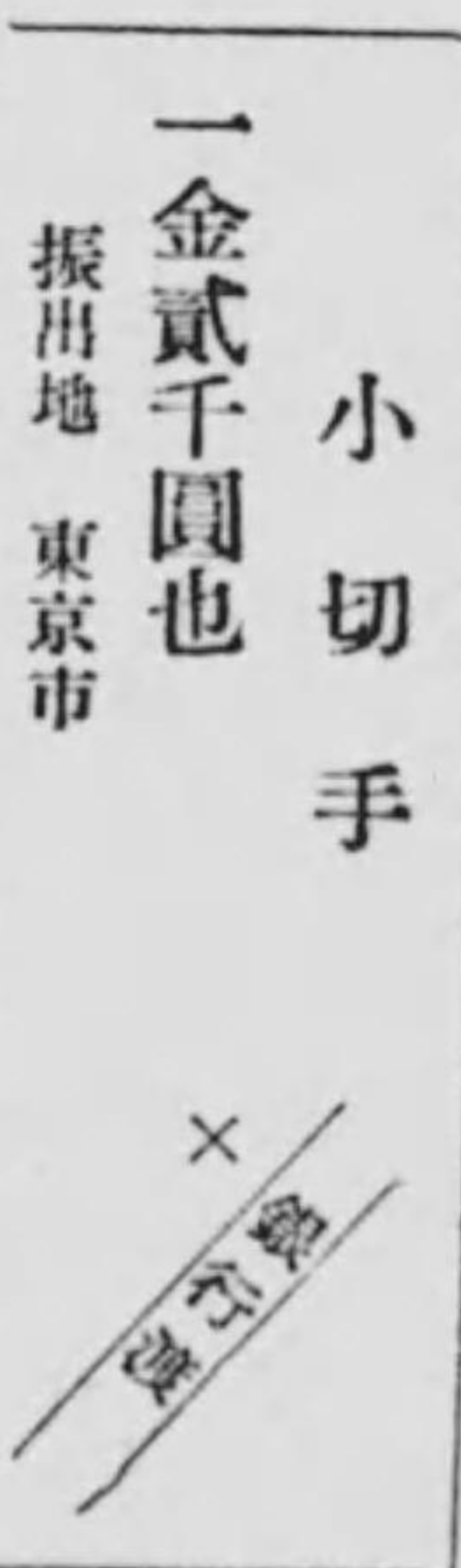
(一) 一般線引——は、小切手の表面

に二條の平行線を引くのみによつて、又は二條の平行線を引き、平行線内に「銀行」若は之と同一意義を有する文字を記載してなされる(小三七II前)。

一般線引小切手



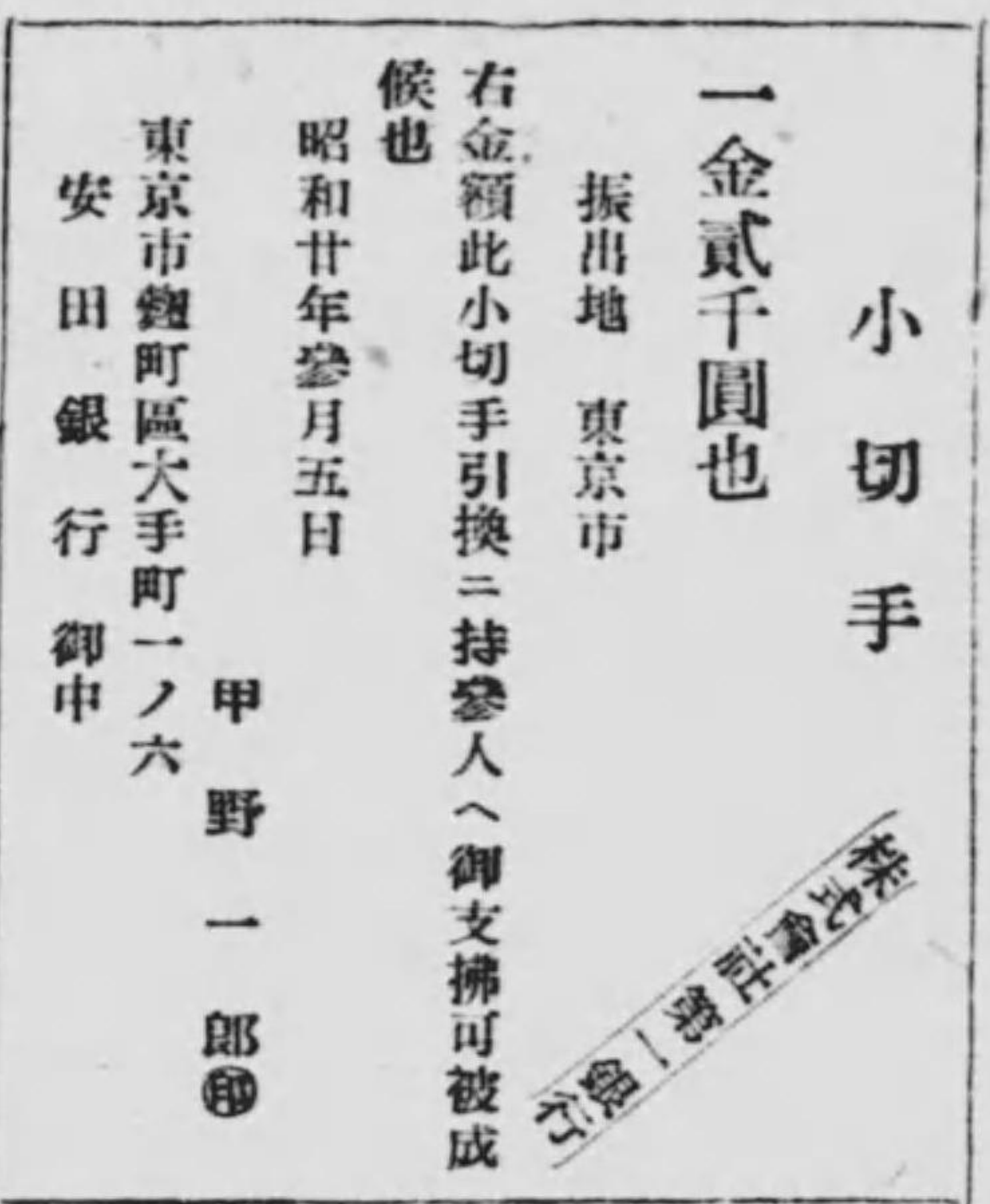
(一)



(二) 特定線引——は、小切手の表面に二條の平行線を引き、二條の平行線内に銀行の名稱を記載してなされる(小三七II後)。ここに銀行とは、固有の銀

行は勿論、信用組合、信用組合聯合會、産業組合中央金庫を含む(小五九、昭八勅三二九)。

特定線引小切手



線引の變更と抹消

(一) 變更——小切手の振出人又は所持人は、小切手を線引となし得ると共に、一般線引を特定線引に變更し得る併し特定線引は一般線引に變更し得ない(小三七V)。これは線引の効果を薄弱

とするからだ。

(二) 抹消——線引権者は、線引を抹消し、又は被指定銀行の名稱の抹消をなすを得ず、これを抹消しても抹消をなさないものと看なされ(同條V)、支拂人はその抹消があつても、抹消されないうものとして取扱ふことを要する。抹消を認めれば、線引制度は骨抜となるからだ。

線引の效力

(一) 一般線引小切手の支拂制限——一般線引小切手の支拂人は、銀行に對し、又は支拂人の取引先に對してのみ支拂ふことができ(小三八I)、之以外の者が所持人として支拂呈示をしても、支拂人は支拂ふを要せず、又支拂をなし得ない。

(1) 故に線引小切手の取得者は、自己の取引銀行を通じて取立てるか、他人

に依頼して、その取引銀行を通じて取立て、貰ふより方法がない。

(2) 併し所持人が支拂人の取引先ときは、銀行を介する必要なく、直接支拂を受け得る。

イ、法が銀行外の取引先に支拂を認めたいのは、所持人がその銀行と取引關係があるのに、他の銀行を介して取立てをなすのは不便であり、銀行の取引先なら素性も知れて居り、危険なしと認められたからだ。

ロ、茲に取引先とは、相當疑を生ずるが、支拂人銀行と多少繼續的に現在取引關係のある者、即ち各種預金者貸付先等をいふ。要するにその意義は、法が取引先に支拂を認むる趣旨によつて定むべきで、以前取引があつたが、現在取引關係のない者、始めて預金する者等は除外さるべきだ。

(二) 特定線引小切手の支拂制限——

特定線引小切手の支拂人は、被指定銀行に對してのみ支拂をなし得、被指定銀行が支拂人のときは、自己の取引先に對してのみ支拂をなし得るを原則とする(小三八五本)。この點に於て、一般線引に比し支拂先は極度に制限される。

(1) 併し右の原則に例外を認めないと被指定銀行が手形交換に加入してゐない如き場合には、手形交換による呈示をなし得ず、不便を生ずるから、法は被指定銀行は他の銀行をして小切手の取立を爲さしめ得ることとした(同條Ⅱ但)。

(2) この場合には、支拂人は、被指定銀行が取立委任をした銀行に對してのみ支拂をなすべきものである。

(3) 取立委任の方式に付ては規定はないが、取立委任のための第二の特定線引をなすか(小三八Ⅴ但)、讓渡を爲し得る小切手には、取立委任裏書(小三三)の方

法による。

線引小切手取得の制限

銀行は、自己の取引先又は他の銀行よりのみ線引小切手を取引することを得る銀行はこれ等の者以外の者のために線引小切手の取立をなすを得ない(小三八Ⅴ)。

線引小切手の支拂先を銀行又は支拂人の取引先に制限したのは、之によつて線引小切手盗取者又は拾得者等の不正所持人の現金化を防止するためだから銀行が何人からでも取立委任を受け得るとすれば、この目的を達し得ないからだ。

この制限を除いては、線引小切手と雖も一般の方法によつて讓渡され得る。

數個の特定線引ある小切手の效力

同一小切手に數個の特定線引ある小切手に付ては、支拂人は支拂をなすを得ない(小三八Ⅴ本)。

(一) 特定線引は、特定の被指定銀行のみに支拂をさせんとするものだから數個の特定線引の如きはそれ自體認め得ない所で、之を認めると悪用される虞があるからだ。

(二) 併し右の場合、その一が手形交換所に於ける取立のためになされたものなるときはこの限りでない(同條Ⅳ但)これは被指定銀行が交換所の加入銀行でない場合に、加入銀行に取立委任をなす便宜を與へたのだ。

線引違反の効果

(一) 損害賠償責任——以上の線引小切手の支拂又は取得に關する規定に違反して、線引小切手の支拂、取得、取立をしたときは、その支拂人又は取得

銀行は、これに因つて生じた損害につき、小切手の金額に達するまで賠償の責に任じなければならぬ(小三八Ⅴ)。

(二) 違反の場合——は

(1) 一般線引に於て、支拂人が銀行又は自己の取引先以外の者に支拂をした場合

(2) 特定線引に於て被指定銀行より取立委任を受けた受任銀行又は支拂人自身の取引先以外の者に支拂をした場合
(3) 銀行又は自己の取引先以外の者から線引小切手を取付し、又は取立委任を受けた場合
(4) 數個の特定線引ある小切手に支拂をした場合

で、この場合には、その支拂、取得、取立をした銀行は、真正の所持人又は振出人等の利害關係人に對し、小切手金額の範圍内即ち物的有限の損害賠償責任を負ふのだ。

63. 遡 求

遡求の意義

一般に付ては手形の場合と同様だが、小切手には満期がなく、又引受もないから、満期前に遡求を生ずることなく小切手の遡求は支拂期日の場合にのみ起る。即ち

(一) 支拂拒絶のあつたときは、所持人は一定の保全手續をなし、擔保義務者に對して遡求權(第一次遡求)を行使し、

(二) 遡求に應じて償還義務を履行して小切手を受戻した者は、その前者並に振出人に對して、遡求權を行ひ得る(第二次遡求)ことは、手形の場合と變りはない。

小切手の擔保義務者

は、振出人、裏書(無擔保裏書人、後裏書人、取立委任裏書人を除く)及びこれ等の者の保證人である。支拂保證人は擔保義務者ではないが、之に準ずるものだ。

(一) 小切手上的各債務者は、所持人に對し合同してその責に任ずべきもので(小四三Ⅰ)、これらの債務者は、同一の順位で後者に對して償還すべきものであり、所持人は前者に對し、その債務を負うた順序の如何に拘らず、各別に、又は共同に請求することができる(小四三Ⅱ)。

(二) この遡求に應じて償還義務を履行し、手形を受戻した者は、その前者に對して、署名の順序に拘らず、各別に又は共同に請求することができ(小四三Ⅲ)、かくして最終の擔保義務者た

る振出人にまで遡る。
 (三) 右の請求にあつては、債務者の一人に請求した後でも他の債務者に請求し得るのであり、又すでに請求した後者に對しても、請求して差支ない(小四三V)。

遡求原因

は、支拂呈示期間内に小切手が呈示され、それに對して支拂拒絶のあつた場合に生ずる(小三九I)。支拂拒絶とは、拒絶の意思を表示した場合は勿論、適法の呈示に對し、即時に支拂のない一切の場合を含む。

遡求要件

としては、右の呈示及び支拂拒絶のあつたことを、次の三方法の内何れかによつて證明することを要し、所持人がこの手續を怠つて、法定の呈示期間内

又は拒絶證書作成期間を徒過したときは、遡求權を失ふから、この手續は遡求權行使の要件であると共に保全要件だ。

(一) 拒絶證書——は、公證人又は執達吏が作成する公正の要式證書で、支拂拒絶證書は、小切手上又はその附箋によつて作成すべきことは、手形について述べた通りで(六三一頁以下)、原則として法定の支拂呈示期間内に作成することを要するが(小四〇I)、呈示期間の末日に呈示をしたときは、之に次ぐ第一の取引日に作らせることができる(同條II)。支拂拒絶證書の作成は、支拂呈示及び支拂拒絶證明の原則的方法だ(二) 支拂人の支拂拒絶の宣言——支拂人が、小切手に呈示のあつた日及び宣言日附を附し、支拂拒絶の宣言をするときは、拒絶證書と同一の効力を有する(小三九2)。

支拂拒絶宣言ノ書き方

右金額此小切手引換ニ持參人(御支拂可被成候也)
 昭和廿年參月五日 甲野一郎郎
 東京市〇區〇町〇番地
 株式会社 東京銀行 御中
 ×本日此小切手呈示有之候處預金不足(取引無之)ニ付支拂ニ難應候
 昭和廿年參月五日
 株式会社 東京銀行
 取締役 石部 堅吉郎

(I) この宣言の記載は、必ず小切手面にすること及び支拂人の署名を要し補箋又は附箋に記載し得ない。この方式を缺くと効力がない。この宣言は、拒絶證書の作成と同一期間内になすことを要する(小四〇I)。
 この宣言の記載は、その記載によつて支拂拒絶のあつたこと、及びその記載が支拂人によつてなされたことを認め得れば足り、必ずしも支拂人の署名又

は捺印を要しない(大審六一五)。

(I) 無効な支拂拒絶の宣言

(1) 呈示期間經過後の宣言——小切手は振出日附から十日内(十日目が休日)のときはその翌日)に呈示を要するから、この呈示期間經過後の、例へば振出日附が昭和廿年參月五日の場合に、同年三月十七日の日附でなした支拂拒絶宣言は無効である。

(2) 會社名のみで書いた宣言——支拂拒絶は、支拂人の署名を要し、會社の署名はその代表者が署名せねばならぬから、結局會社の署名を缺き無効となる。

(3) 日附のない宣言——も無効である(4) 符箋に書いた宣言——例へば下の圖の如きものは無効である(大審六四)。

尙ほ小切手を呈示したが、支拂を拒絶されたので、所持人は同日附支拂拒絶宣言ある符箋を作成添附させ、小切手

小切手

一金貳千圓也
 右金額此小切手引換ニ持參人(御支拂可被成候也)
 昭和廿年參月五日 甲野一郎郎
 東京市 區町 番地
 株式会社 東京銀行 御中
 此小切手本日呈示有之候處預金不足ニ付支拂ニ難應候
 昭和廿年參月五日
 株式会社 東京銀行 取締役 石部 堅吉郎

呈示期間後(日附より十日後)に支拂人をして小切手面へ補箋通りの支拂拒絶の宣言を移記し、且つ補箋にその旨を附記しても、呈示期間前適法な支拂拒絶の證明を缺くことになるから、振出人に對する償還請求權を失ふ(大審昭一)。但し利得償還請求をなし得るのは勿論だ。
 (5) 同一銀行の他の支店が書いた宣言——たとへ同一の銀行であつても、小切手を振當てた店の宣言でなければ無

効だ。

右金額此小切手引換ニ持參人(御支拂可被成候也)
 昭和廿年參月五日 甲野一郎郎
 東京市神田區神保町三ノ三
 ×東京銀行神田支店 御中
 此小切手本日呈示有之候處預金不足ニ付支拂ニ難應候
 ×株式会社東京銀行淺草支店
 取締役 澤山 田九郎

(三) 手形交換所の支拂拒絶の宣言——小切手は支拂呈示を交換所になすことを得るので(小三三)、法は手形交換所にも支拂拒絶證書に代る右同様の宣言をなすことを認めた。即ち
 (1) 適法の時期に小切手の呈示をしたが、支拂がなかつた旨を手形交換所が證明し、且つ宣言日附を附したときは拒絶證書と同一の効力を有する(小三九3)。
 (2) この場合には、法は支拂人の宣言

の如く、呈示日の記載を要件とせず、又小切手に宣言を記載することを要求してゐないから、必ずしも小切手上に宣言記載を要せず(東區昭二)、單に日附のある證書でなせば足るものと解するこの宣言の作成期間は支拂人の宣言と同様だ。

拒絶證書の作成免除

(一) 免除の方式——手形の場合と同様、振出人、裏書人、又は保證人は、小切手に「無費用償還」「拒絶證書不要」又はこれと同一の意義を有する文言を記載し、且つ署名することによつて、所持人に對しその遡求權を行ふための拒絶證書、又はこれと同一の効力を有する宣言の作成を免除することができる(小四二一)。

(1) 所持人は拒絶證書又はこれに代る宣言の作成をせずに遡求權を行ひ得るが、法定期間内に於ける小切手の呈示及び後述の通知の義務は免除されない(2) 拒絶證書の作成免除によつて、小切手所持人は、期間内に小切手の呈示をしたとの推定を受けるから、期間不遵守の事實は、之を援用する者に於て證明せねばならない(小四二二)。(3) 振出人が拒絶證書不要文言を記載したときは、一切の署名者に對してその効力を生ずる。振出人がこの記載をしたに拘らず、所持人が拒絶證書又は之に代る宣言を作成したときは、その費用は所持人が負擔する(小四二三)。(4) 裏書人又は保證人が作成免除の記載をしたときは、その裏書人又は保證人に對してのみ効力を生じ、この場合の拒絶證書又は之に代る宣言作成費用は、一切の署名者に請求し得る(小四二四)。

Ⅲ。この場合の規定は手形と略々同様である。

支拂拒絶の通知

(一) 通知期間と通知人 (I) 所持人——は支拂の拒絶のあつたときは、(1) 拒絶證書又は之に代る宣言作成の日に次ぐ四取引日内に、(2) 拒絶證書作成不要文言ある場合には、呈示の日に次ぐ四取引日内に、自己の裏書人及び振出人に對し、支拂拒絶のあつたことを通知することを要する(小四二五)。(II) 各裏書人——は、右の通知を受けた日に次ぐ二取引日内に、前の通知者全員の名稱及び宛所を示して、自己の受けた通知を自己の裏書人に通知しかくの如くして順次振出人に及ぶのだ(小四二六—書式六〇五頁)。

(1) 併し裏書人が宛所を記載せず、又はその記載が読み難いときは、これを除外してその裏書人の直接の前者に通知すればよい(小四二七)。

(2) この通知をなすべき期間は、各その通知を受けた時から進行する。

(3) 又通知を受くべき振出人又は裏書人に保證人があるときは、その保證人にも同一期間内に同一の通知をせねばならない(小四二八)。

(二) 通知の方法——は、書面、口頭如何なる方法によつてもよく、單に小切手を返付することによつてもなし得る(同條Ⅳ)。

(I) 適法通知の立證——通知義務者は、適法の期間内に通知をしたことを證明することを要するが、書面による通知は、法定期間内に書面を郵便に付した場合(發信主義)には、その期間を守つたものと看なされる(同條Ⅴ)。

(I) 通知懈怠の效果——右の法定期間内に通知義務者が通知を怠つても、遡求權を失ふことはないが、過失に因つて生じた損害のあるときは、小切手金額を超えない範圍内で賠償責任が發生する(同條Ⅴ)。この規定も手形の場合と同様である。

不可抗力と遡求權の行使

(一) 保全手續期間の伸長——法定の期間内に於ける小切手の呈示又は拒絶證書又はこれに代る宣言の作成が、避くべからざる障碍(國の法令による禁制その他の不可抗力)によつて妨げられたときは、その期間は伸長されるが所持人又は受任者に付ての單なる人的事由によつては伸長されない(小四二九Ⅴ)。

(二) 不可抗力が止んだとき——は、所持人は遲滞なく支拂呈示をし、且つ

必要のあるときは、拒絶證書又はこれに代る宣言を作成するを要し(小四三七)この手續を怠ると遡求權を失ふ。

(三) 不可抗力の通知——不可抗力によつて、法定期間内に拒絶證書又は之に代る宣言の作成を妨げられたときは所持人は自己の裏書人に對し遲滞なくその不可抗力を通知し、且つ小切手又は補箋にその通知を記載し、日附を附してこれに署名せねばならぬ。この不可抗力通知は、遡求の場合の支拂拒絶の通知と同様の方法による(小四三七、四一—手形の場合の書式参照)。

(四) 不可抗力の繼續の場合——所持人がその裏書人に不可抗力の通知をした日から、十五日を超えて尙ほ不可抗力が繼續するときは、呈示期間前にその通知をした場合でも、呈示又は拒絶證書又は之に代る宣言を要せずして、所持人は遡求權を行ひ得る(小四三九)。

この十五日の期間は、呈示期間経過の前後に拘らず、所持人が裏書人に通知を發した時から進行する。以上不可抗力に關する規定も手形の場合と大體同様だ(六〇一頁以下)。

遡求金額

- は、第一次遡求權者たる所持人と第二次遡求者たるその他の者とで多少異なる
- (一) 所持人——は、遡求義務者に對して次の金額を請求し得る(小四四)。
- (1) 支拂のなかつた小切手金額
- (2) 年六分の率による呈示の日以後の利息
- (3) 拒絶證書又はこれに代る宣言の費用、通知の費用及びその他の費用
- (二) 小切手を受戻した者——は、その前者に對して次の金額を請求し得る(小四五)。
- (1) その支拂つた總金額

- (2) 右の金額に對し年六分の率により計算した支拂の日以後の利息
- (3) その支出した費用

償還手續

- (一) 遡求義務者は、請求を受けない場合でも進んで償還をなし得るが、その何れの場合たるを問はず、償還をなす債務者は、支拂と引換に、小切手、拒絶證書又はこれに代る宣言、受取を證する記載をした計算書の交付を請求し得る(小四六前—書式六〇七、六〇八頁)。
- (二) 又償還によつて小切手を受戻した裏書人は、自己及び後者の裏書を抹消し得る(小四六頁)ことは手形の場合と同様だ(六〇九頁以下)。

支拂保證人に對する準遡求

- (一) 支拂保證人は擔保義務者ではないが、従つて遡求義務者とはいへないが

支拂保證をなすことによつて、小切手上の第一次の債務者となる。

(二) その支拂拒絶の場合に、支拂保證人に對する請求は、遡求權保全手續に關する規定に従つてなされ(小五五、五七)、支拂保證人は遡求義務者と合同責任を負ひ(小四三)、その支拂金額も償還金額と同様(小五五頁)だから、實質上遡求義務者と略々同一の地位に立つ。

(三) 併し支拂保證人に對しては遡求通知はする必要はなく、又この者に對しては、拒絶證書不要文句の規定は適用されない。

64. 複本

小切手と複本

小切手に謄本制度を認めないのは、小切手が本來信用證券でなく、支拂證券たる特性に基く。法は小切手にも手形と同様複本制度を認めた。これは遠隔地へ送る送金小切手についての遅着、紛失の危険防止のための便宜があるからで、所謂安全複本だ。複本の性質は爲替手形の複本と同様だ。

複本の發行

- (一) 小切手の複本は當初より發行すべきもの——で、爲替手形の複本の如く、先に一通で小切手が振出され、後日所持人の請求によつて發行すること

は認められない(小四八後)。

- (二) 複本は指圖又は指圖禁止小切手に付てのみ認められ——持參人拂式小切手には認められない(小四八前)。この種小切手に複本を認めると、複本の濫用によつて二重拂の危険があるからだ
- (三) 複本發行の認められる場合——

は次の場合に限る(小四八前)。

- (1) 一國で振出し他國で支拂ふべき小切手、又は一國(例へば日本本土)で振出し、振出國の海外領土(例へば朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島)で支拂ふべき小切手
- (2) 一國の海外領土(例へば關東州)で振出し、その國(日本内地)で支拂ふべき小切手
- (3) 一國の同一海外領土(例へば臺灣)で振出し、且つ支拂ふべき小切手——

この場合は海外領土内の甲地乙地間の問題で、複本の必要はないやうだが、

海外領土は交通不便、秩序不完全だから認められたものだ。

- (4) 一國の海外領土(例へば南洋群島)で振出し、その國の他の海外領土(例へば朝鮮)で支拂ふべき小切手

複本の方式

- (一) 複本は同一内容の數通を以て之を振出すことができる(小四八後)。複本の各通は同一の完全な小切手たる効力を有するから、その内容が同一なるべきは當然だ。
- (二) 數通の複本を振出したときは、その證券の文言中に番號を附することを要する。之を缺くと、各通は各別の小切手と看なされる(小四八後)。舊法の如く複本たるべきことを示すべき文句の記載を要しない。

小切手ノ複本

參通ノ内第壹號

小切手

一金貳千圓也

振出地 東京市

右金額此第壹號小切手引換ニ持參人へ御支拂可被成候也

複本の效力

(一) 原則——複本は各通獨立して小切手たる効力を有するから、所持人はその一通のみで支拂を請求し得る。だが複本は數通あつても、それ／＼同一の小切手關係を表彰するにすぎないからたとへ複本に複本一通の支拂があつたときは、他の複本を無効とする旨の記載(破毀文句)がなくとも、債務者は義務を免れる(小四九I)。

(二) 例外——併し次の場合には別に責任が生ずる。

- (1) 裏書人が數人に各別に複本を譲渡した場合
- (2) 複本が所持人を異にした後の裏書人は、その署名のある各通の返還を受けずに支拂をした場合には、その返還を受けないものに付て責任を負はねばならぬ(小四九E)。この點は手形の複本と同様だ(六二二頁以下)。

65. 時効と利得償還請求

時効期間

小切手債權は手形同様次の如く短期時効にかゝる。

第一次遡求權

(一) 所持人の裏書人、振出人、保證人等に對する第一次遡求權は、呈示期間經過後六ヶ月を以て時効にかゝる(小五一I)。つまり所持人の遡求權は、普通の場合は振出日から十日後(呈示期間)、更に六ヶ月で時効にかゝる。その後は利得償還による外ない。

(二) 手形時効が一年なのに小切手の

時効を六ヶ月としたのは、小切手の支拂證券性に着眼したのだ。時効の起算點は、手形の場合の如く拒絶證書作成の時からでなく、常に呈示期間満了日の翌日である。

第二次遡求權

(一) 償還をした、又はなすべき遡求義務者の他の遡求義務者に對する遡求權は、その債務者が小切手の受戻をした日、又はその者が訴を受けた日から六ヶ月で時効にかゝる(小五一II)。この時効起算點は手形と同様だ(手七〇II)。

(二) 支拂保證人に對する小切手上的請求權——は、呈示期間經過後一年で時効にかゝる(小五八)。支拂保證人は遡求義務者でなく、又爲替手形の引受人とも同視さるべきでないから、特別の時効期間を定めた。

時効の中断事由

は、民法の一般原因による請求、差押假差押、假處分、債務の承認によつて中断し、第二次遡求權は訴訟告知によつても中断する(小七三)。時効の中断は中断事由の生じた者に對してのみ効力を生ずる(小五二)。

利得償還請求

之について小切手は規定してゐるが、これは手形の場合と全く同様で(小七二、手八五)先に述べた(四八六頁以下)。

唯手形の場合と異るのは、利得償還義務者が、手形では引受人、振出人、裏書人だが、小切手では振出人、裏書人、支拂保證人の點だ。保證人は、手形の場合同様利得した場合でも償還義務を負はない。

著者略歴

明治三十四年、島根縣八束郡に生る。

小學校卒業後、獨學にて専門學校入學者資格檢定試験に合格し、日本大學法科に進む。

昭和四年同校卒業、同五年高文司法科に合格、同七年高文行政科に合格す。この間久しく時事新報記者として操觚界に活躍す。

昭和七年、法曹界に轉じ、辯護士を開業し、主として民事事件を取扱ふ。昭和十五年八月檢事に任官す。

著書に「工場鑛山の法律實務」あり。

昭和十五年十月十日印刷
昭和十五年十月十五日發行

商取引の法律實務
定價 三圓五十錢

著 作 人 中 倉 貞 重

發 行 人 石 山 皆 男
東京市麹町區霞ヶ關三ノ三

印 刷 人 飯 野 虎 吉
東京市麹町區霞ヶ關三ノ三

印 刷 所 ダイヤモンド社印刷部
東京市麹町區霞ヶ關三ノ三

東京市麹町區霞ヶ關三ノ三

ダイヤモンド社

電話銀座四一五五・振替東京二五九七六

大阪支局

大阪市北區中之島(朝日ビル)
電話北濱五七八八・振替大阪五九八〇

發行所

品全完不の等丁亂丁落一萬がすまり居てし致を意注分十はて就に物販出社弊
。すまし致替取おにも直にて擔負料送方當。いさ下出申おは節の上買お

工場鑛山の法律實務

中倉貞重著

事變以來工場鑛山關係の新法令續出し、業者はその知識無くては何事も爲し得なくなつた。總動員法關係の新法令を悉く網羅せる本書は、それ等業者にとつて最良の顧問であり最新の武器である。従來の法律書が難解で素人には手の届かぬものであつたのに反し、あくまで實務家本位に書かれた本書は、如何なる問題も即座に處理出来るやう懇切丁寧を極めてみる。本書一冊がすべてを解決する。工場鑛山關係實務家に取へて一本を奨める所以である。

★好評！忽ち七版！！

要 大 の 次 目

工場總則篇	商店勞働篇
工場と職工	商店法の制定及び内容
工場法の適用範圍	店舖管理人・監督・罰則
勞働契約	健康保險篇
就業制限	總說
扶助	健康保險組合
工場設備	保險給付
工場管理人・工場監督	施設と運用
鑛山篇	退職積立金・退職手当篇
鑛業權	總說
鑛業權者の權利義務	退職積立金
鑛業警察	退職手当
鑛夫の保護	救済と罰則
鑛區税と助成金	
行政處分の救済と罰則	

四六三組五七六頁 定價三圓十五錢 送料四錢 兩入上製本



